第3 監査の結果(2)愛媛県の関連諸団体

- A 県が関与する団体の概要
- B 個別団体の検証

(調査対象とした団体の一覧は目次をご覧ください。)

A 県が関与する団体の概要

1.テーマ選定の理由

平成 20 年度、21 年度にわたって、外郭団体を包括外部監査の対象としてきた。外郭団体については、従来から問題点が指摘され、一定のガバナンスを求められてきたところである。しかし、一方で、実質的な影響力を持ちながら、外郭団体に該当しない団体も数多く、これらの団体に対して、補助金や委託料の支払い以外に、例えば県職員が事務作業等を行い、県の資産を使用させていれば、実質的には補助をしていることと同義である。また、県の主導のもとに民間から会費等として金員を集金したり、県からの補助金や委託料が県の意図に基づき使用されているなどの実態があれば、第2予算的な役割を持つことになるが、外郭団体と異なり、県の監査等を通じ、その運用方法を検証する手立てはない。

県がこれらの諸団体に関して行う関与に合理性があるか、団体の存在が県の政策に合致しているか、 諸団体のガバナンスは適正か、について検討を行わなければ、県の政策実施に抜け道を残すこととな る。

2. 県の調査・対策等

(1)人事課

愛媛県では、平成 20 年4月に発覚した、県職員による関係団体資金着服事件を受け、県に事務局を置く団体の会計事務の適正化について、職員の処分を担当した人事課から、各部署に通知が行われた。

通知は、緊急に各部局の幹事課を集めて口頭で行われたため、通知の内容は残されていない。不正が出納の相互牽制がなかったことによるものであることから、出納・意思決定に際しては、複数人でチェックすること、及び通帳と印鑑を別の職員が管理することを周知したとのことである。

各部署では、これを受けて要綱事務処理マニュアルをはじめ、各種様式が作成されたが、各部署での対応の内容等が適切か、等についてはチェックされていない。また、対象は県職員が出納事務等を行う団体とされ、また従来から適正な管理を行ってきた団体などについては、従来通りでよいこととされている。

(2)包括外部監査

平成 18 年度は委託、平成 19 年度は補助金をテーマとしていたため、団体の受託、団体の受ける補助金については対象とされた。実際に平成 19 年度に検討された補助金に関する部分については今回の監査の対象外とした。(平成 19 年度包括外部監査報告書 201 ページ愛媛・韓国経済観光交流推進協議会負担金、271 ページ第 72 回国民体育大会愛媛県準備委員会運営費負担金)

3. 監査の実施方法

(1)アンケート

全部署に対して、A県に事務局を置く団体、B県職員が事務を担当する団体、C県の職員等が役員に 就任している団体を対象とし、団体の種類、目的、収支の規模、運営方法、県の関与状況等について、 アンケートを実施し、内容を分析した。

(2)個別団体の検証

対象団体のうち、繰越金が多額であるもの、専任職員を有するもの、予算規模が多額であるもの、 その他異常点を有すると考えられるものを抽出し、管理状況を検討した。

監査の手続きの概要は次の通り。

- ①アンケート結果に基づくヒアリング
- ②総会資料・諸規程等の閲覧
- ③収支内訳等の閲覧、照合
- ④収支伺い、証憑等の確認・一部照合
- ⑤総会・理事会等議事録の閲覧
- ⑥年度末残高の照合
- ⑦照合・承認等の証跡の確認

これにあたり、チェックした項目は次の35項目である。

番号	区分
1	会長など、責任者の選定方法は適切か。
2	運営責任の所在は明確か。
3	県の関与に合理性はあるか。
4	県職員の関与方法は適切か。
5	県資産の使用は適切か。
6	人事・給与制度は適正か。不必要な手当はないか。
7	収支状況・留保金の水準は適正か。
8	設立目的と運営の実態は合致しているか。
9	愛媛県及び他自治体からの財政支出に依存していないか。
10	支出に占める管理費比率は適正か。
11	補助金は適正か。
12	委託は適正か。必要がないのに随意契約となっていないか。
13	県職員が収益事業・会費・寄付の徴収などに関与していないか。
14	団体会員に対する会費徴収は適切か。県事業への寄付となっていないか。
15	目標・計画は存在するか。内容は適切か。
16	適正な個人情報保護の体制がとれているか。
17	本来は県の保有情報として情報公開の対象とするべきものはないか。
18	再委託の割合が高くなっていないか。再委託の際に競争性を確保しているか。

10	事業内容において例えば、介護事故や利用者からの金銭や重要書類の預かりなどの法的リ
19	スクのあるものが含まれていないか。
20	監査制度は設けられているか。実効性はあるか。
21	契約事務は適正か。
22	出納は適正か。
23	文書管理、事務処理管理は適正か。
24	労務管理は適正か。
25	固定資産、備品の管理は適正か。
26	法人格の取得の検討が必要ではないか。
27	設立目的自体が不合理な団体はないか。
28	設立目的を達成した団体及び事業開始時の目的を達成した事業はないか。
29	今後,存在意義が希薄化することが予想される団体及び事業はないか。
30	事業が民間事業と類似又は民間企業でも実施可能な団体はないか。
31	設立目的及び事業が他の団体と類似している団体、事業はないか。
32	事業の実体が乏しい小規模外郭団体となっていないか。
33	多額の累積欠損があり、かつ、経営状況等から見て累積欠損の解消が困難な団体はないか。
34	県の関与を停止するべき団体はないか。
35	解散又は統廃合するべき団体はないか。

(3)対象団体及びアンケート結果の要約

ア 団体数等

回答された団体数のうち、該当団体数は216である。

部局ごとの ABC 類型等の数は次のとおりである。

- A 県役所内に事務局を置く団体
- B県職員が職務として事務を担当する団体
- C県の職員等が役員に就任している団体

部局	団体数	専任職員	類型 A	類型 B	類型 C	県職員従事時間	県財産使用
総務部	3	1	3	1	1	444. 0	1
企画情報部	7	1	7	6	6	9, 653. 0	2
県民環境部	8	0	8	5	3	2, 541. 0	0
保健福祉部	12	2	12	10	6	2, 401. 0	4
経済労働部	13	1	13	13	9	13, 407. 8	1
農林水産部	17	0	17	13	7	18, 304. 0	5
土木部	3	0	3	3	2	539. 5	0
東予地方局	39	0	33	17	8	3, 122. 0	6
中予地方局	21	0	19	14	7	1, 680. 0	0
南予地方局	62	0	54	23	17	3, 369. 0	1
公営企業管理局	1	0	0	1	0	208. 0	0

教育委員会	30	5	20	16	19	44, 343. 0	10
計	216	10	189	122	85	100, 012. 3	30

※県職員の従事時間は、計算方法が団体によりまちまちであり、また年によっても大きく変わる 団体もあるが、目安として記載している。また、教育委員会の時間が突出して多いことの要因の一 つは、個別団体でも見ているが、第72回国民体育大会愛媛県準備委員会等の従事時間が多いため である。

イ 収支の規模

収支が年間ゼロの団体から、156 百万円の愛媛県競技力向上対策本部まで、さまざまであるが、 1千万円を超える団体は18と少なく、全体に小規模なものが多い。

4.全般事項

(1)視点

県の事業・事務と何らかの関連がなければ、県庁舎内に事務局を置き、県職員や特別職が役職に就くことは不合理である。また、業務に関連があり、関与の必要性があるにしても、県業務を直接実施することに比べ、責任の所在を考えても、不自然な形態での業務実施である。

このため、次の点について、担当部署で検討されているべきであり、また、その検討が妥当である ことを客観的に他部署で判断されることが望まれる。

- ①団体自体の必要性が検討され、県の関与と関与方法が妥当かにつき検討されている。
- ②事業の実施、資産の管理が十分に行われる管理体制が導入されている。
- ③団体の将来についても予測・考慮され、県の将来の関与方針も検討されている。

(2)現況

①団体自体の必要性が検討され、県の関与と関与方法が妥当かにつき検討されているか。

それぞれの団体の必要性等について、担当者の説明に不審な点のある団体はなかったが、団体に 関しては通常監査の対象とはならないことから、継続して検討される仕組みにはない。

担当部署内で関与の必要性や関与方法が、例えば団体総会の多い 5 月以降、部署ごとにまとめて検討され、それを一覧化した文書として保存する、などの内部での検討が望まれる。

②事業の実施、資産の管理が十分に行われる管理体制が導入されているか。

対象とした団体について、管理状況に大きな問題のある団体はなかったが、個々に改善が必要な 事項は見られ、共通の管理要綱の作成が必要と思われる。

③団体の将来についても予測・考慮され、県の将来の関与方針も検討されているか。

団体の歴史が古い団体や、団体自体によるガバナンスが一定水準にあり、県が補完するような団体では、特に予測・考慮されていなくとも安定した運営と県関与が行われているが、新しく作られた団体では今後の方針が定まっていない。このような団体でも、担当者は一定の計画を持っていたが、県職員は定期的に異動する。

これについても、①と同時に、部署ごとに検討し、一覧化することが望まれる。

(意見)

団体に関与する職員の所属する部署ごとに、団体の現況と関与の必要性を検討し、今後の予測を し、関与方法を検討するべきである。 部署ごとではなく、共通する管理要綱を定め、さらに定期的に要綱に盛り込む内容を検討することが望まれる。

(3)分類

愛媛県が関与する団体の、関与要因別分類を試みた。類型ごとに、課題を記載する。

A 小規模団体

独立した事務所を置くほどの規模ではなく、また、内部での相互牽制が不可能な規模であることなどにより、県の政策に合致することから、県に事務局を置く団体

課題:独立したガバナンスの構築は不可能であるが、県職員が事業内容まで決定してしまうと、団体とする意味がなく、独立した運営機関は必要である。団体の独立性と県職員の関与の方法が検討されなければならない。また、県が関与する必然性(県政策との関連)が検討される必要がある。

B 県民等の参加により運営される団体

活動内容に県民や他団体等との協働が必要である団体。

課題:県民との協働は、自治体に要請される課題でもあるが、実施方法として団体の形態をとることが妥当かの検討が必要である。団体が自立した規程に沿って意思決定を行えないなら、団体とするべきではない。

また、寄付や会費を募る会では、県の政策実施に対する寄付を求める実態とならないという意味 でも、団体の自主的な運営が重要となる。

C 法律・国の施策による団体

国の施策に関連して設立された団体であり、上位団体がある場合も多い。法律等により設立が求められるものもあり、県が構成員として想定されている場合もある。

課題:設立されることが必須のものもあり、任意であっても、設立されると国の施策に関連する県 部署が担当することになるが、関与方法が妥当であるかの検討は必要である。

5.課題

ここでは、個々の団体を見た上で、共通する課題と思われる事項を記載する。

なお、意見の欄に番号が記載されているものについては、抽出した団体での処理がまちまちであったものである。番号が付されていない意見は、全体的に対応が必要な意見と、全ての団体で対応が必要なものである。

(1)団体運営と県関与

1)団体の意思決定

県の職員や特別職が理事などの意思決定機関に就任する場合があるが、団体の利益と県の利益と が相反することも想定される。

団体が何らかの運営に関する決定を行う場合、県は利益が相反する可能性の有無、可能性がある場合、意思決定に中立であるか、県の利益を主張するか、事前に担当部署内で判断し、決定を行い、それを文書化して保管する必要がある。

2)議事録

前記以外の職員等の関与形態として、県職員が事務局を務め、議題に関して一定の関与をする場

合には、団体の独立性について疑義が生じる。

この場合、団体の意思決定が規程に基づき行われ、県が事務局と言いつつ実際には団体の政策を コントロールしている実態にないことを、団体の文書として作成保管する必要がある。

3)事業

今回の抽出対象は、基本的に一定規模以上のものを抽出したため、活動していない団体はなかったが、休眠状態から活動を再開した団体はあった。団体の主目的である事業が縮小しているなど、独立した団体運営が困難であったり、休眠に近い状態になっているものについては、事業の整理を検討したり、県の関与を停止するかどうかの判断をする必要がある。

4)職員等の派遣・兼務

①派遣と委託

県の職員が専ら団体の業務を行う場合には、団体に派遣されたと判断されるべきであり、このためには「公益法人等派遣法」の規程に沿った団体の性格の判断や手続きが必要である。

また、団体等の業務を行う場合にも、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例及びその施行令に基づき、「県行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役員、職員等の地位を兼ね、その事務を行う場合」として承認を得る必要がある。(これ以降「職務専念義務の免除」と呼ぶ。)

(意見)

職員が同じような団体事務を行っている場合でも、部署により、職務専念義務の免除を受けない場合もある。これは、県業務として実施している、という認識に基づくものであり、団体の業務と 県業務が不可分であるなど、一定の合理性は認められる一方、団体業務を行う場合は、必ず形式的に職務専念義務免除申請を出す部署もある。

取扱いを統一することが望まれ、条例及び施行令を厳しく読めば、団体の事務を行う時点で必ず 職務専念義務免除の承認を受けることが求められていると考えられる。

②役員就任

団体の役員に就任する場合には、地方公務員法上の兼業違反にならないこと、職務専念義務規程 に違反しないことの確認が必要と思われる。

職員以外でも、特別職である知事などが団体の代表になる場合がある。

現在のところ、特に問題のある就任はないと思われた。また、職員が団体の役職に就く場合の手続きは、前記調査に対応して措置されている。

(意見)

就任状況等は人事課などで一元管理されることが望まれる。

職員以外の特別職についても、就任が妥当とした根拠を添えて、知事による承認を受けることと、 人事課などによる一元管理を行うことが望まれる。

③団体業務従事

県庁舎内に事務局を置く団体の多くで、県職員が団体自体の事務を行っている。団体と県業務の境界が明確でない場合も多いが、団体の事務が県の業務と考えられるのであれば、それは本来県の事業として行われるべきである。

団体の必要性をより厳密に検討したうえで、県と別途に置く必要があるのであれば、団体の業務は

県の業務ではない。

しかし各団体の内容を見ると、団体の運営補助として団体業務を行うことが県の業務と考えざる を得ないケースも多い。

(意見)

県職員が行う団体の業務内容についても、内容調査票を作成し、担当部署で行っている業務と担当者、おおまかな従事時間、必要と考える理由を記載し、団体への関与状況を総括して管理する部署を定め、内容の妥当性を検討のうえ、人事課などで一元的に管理することが望まれる。

④業務

団体の経費で、県職員が出張するケースも散見される。

(意見1)

団体自体が県の第2予算的な性格となっていないことの検討をしたうえで、必要な出張であることを前提としても、手続がばらばらである。出張中の事故にどう対応するのか、ということも考慮すると、団体経費による出張であっても、県の出張命令を交付する手続とすることが望まれる。

5)担当部署

団体の事務局を県に置いたり、事務を行ったり、役員を出すにあたっては、担当部署により判断 されている。

団体の民間参加者も、他の団体と重複し、他の団体の活動の一部と見られるものもある。

(意見)

団体ごとの運営状況を確認のうえ、団体自体の統廃合を検討し、存続するものについて、団体担 当部署間の連携や担当の再検討が望まれる。

(2)団体職員の執務

1) 処遇

団体のうち、職員を有するものは少数であり、その処遇はまちまちである。

担当する職務によっても異なると思われ、また、処遇のうち、極めて異例と思われる手当等はなかった。おおむね、県の臨時職員等に準じた規定とされている。

現在のところ、県職員の定年を超えるような、高齢な職員はいないが、長期間勤続する職員はいる。

県人事課等で、県が事務局を務める団体で職員を採用する場合に、最低限定めるべき内容について、 規程が策定されているか、内容に不適当なものはないかを検討することが望まれる。

(意見2)

雇用期限の定めのない採用職員については、定年制度の導入が必要と思われる。

2)管理

団体に、県の行政財産を使用させる場合は、目的外使用にあたるため、許可が必要である。愛媛県では、団体に専従職員がおり、県の関連部署の執務室でともに執務する場合には、使用許可をとっている。

県から独立した団体の職員であっても、県の職員と同じスペースで執務していれば、県民が職員 と誤解したとしても、県の責任と考えるべきである。また、実際的には、県の職員に代わり、電話 を取ったりするように、県の職務を補助したり、そうでなくとも、県の保有する情報に触れることもある。他の自治体では、入退館に職員カードが必要とするような管理をしているところもあるが、愛媛県では職員に配布される名札がない、程度の差異となっている。当部署以外で、職務スペースでの、守秘義務等の契約を県と結んでいない、職員以外の者の勤務の事実を把握していないことは、管理上も問題がある。

(意見)

県庁舎内で団体職員などに執務させる場合の登録規程、および職員に準じて守るべき規則を定めることが望まれる。

(3)管理要綱

1) 現況

任意の団体であっても、県に事務局を置く団体については、一定レベルの管理状況とするために、 部ごとに要綱を定め、これに従い管理することとされている。

2)内容

各課により、要綱の内容はまちまちである。それぞれの課の状況を判断し、作成されているもの と思われるが、必要事項に抜けがないか、総合的な管理部署を定め、チェックすることが望まれ る。

また、現況を踏まえ、より具体的な規程を盛り込むことが望まれる事項として、意見1から11 等があり、検討が望まれる。

このような改訂が望まれる事項も、総合的な管理部署でとりまとめ、要綱の改訂と実施状況の確認が望まれる。

3)対象

諸団体には様々な種類、性質のものがあり、県の関与状況、独立性もさまざまである。事務局を 県に置くだけで独立した団体についても、県の定めた要綱を順守するべく求められるものか、疑義 の生じるところである。

県の業務・施策に関連する団体であるため、県施設内に事務局を置き、県職員が事務局を務めているが、まったくの職務外で業務を行う団体がある。

具体的には、高等学校体育連盟、高等学校文化連盟などがこれにあたる。また、これらの団体では、委託料に加え、会員(生徒・職員)から徴収した会費を原資に県事業であるインターハイ、高校文化祭を実施している。委託料は事業費の1割など低い割合のものもあり、これらを県では、補助的委託と呼んでおり、県事業を会費により運営している状態となっている。会費は強制ではないというものの、県職員が学校で徴収している。

県職員が、まったくのプライベートで団体業務などを行う事例とは、やや様相が異なり、団体に何らかの不祥事があった場合、県の責任が全くないとも言えない。また、担当している職員から見ると、県の規程に沿って処理していると発生しない想定外の責任が発生しているようにも考えられる。

県職員が職務外で事務局機能を負う場合でも、何らかの運営状況のチェック、または運営・管理 方法のチェックを県教育委員会が行うか、または報告を受けるべきであると思われるが、法規に従 うと、県は補助・委託以外に関して関与することはできない。

平成 20 年度の不正事件を受けて部署ごとに定めた要綱に、教育委員会ではこれらの団体も対象としており、事務を行う職員が参考にできる体制にしている。しかし、これらの団体では、原則として適用は任意のものとなる。

また、要綱により、毎年の検査は、監事以外に校長等が行うこととされているが、これについて も、団体の会長であることなどを根拠に行われている。

(意見3)

管理部署では、このような団体の数についても調査し、要綱の運用実態の把握とフォロー体制を とることが望まれる。

(4)契約事務

1) 随意契約

独立性が低い団体が、県の補助金、委託費から支出を行う場合に、団体から支払われる契約が県で行われる契約事務よりも著しく簡便であると、本来は県で行うべき業務が県の規程に沿わずに実施されることに近い結果となる。

県職員が事務局となる団体では、県の規程に準じて、見積もり合わせ、随意契約による理由の記載などが行われることとなっている。これが実施されていないケースも見られたが、検証した団体においては、随意契約とする理由に不適切なものはなかった。

2)検収

支払い時には、請求書と照合されて支払われているが、支払いの根拠となる納品が実際に行われているか、という確認については、要綱では求められていない。

検収業務は、支払承認と同様に、発注書に基づき、経理担当者以外により行われることが望まれる。検収が難しいような発注方法を採用しないことも重要である。小規模な団体では、このような処理が難しいこともあるが、支払業務同様、県の担当部署の複数人によるチェックを行うなどの検討が望まれる。

(5)全般管理事項

1) 収支計算書

①様式

ほとんどの団体は、総会などで承認を受ける計算書類として、収支計算書だけを作成している。 このため、注記などとして別途記載されていなければ、債権、備品、販売用の商品などがあっても、 把握できない。

基金、積立金などが繰越金とは別に積み立てられている団体も散見される。

会計期間は基本的な情報であるが、総会資料に入っているため、収支計算書自体には記入されて いないものも多い。

このように、団体の状況を把握するために必要な情報が必ずしも表示されていない団体がある一 方、極めて小規模な団体では、収支計算書だけで十分な情報を提供しているものもある。

(意見 4)

計算書類として、NPO 法人か、できれば公益法人の様式を用いることを基本とするなどにより、

最低でも財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することを原則とし、 繰越金以外に資産がないなどの小規模団体については収支計算書だけでよいこととする、というよ うな実際的な運用が望まれる。

②繰越金の取扱い

計算書類は、総会等の意思決定機関で承認される。

団体によっては、年間収支の規模に対し、相当水準の余剰が生じている場合もある。予算を繰り越された剰余金を含めた事業計画としている団体では、実際の事業に関する支出実績が毎年予算と大きく異なる結果になる。

(意見5)

予算策定にあたっては、前期からの繰越金を次年度には使用しない予定であれば、次期繰り越しとするような、実際的な策定とするべきである。少なくとも、事業費に含めてしまうと、予定していない事業予算を付すこととなり、予算の意味がなくなる。

少なくとも、繰り越し分は予備費に計上するなどにより、実際の事業予測と一致する予算を作成する必要がある。

③資金残高

繰越金が多額であったり、使途が明確ではない基金残高のある団体がある。繰越金等の資金残高は、年度内での資金繰りや事業計画に比べなければ適正な水準であるかの判断ができないものであるが、例えば事業費の2ヶ月分などの目安を設け、それより上回る水準である場合は、必要な資金であるのか検討し、来年度事業計画に反映したり、すぐに使わない資金だが必要ということであれば、目的基金等を設置するなどの対策を実施することが望まれる。

(意見)

保有資金の運用方法を明確に定めず、普通預金として残されている団体も多く見られた。

外郭団体等に比べ、繰越金、基金等の金額は少額であり、また定期預金等にしても、長期的に続く低金利の現況では、収入の増加も限定されるとはいえ、理事会等で運用方法について検討されることが望まれる。

2)議事録

理事会、総会等、組織の意思決定機関の議事録が作成されていない団体も多い。

また、作成されているものでも、理事、会員等による確認が行われていないものも多い。

(意見 6)

団体が独自の意思決定を行ったことを確認できるよう、議事録の作成が行われる必要がある。また、理事や会員など、参加者の代表などによる署名を得ることにより、構成員等による確認が行われ、確認された証跡を残すことが望ましい。

3)監査

各課要綱により、計算書類は監事監査を受けることとされていたが、実際には残高の検証に留まると思われるものもあり、活動内容がどのように計算書に反映されているかまでの検証は行われていない可能性が高い。

また、照合の証跡が残されていない団体も多い。

ほとんどの団体で、監事監査の証跡としては、監査報告書の入手で終わっている。

監事監査が行われた時の意見などは残されていない。

監事の本来の役割を考えると、収支が整合していることのほか、事業の実施状況、団体の運営が会規等に沿って適正に行われていることも確認する責務を負う。このため、総会や理事会等にも出席することが原則であるが、会則等により、会計のみを監事の責務としている団体も多い。

(意見7)

監事監査で最低限チェックするべき項目を標準化し、計算書類の内容及び業務実施状況について、 検討する事項を明確にすること、また、それらが必ず監事により検討される体制とすることが望ま しい。

監事が会計だけを対象とする場合、全体のガバナンスの状況を誰が確認するのか、県の責務が大となる可能性が高い。このような団体については、作成したチェックリストの運営に関する部分については、県職員がチェックすることになると思われる。

また、監査の過程での指摘・意見などについても、その有無を含めて記録し、対応の検討と、実施事項のフィードバックが望まれる。

4)規程

会則はそれぞれ定められており、意思決定機関は明確になっていた。ただし、一部実行されていなかったり、改正が必要なものはある。

また、経理規程などの管理規程については、前記監査の指摘に基づき、会則に盛り込まれているが、 契約の方法など、具体的なものは記載されていない。より詳細な内規については、文書化された規 程はない団体もある。このような団体は、県に準じて処理されている。

5) 備品管理

備品を有さない小規模団体も多数あるが、印鑑なども備品に含める団体がある一方、長期間使用 すると思われる備品を有しているにも限らず、備品台帳等は整備されていない団体もある。

(意見 8)

長期間(1 年を超えて)使用する備品で、一定額以上のものについては、入手年月・金額・購入先などを記録する管理簿を作成し、現物管理に用いることが望まれ、県から貸与され、使用する備品も管理簿については同様である。これらにつき、規程化が望まれる。

6)消耗品等

販売や配布するために定期的または大量に購入される物品の管理簿作成が必要である。これについても、規程の策定と実施が必要である。

販売されるために購入される商品は、購入量と販売量を比較した帳簿を作成し、この帳簿上の在庫と、実際の在庫を照合する必要がある。

団体で利用券などを発行する場合も、印刷数と配布数を記録し、定期的に照合が行われる必要がある。

(意見9)

商品、消耗品、引き換え券等の管理規程を策定し、管理することが望まれる。

7)領収書の管理

団体の中には、補助金や委託料以外の収入を有するものがある。

これらの入金時に領収証を発行しているが、市販のものやパソコンで作成しており、発行履歴が 残されていないものがある。

(注)当事項は、全ての抽出団体では調査を行っていないため、個々に意見を付していないものもある。

(意見 10)

発行数や金額が些少であるため、市販のものを使用したり、パソコンで作成した領収書を使用したりしていると思われるが、市販のものを使うにしても、発行控えが残る形式のものを使用し、書損じについても線引きして保存するなど、一般的に領収書の管理方法として求められることを実施するべきである。

(6)文書管理等

1)規程

県が事務を行う団体については、文書の保存年限等は特に定められていないが、必要に応じて保存されている。また、管理責任者等も特に決まっていない。

実務的には、県の庁舎内に保存されている。

2)情報公開

愛媛県情報公開条例で、情報公開の対象機関としているのは、第2条に規定されている知事、議会、公営企業管理者、教育委員会等である。以上を実施機関として規定し、公文書を公開の対象としている。

また、条例上、公文書は次のように定められている。

「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式をの他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、 当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」

県に事務局を置く団体の文書は、県の公文書には該当しないが、県の職員が職務専念義務の免除を受けず、職務として作成した文書で、職員が組織的に用いるものとして県の機関が保有しているもの、また県が団体から取得した文書は、公文書となる。これらの定義は明確であっても、実際に業務にあたっては、判断が困難である場合もある。

県の機関では、公開請求があった場合の公開の可否(部分公開を含む。)など情報公開に関しては条例に沿って処理されるが、諸団体を構成することにより、県の職員が職務専念義務の免除を受けて作成した文書は対象外となる。このため、例えば、これらの団体が運営上県民等に対する公開を否としない場合でも、情報公開に関する適切な対応が不十分であれば、公開することはできず、情報を秘匿する結果になる可能性もある。

(意見11)

県の職員が事務局を務める団体は、公的性格を有する団体であり、県の団体への関与度合いにもよるが、より透明性の高い運営が確保されるよう、情報公開に関する規程の整備等を働きかけていくことが望ましい。

3)個人情報保護

県で個人情報を取り扱う場合には、愛媛県個人情報保護条例において、個人情報取扱事務の登録をはじめ保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項が定められている。

県の職員が職務専念義務の免除を受けて従事する団体その他の団体事務は、上記の条例の対象と はならないものの、個人情報保護法の規制の対象となる。しかし、取り扱う個人情報の件数が少な いため(5 千件以下)、個人情報取扱事業者に該当せず、法の規制を受けない団体が多く、この場合、 条例・法規ともに対象外となる。

(意見 12)

県の職員が事務局を務める団体で個人情報を取扱う団体では、個別に個人情報取り扱い規程を策定することが望ましい。県の関与度合いにもよるが、県は規程の策定を働きかけることが望ましい。

B 個別団体の検証

監査対象として抽出した任意団体の一覧表

任意団体名	担当課		
(1)愛媛県生活つなぎ資金協会	総務部管理局総務管理課		
(2)愛媛県離島振興協議会	総務部新行政推進局市町振興課		
(3)松山空港利用促進協議会	企画情報部管理局交通対策課・経済労働部観光国		
(3)位山至伦利用促進協議会	際局国際交流課		
(4)えひめ無事故・無違反コンテスト実行委員会	県民環境部防災局消防防災安全課		
(5)愛媛県消防救急デジタル無線基本設計推進	県民環境部防災局消防防災安全課		
協議会	宗 氏		
(6)愛媛県精神保健福祉協会	保健福祉部健康衛生局健康増進課		
(7)愛媛県手をつなぐ育成会	保健福祉部生きがい推進局障害福祉課		
(8)愛媛県肢体不自由児協会	保健福祉部生きがい推進局障害福祉課		
(9)松山港利用促進協議会	経済労働部管理局産業政策課		
(10)愛媛国際見本市・愛媛県地域貿易振興協議会	経済労働部管理局産業政策課		
(11)えひめ先進環境ビジネス研究会	経済労働部産業支援局産業創出課		
(12)愛媛・韓国経済観光交流推進協議会	経済労働部観光国際局国際交流課		
(13)愛媛県グリーン・ツーリズム推進協議会	農林水産部管理局農政課		
(14)えひめ愛フード推進機構	農林水産部管理局ブランド戦略課		
(15)愛媛県PTA連合会	教育委員会事務局管理部生涯学習課		
(16)日本ボーイスカウト愛媛県連盟	教育委員会事務局管理部生涯学習課		
(17)愛媛県高等学校文化連盟	教育委員会事務局指導部高校教育課		
(18)愛媛県美術館友の会	教育委員会事務局文化スポーツ部文化振興課		
(19)愛媛県高等学校体育連盟	教育委員会事務局文化スポーツ部保健スポーツ課		
(20)愛媛県高等学校野球連盟	教育委員会事務局文化スポーツ部保健スポーツ課		
(91) 感極目整性力向上對築士如	教育委員会事務局文化スポーツ部保健スポーツ課		
(21)愛媛県競技力向上対策本部	国民体育大会準備室		
(22) 第 72 同国民体态十个感ట阻潍牌禾具个	教育委員会事務局文化スポーツ部保健スポーツ課		
(22)第72回国民体育大会愛媛県準備委員会	国民体育大会準備室		

(1)愛媛県生活つなぎ資金協会

平成21年度収支計算書(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

収入の	部(千円)		支出の部(千円)			
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額	
貸付金償還金	12	0	旅費	1	0	
貸付金利息	6	0	需用費	10	0	
預金利息	14	4	公課費	81	81	
			役務費	40	37	
			予備費	9, 217	0	
繰越金	9, 317	9, 317	繰越金	0	9, 203	
合計	9, 349	9, 321	合計	9, 349	9, 321	

項目	残高(千円)
次期繰越金	9, 203
預金	9, 203

債権の残高(千円)

元金	利息	合計
15, 218	1, 205	16, 423

1)設立・目的・現状

①目的

短期資金の貸し付けを行うことにより、給与所得者の生活の安定を図る。

②経緯

昭和52年12月に設立され、貸付業務を行ってきたが、民間金融業者の成長や、他の制度融資の 創設を含む社会情勢の変化に伴い、融資額も減少し、平成14年に新規の貸付を廃止した。



債権放棄額、回収額、債権残高の推移

(単位:千円)

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
債権放棄	2, 572	1, 353	1, 113	1, 509	2, 239	3,822	3, 741
償還	1,648	504	411	238	122	5	0
債権残高	31, 480	29, 623	28, 099	26, 352	23, 991	20, 164	16, 423

専従職員が貸付・回収業務を行ってきたが、回収額に対する経費が多額であることなどの包括外 部監査等の指摘により、県職員が債権の管理と回収業務を行っている。

③会員

なし。

④事業の内容

従来の貸付金の回収。ただし、県が業務を引き継いだ時点で、資力に乏しく、回収可能性の低い 債権を引き継いでおり、回収コストを考え併せ、自発的回収を受けている。

⑤全国組織

なし。

⑥分類

A 小規模団体

独立した事務所を置くほどの規模ではなく、また、内部での相互牽制が不可能な規模であることなどにより、県の政策に合致することから、県に事務局を置く団体

課題:独立したガバナンスの構築は不可能であるが、県職員が事業内容まで決定してしまうと、団体とする意味がなく、独立した運営機関は必要である。団体の独立性と県職員の関与の方法が検討されなければならない。また、県が関与する必然性(県政策との関連)が検討される必要がある。

2)県の関与

- ①県職員年間作業時間概算 52 時間
- ②事務局

実施する事務の内容は、収支の承認、予算決算など理事会資料の作成、債権消滅処理事務。

③県事務との関連

当初、県政策により貸し付けが行われていたことから、県が引き継いで処理している現況にある。

3)運営状況

①規則

会則のほか、監査規程及び処務規定が定められており、規程のないものについては、県に準じて 処理される。

②管理状況

総務部の要綱に従って管理されている。

③収支計算書

債権の回収だけが行われるため、繰越金が事業規模に比べて、多額に発生している。また、この 部分は予算上予備費に計上されるため、予備費の予算決算差額が多額になっている。

余剰資金は、普通預金通帳に残されている。

④意思決定機関

会則による決定機関は理事会とされ、書面決議により議決されている。

⑤ 監査

監事(愛媛県信用保証協会参事兼企画総務部長)による監査が実施されている。

⑥個人情報·情報公開

県の職務と区分して考えられているため、団体文書は県文書ではないとの扱いとなる。このため、 県の個人情報保護条例、情報公開条例の対象とはならない。

共通部分に記載の指摘事項に加え、当団体は貸付先の個人情報を有するため、特に留意が必要である。(意見 11, 12)

⑦債権の管理

そもそも引継いだ時点で回収可能性が極めて低い債権であると判断したうえで、入金されたもの を回収処理する業務だけを実施しており、消滅処理が主業務となる。

4)課題等

(意見)

当団体は、余剰資金を含め、回収終了時に精算されるとのことであるが、具体的に、整理計画を明確にし、可能であれば早期に解散することも含めた検討が望まれる。

5) 監査人が検討する事項 35 項目

番号	区分	評定	備考
1	会長など、責任者の選定方法は適切か。	0	会則に基づいている。
2	運営責任の所在は明確か。		時効の完了に伴い清算される予定であり、清算時の残余財
2			産は県に帰属する。
4	県職員の関与方法は適切か。	0	職務専念義務免除をとっている。
7	収支状況・留保金の水準は適正か。	Δ	回収がほとんどない、という点では不適当とも言える。
8	設立目的と運営の実態は合致しているか。	Δ	活動は実質的に停止している。
10	支出に占める管理費比率は適正か。	0	管理費は電話代等のみ。
15	目標・計画は存在するか。内容は適切か。	Δ	整理計画等は明確にされていない。
16	適正な個人情報保護の体制がとれているか。	\wedge	県に準じて保管されているが、独自の規程等は設けていな
10	適比な個八情報体護の体制がとれているか。		V₁°
17	本来は県の保有情報として情報公開の対象と	Δ	団体固有の規程は設けていない。
11	するべきものはないか。		日仲国市・フが住宅は取りている。
20	監査制度は設けられているか。実効性はある	0	収支はほとんどない。
20	か。)	4X X 1313 C 70 C 73 V 10
22	出納は適正か。	0	規程に沿って管理されている。
23	文書管理,事務処理管理は適正か。	0	県文書として処理されている。
26	法人格の取得の検討が必要ではないか。	0	小規模な団体であり、活動もしていない。
27	設立目的自体が不今期な団体けないか。	0	当初設立時には、目的を持って創設された貸付制度を実施
41	設立目的自体が不合理な団体はないか。		する団体であった。

28	設立目的を達成した団体及び事業開始時の目		新規の貸し付けは行われず、当初目的は達成されている。
20	的を達成した事業はないか。		回収業務のみ残っている。
29	今後,存在意義が希薄化することが予想される	\wedge	もともと、解散を前提として引継がれた団体である。
29	団体及び事業はないか。	\triangle	もともと、特取を削延として引極が40に団件とめる。
	車業が民間車業と叛化フル民間へ業でも事施		債権回収は民間でも行っており、債権を譲渡する、という
30	事業が民間事業と類似又は民間企業でも実施 可能な団体はないか。		選択肢もあり得るが、ほとんど回収可能性がないことから
			県が整理段階を受け持っている。
31	設立目的及び事業が他の団体と類似している	0	県業務として貸し付けを行っている部署はあるが、団体と
31	団体,事業はないか。		してはない。
32	事業の実体が乏しい小規模外郭団体となって	\wedge	当初から解散を予定して引継いだ団体である。
32	いないか。	\triangle	当物がの解散を手足して外極いた団体である。
33	多額の累積欠損があり、かつ、経営状況等から	0	県が引継いだ時点で債務はないため、貸付金にも資産性は
33	見て累積欠損の解消が困難な団体はないか。)	ないが、欠損もない状態である。
34	県の関与を停止するべき団体はないか。	0	債務者を除き、利害関係者はいない。
35	解散又は統廃合するべき団体はないか。	0	解散を前提として引継がれている。

^{○…}問題なし、△…問題となる可能性がある、又は不十分である、×…問題がある、一…該当なし

(2)愛媛県離島振興協議会

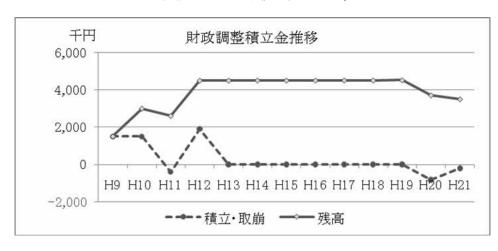
平成21年度収支計算書(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

ЦX	ス入の部(千円])	支出の部(千円)			
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額	
負担金	5, 115	5, 115	協議会運営費	4, 616	4, 535	
雑入金	388	357	振興促進費	1, 221	563	
繰入金	210	210	離青協育成費	617	561	
繰越金	741	741	予備費	-	1	
			繰越金	_	764	
合計	6, 454	6, 423	合計	6, 454	6, 423	

保有資産(平成22年3月31日)

項目	残高(千円)
次期繰越金	764
財政調整基金	3, 514
合計	4, 278

財政調整基金の推移は次の通り。



1)設立・目的・現状

①目的

離島振興法の規定に基づく離島振興対策実施地域における振興事業の迅速かつ強力な実施推進と その他の離島の開発を促進するため、離島相互間の連絡協調をはかる。

②経緯

離島振興法 (昭和 28 年施行) を受け、上位団体である全国離島振興協議会が昭和 28 年に設立され、 その後昭和 33 年に当団体が設立された。

③会員

離島振興法の規定に基づく離島振興対策実施地域を有する県内全ての市町(6 市1町、合計 7)が会員となっている。

④事業の内容

離島青年協議会活動費補助金として年間50万円を支出している。

地域振興イベント支援事業として1件5万円を支出するが、平成21年度は該当事業なし。 研修旅費の助成、全離島と会員7市町の連絡・調整

⑤全国組織

上位団体の愛媛支部という位置付けであり、上位団体(任意の団体)及び財団法人日本離島センターに対して負担金を支払っている。

⑥分類

A 小規模団体

独立した事務所を置くほどの規模ではなく、また、内部での相互牽制が不可能な規模であることなどにより、県の政策に合致することから、県に事務局を置く団体

課題:独立したガバナンスの構築は不可能であるが、県職員が事業内容まで決定してしまうと、団体とする意味がなく、独立した運営機関は必要である。団体の独立性と県職員の関与の方法が検討されなければならない。また、県が関与する必然性(県政策との関連)が検討される必要がある。

C 法律・国の施策による団体

国の施策に関連して設立された団体であり、上位団体がある場合も多い。法律等により設立が求められるものもあり、県が構成員として想定されている場合もある。

課題:設立されることが必須のものもあり、任意であっても、設立されると国の施策に関連する県部署が担当することになるが、関与方法が妥当であるかの検討は必要である。

2)県の関与

- ①県職員年間作業時間概算(平成21年度) 約80時間
- ②事務局

内規に従い、県職員が事務局に就任し、実施する事務の内容は、総会等開催事務、連絡調整、収 支の承認など。

職務専念義務の免除申請を行っている。

③県事務との関連

離島振興は県の政策でもあるが、団体事務として県の職務とは区分して考えられている。

④県資産の使用

団体職員の使用スペースにつき、毎年目的外使用許可をとったうえ、使用料を支払っている。

3)運営状況

①規則

会則のほか、内規、愛媛県離島振興協議会事務補助員等雇用管理要綱がある。処務規定はないが、 県に準じて処理される。

②管理状況

総務部の要綱に従って管理されている。

③収支計算書

前期の繰越金を当年度中に使用する予算を策定しているため、決算時には事業費の予算決算差額 が多額になる。管理費率は、職員を有することもあり、高くなっている。(意見 4、5)

④ 意思決定機関

会員数が7自治体と少ないが、役員会、総会を開催し、必要事項を決議している。総会資料の通

りに議決される場合には、議事録は作成されていない。(意見6)

⑤ 監査

監事による監査が実施されている。市長が監事のため、細かい内容チェックは行われていない。 監査報告書は署名押印されている。

市長自身のチェックは困難でも、概論で記載したチェックリストに記載された検証については、 実施される手続を取ることが望まれる。(意見7)

⑥個人情報·情報公開

県の職務と区分して考えられているため、団体文書は県文書ではないとの扱いとなる。このため、 県の個人情報保護条例、情報公開条例の対象とはならない。(意見 11, 12)

⑦団体職員

1名が県の担当部署に常駐し、団体事務を行っている。

愛媛県離島振興協議会事務補助員等雇用管理要綱により、臨時職員に準じた処遇となっている。 雇用期間は1年であるが、1年間の更新は可能である。

職務の内容は、書類作成、会計事務等であり、上位団体への会員からの負担金の計算や、手待ち時間には県の事務の補助も行っている。

手当等に不適当と思われるものはなかった。退職金の規定もない。

4)課題等

公共事業の減少とともに収入が減少している状況から、平成 21 年度に負担金制度の見直しを行い、平成 22 年度から定額制とする改正を行っているとのことであるが、平成 21 年度の事業は 50 万円の愛媛県離島青年協議会への補助、全国大会等への会員参加旅費負担だけとなっている。

愛媛県離島青年協議会は現在 36 名、負担金は会合、視察に使用されているとのことで、離島振 興事業は実施出来ていない。

上位団体もあり、団体は継続されるものと思われるが、団体職員の事務内容が市町事務の肩代わりの部分がないか、事務量に対して職員の雇用が必要かなどの検討とともに、運営方法の検討が必要な時期にあるといえ、平成25年の離島振興法の改正を目安に、運営方法や事業内容は再検討される予定とのことである。

5) 監査人が検討する事項 35 項目

番号	区分		備考	
1	会長など、責任者の選定方法は適切か。	0	会員の互選であるが、全ての区域が離島である上島町町長が継続して会長となり、上島町長は、上位組織の副会長にも就任している。	
2	運営責任の所在は明確か。		会規に従い、会員により運営されるが、積極的な関与は感じられない。上位組織に対して県単位で組織を組成する必要から継続されている。	
3	県の関与に合理性はあるか。	0	会規に、県職員が事務局となる旨定められている。また、会長が離 島の町長であることもあり、他の会員である市町をまとめるために 県の関与を求められた経緯もあるとのことである。	

4	県職員の関与方法は適切か。	0	職務専念義務免除の手続きはとられている。
5	県資産の使用は適切か。	0	専任職員使用部分に対する使用許可、及び使用料の支払いを行って いる。
6	人事・給与制度は適正か。不必要な手 当はないか。	0	県臨時職員と同じ給与体制をとっている。職員は2年で交代する。
7	収支状況・留保金の水準は適正か。	Δ	従来の「公共事業割」が減少していることから、収入が減少し、基金の取り崩しで対応してきたため、平成22年度から会費制度を改訂している。
8	設立目的と運営の実態は合致しているか。	Δ	積極的な運営が行われている状況ではない。県ごとに市町の意見等をとりまとめる必要がないのであれば、不要な団体であるが、まとめる必要があると判断されているため、県の関与も必要とされている。
9	愛媛県及び他自治体からの財政支出に 依存していないか。	0	自治体である市町が会員であり、会員からの負担金のみで運営され ている。
10	支出に占める管理費比率は適正か。	\triangle	80.1% 全国団体への負担金も含むが、事業規模が小さくなっていることから、管理費率は高い。
13	県職員が収益事業・会費・寄付の徴収 などに関与していないか。	0	会費の負担割合は、慣行的に一定の計算式に基づき計算・徴収され、 合計額が予算として承認されている。
15	目標・計画は存在するか。内容は適切か。	Δ	目標は非常に大きく概念的なものであり、毎年の事業計画以外の長期計画は存在しない。従来の事業を継続している状況にある。
16	適正な個人情報保護の体制がとれているか。	Δ	県に準じて保管されているが、独自の規程等は設けていない。
17	本来は県の保有情報として情報公開の 対象とするべきものはないか。	Δ	団体固有の規程は設けていない。
20	監査制度は設けられているか。実効性 はあるか。	Δ	監事監査報告書は作成されているが、市長が監事に就任していることから、職員と県職員が事業内容を説明し、監査報告書に押印してもらうが細かい内容チェックは行われない。
22	出納は適正か。	0	県の事務規程に従って処理されている。基金の運用について、定期 預金で運用されているが、特に運用方法を決定する仕組みがない。
23	文書管理,事務処理管理は適正か。	0	同上
24	労務管理は適正か。	Δ	県の臨時職員規程に準じて処理されている。業務内容については、 1名の職員が必要かという疑問もある。手待時間などには県の業務 を手伝っている実態にある。
25	固定資産、備品の管理は適正か。	Ī	固定資産、備品等はない。消耗品等は県のものを使っている。
26	法人格の取得の検討が必要ではない か。	0	上位団体も任意の団体である。規模から見て法人格は不要と思われる。
27	設立目的自体が不合理な団体はないか。	0	上位団体に対し、県ごとに組織された団体である。
28	設立目的を達成した団体及び事業開始	0	離島の人口減少は続くなど、課題は設立時より増加している。

	時の目的を達成した事業はないか。		
29	今後、存在意義が希薄化することが予	_	事業は減少している。離島振興法の改正にあわせ、今後の方針を検
29	想される団体及び事業はないか。		討するとのことである。
32	事業の実体が乏しい小規模外郭団体と	^	事業自体は小さく少なくなっている。
32	なっていないか。		尹未日冲は小でヘグはへなつくいる。

○…問題なし、△…問題となる可能性がある、又は不十分である、×…問題がある、一…該当なし

(3)松山空港利用促進協議会

平成 21 年度収支計算書(自平成 21 年 4 月 1 日至平成 22 年 3 月 31 日)

収	入の部(千円	円)	支出の部(千円)			
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額	
負担金	44, 104	43, 713	会議費	250	212	
補助金	5,000	4, 916	事業費	53, 766	46, 855	
会費	4, 150	3, 700	事務局費	464	320	
諸収入	1	6	予備費	200	0	
繰越金	1, 425	1, 426	繰越金		6, 374	
合計	54, 680	53, 761	合計	54, 680	53, 761	

うち、国内線(企画情報部管理局交通対策課)

	収入の部(千	円)	支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
負担金	32, 604	32, 604	会議費	250	212
補助金	1,512	1, 428	事業費	4, 066	2, 802
会費	4, 150	3, 700	事務局費	210	104
諸収入	1	2	予備費	200	0
国際へ	△ 33,687	△ 33,686			
繰越金	146	146	繰越金		1,076
合計	4, 726	4, 193	合計	4, 726	4, 193

うち、国際線(経済労働部観光国際局国際交流課)

収	入の部(千円	円)	支出の部(千円)			
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額	
負担金	11,500	11, 109	会議費	0	0	
補助金	3, 488	3, 488	事業費	49, 700	44, 053	
会費	0	0	事務局費	254	216	
諸収入	0	4	予備費	0	0	
国際へ	33, 687	33, 686				
繰越金	1, 279	1, 280	繰越金		5, 298	
合計	49, 954	49, 568	合計	49, 954	49, 568	

1)設立・目的・現状

①目的

松山空港の拡充及び松山空港の国際化を積極的に推進し、もって松山空港の振興を図る。

②経緯

松山空港の利用促進のために設立されたが、国内線と国際線では県の担当部署が異なるため、それぞれの予算建てに対して別会計を設け、それぞれが管理している。

負担金については、県3に対し松山市が1の割合を負担している。

③会員

会規により、愛媛県と松山市は会員となる。

平成21年度総会資料によると、会員の区分は次の通り。

分類	合計	行政・議会	民間団体等	企業・ 運送業者	企業・ 旅行業者	企業・ その他の主要企業
会員数	81	8	14	11	12	36
理事	19	5	8	2	1	3
監事	2	1	1	0	0	0

④事業の内容

国内線-空の日関連事業、ホームページ運営等

国際線-航空会社との協議・県内需要喚起のためのモニターツアー事業等

なお、平成 21 年度は国からの補助事業として、特別に国内線では、空港情報発信イベント、国際線では、利用拡大のための PR ツールの作成事業を行った。

⑤全国組織等

上位団体はない。

類似団体として、松山空港を運営する松山空港ビル㈱と一部重複する事業を行っているが、協同して事業にあたっている。

また、松山空港利用者利便向上協議会という法規に基づき組成を要請される組織が、国主催で開催されているが、主体的な要望活動は行わず、空港の利便性改善策に対して補助メニューを提示するなどにより、間接的な支援を実施する団体である。

⑥分類

B 県民等の参加により運営される団体

活動内容に県民や他団体等との協働が必要である団体。

課題:県民との協働は、自治体に要請される課題でもあるが、実施方法として団体の形態をとることが妥当かの検討が必要である。団体が自立した規定に沿って意思決定を行えないなら、団体とするべきではない。

また、寄付や会費を募る会では、県の政策実施に対する寄付を求める実態とならないという意味でも、団体の自主的な運営が重要となる。

2)県の関与

- ①県職員年間作業時間概算 企画情報部 1,075 時間 経済労働部 2,035 時間
- ②事務局

会規により、職員が事務局長・国際担当参事に就任する。

職員が職務として事務を行っているため、職務専念義務の免除は受けていない。

• 出張

団体の経費で、県職員が出張するケースも散見されるが、当団体では、県業務でもあり、団体業務でもあることから、出張命令は双方で出している。

③県事務との関連

会の事業は、県の政策そのものであるが、松山空港が松山市に位置し、最も影響を受けることか

ら松山市に対して負担を求め、意見を反映する場としても機能させている。民間については、空港 に関連する事業を営む民間事業者等を対象としているが、会費は5万円であるが、全体の運営に対 するウエイトは高いとはいえない。むしろ、民間に広く事業に参加してもらう、という意味で勧誘 していると思われる。

3) 運営状況

①規則

会則のほか、会計規則、処務規程・旅費規程等がある。規則のない事項については、県に準じて 処理されている。

②管理状況

上記諸規程に基づき処理されている。

③収支計算書

当会は、繰越金以外、備品を有している。(意見4,5)

④ 意思決定機関

総会、理事会の定めがあり、総会は年に1度、理事会は必要に応じて開催される。

総会の議事録は作成されるが、署名はされていない。

理事会等で出た意見については、まとめられており、対応についても報告される。(意見6)

⑤監査

監事による監査が実施されている。

現在のところ、残高及び収支等を領収書等と照合しているとのことであるが、監査を行った証跡 のある資料は、監事が持ち帰っているとのことで、団体としてはサイン、押印された監査報告書を 入手している。(意見 7)

⑥個人情報·情報公開

職務専念義務の免除を受けていないことから、団体文書であっても、県の公文書ということになり、県の個人情報保護条例、情報公開条例の対象となる。

⑦団体職員

該当なし。

⑧債権

会費が未収の場合、会員資格を失うため、未収金は発生しない。

4)課題等

会費、市からの収入も財源とされているが、県負担金のウエイトも高く、県で直接実施するべき 部分はないか、団体予算が県施策の第2予算化していないことの検討は必要である。

現状では、十分に会員の意見をくみ取り、事業に反映しているとのことであるが、事業を効率的に 進めるために最適な組織の在り方は、情勢により変化することも想定される。今後の状況により、 空港利用促進事業を、現状の官の比重の高い官民一体の方式からさらに官主導を強め、直接県事業 として、民間会員等の意見を聞く懇談会等を設置したうえで、直接実施することが最適か、または、 今以上に民間主導を強め、官の関与を薄めて実施することが最適かについて、今一度検討が必要と 思われる。

5)監査人が検討する事項 35 項目

番号	区分	評定	備考	
1	会長など、責任者の選定方法は適切か。	0	会規により、愛媛県知事が会長となる。	
2	運営責任の所在は明確か。	Δ	県事業との区分が困難な面もある。	
3	県の関与に合理性はあるか。	0	県事業との関連は深い。	
4	県職員の関与方法は適切か。	0	職務と考えられており、職免はとっていない。	
7	収支状況・留保金の水準は適正か。	0	年度初めの運転資金として2カ月程度を繰り越している。	
9	愛媛県及び他自治体からの財政支出に依 存していないか。	×	愛媛県、松山市の負担金割合は高い。	
10	支出に占める管理費比率は適正か。	0	平成 21 年度で、支出に占める比率は約 1 %。	
12	委託は適正か。必要がないのに随意契約 となっていないか。	0	県に準じている。	
13	県職員が収益事業・会費・寄付の徴収な どに関与していないか。	Δ	県職員が会員企業に会費を請求する。	
14	団体会員に対する会費徴収は適切か。県 事業への寄付となっていないか。	Δ	年額5万円。団体収支は、圧倒的に県・市負担金が高く、民間への参加を呼び掛けるための会員と思われるが、自主的に参加している企業ばかりか疑問である。	
15	目標・計画は存在するか。内容は適切か。	0	空港利用者数が目安となっているが、具体的な目標は航空路線の 維持・拡充である。	
20	監査制度は設けられているか。実効性は あるか。	0	監事監査を受けている。監査を受けた証跡等を団体にも残すこと が望まれる。	
21	契約事務は適正か。	0	県に準じている。	
22	出納は適正か。	0	県に準じている。	
25	固定資産、備品の管理は適正か。	0	繰越金預金以外備品のみであり、備品台帳も作成されている。	
26	法人格の取得の検討が必要ではないか。	Δ	規模から見て法人格の取得も検討の余地があるが、独立した活 を行っているわけでもない。	
31	設立目的及び事業が他の団体と類似している団体,事業はないか。	Δ	空港を運営する株式会社と一部事業は重複するが、協力して事業を実施している。	
34	県の関与を停止するべき団体はないか。	Δ	県が直接行うべき事務と団体事務との区分の再検討は必要と思 われる。	

 \bigcirc …問題なし、 \triangle …問題となる可能性がある、又は不十分である、 \times …問題がある、-…該当なし

(4) えひめ無事故・無違反コンテスト実行委員会

平成 21 年度収支計算書(自平成 21 年 4 月 1 日至平成 22 年 3 月 31 日)

収入	の部(千円))	支出の部(千円)			
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額	
協賛金	500	880	印刷製本費	1, 491. 5	786	
参加費	12,000	11, 623	通信費	898	327	
預金利息	0	0	会議費	85	0	
繰越金	1, 300	1, 327	手数料	8, 400	8, 139	
			報償費	2, 450	2, 439	
			事務費	475. 5	21	
			繰越金		2, 119	
合計	13, 800	13, 831	合計	13, 800	13, 831	

保有資産(平成22年3月31日)

項目	残高(円)
次期繰越金	2, 118, 844
預金	2, 188, 844

1)設立・目的・現状

①目的

「えひめ無事故・無違反コンテスト」を円滑に実施することにより、県民の交通安全意識の高揚と安全運転の習慣付けを図り、交通事故防止に資する。

②経緯

平成17年、コンテストの開始から組成されている。

③委員

愛媛県交通安全協会長 愛媛県交通安全協会専務理事 愛媛県安全運転管理者連絡協議会事務局長 愛媛県指定自動車教習所協会専務理事 愛媛県トラック協会専務理事 愛媛県交通安全母の会連合会事務局長

④事業の内容

コンテストの企画、運営、関係機関との連絡調整

⑤全国組織

上位団体はない。このようなコンテストは、全ての都道府県で実施されているわけではないが、 かなりの数の都道府県で実施されている。このうち全てが同様の運営方法をとっているわけではな い。

⑥分類

B 県民等の参加により運営される団体

活動内容に県民や他団体等との協働が必要である団体。

課題:県民との協働は、自治体に要請される課題でもあるが、実施方法として団体の形態をとることが妥当かの検討が必要である。団体が自立した規定に沿って意思決定を行えないなら、団体とするべきではない。

また、寄付や会費を募る会では、県の政策実施に対する寄付を求める実態とならないという意味でも、団体の自主的な運営が重要となる。

2)県の関与

- ①県職員年間作業時間概算 320 時間
- ②事務局

当初は、県が事務局としてほとんどの業務を行っていたが、平成 20 年に業務の見直しを行い、 平成21年4月から、当実行委員会と同様の目的を持つ公益法人である愛媛県交通安全協会(以下「安 全協会」と記す。)を事務局に加えて業務を分担し、県は事業部、安全協会は管理部と位置付けられ た。

③県事務との関連

交通安全は県民の安全安心のための政策でもあり、また、事業には参加者の事故情報の問い合わせが必要であるため、県は自己の事務として関与している。

3) 運営状況

①規則

会則のほか、内規、処務規定があり、規程に定められていない事項は、県に準じて処理される。

②管理状況

会則、会計規程、処務規程に基づき処理されているとのことである。

集金業務、収支の記録、検収などの実際の業務は、安全協会が管理部として実施している。県は 事業部という位置付けであるが、収支のチェックは行っているとのことである。ただし証跡は残っ ていない。チェックを行うことについては、相互牽制の点からも妥当であると思われる。

(意見)

管理部の業務に対して、事業部である県がチェックする根拠が明確ではないため、継続して相互 牽制の制度が実施されるよう手続を文書化することが望まれる。また、併せて照合の証跡を残すこ とを含め、業務内容と実施方法の再検討が望まれる。

③収支計算書

月ごとの推移と科目ごとの明細が作成されているが、会則等に定めがないことから、収支計算書は作成されていない。

(意見)

収支計算書の作成により、収支の状況が概観できる状況とすることが望ましい。

④ 意思決定機関

(指摘事項)

委員会は開催されていない。従前の例により、運営されているものと思われる。

⑤監査

管理部、事業部それぞれが監査資料を作成し、監事監査を受けている。

⑥個人情報·情報公開

個人情報を含む文書についても、安全協会に保管されている。安全協会も、独自で個人情報に関する規程を設けている団体であるが、事業部である県と管理部である安全協会の間での保管責任の所在が明確にされていない。

(意見)

事業部である県と管理部である安全協会の間で、事務局内での文書管理・保管の方法、分掌を明確にし、文書化する必要がある。

また、県では、安全協会で規程に沿って保管されていることを確認する必要がある。

⑦団体職員

該当なし。

4)課題等

事業自体を見ると、低コストでの運営が行われているが、実施方法としての委員会は形式化して おり、例年の運営方法を踏襲して、県が事業を実施し、交通安全協会が入金管理等まで含めた管理 業務を実施している現況にある。

(意見)

運営主体を明確にするとともに、意思決定、責任の所在も現在の規程に沿って構築することが望ましい。

5)監査人が検討する事項 35 項目

番号	区分	評定	備考
1	会長など、責任者の選定方法は適切か。		会則により、安全協会会長が就任している。
2	運営責任の所在は明確か。		愛媛県交通安全協会が管理部として、県が事業部として事 業が実施されている。
3	県の関与に合理性はあるか。	0	委員会には入っていないが、参加者の違反問い合わせを行 うことから必要と判断されている。
4	県職員の関与方法は適切か。	0	県業務と捉えているため、職務専念義務の免除は受けていない。
7	収支状況・留保金の水準は適正か。	0	参加費が入金になるまでの事業費を留保しているため、繰 越金は年度の事業規模に比べると、やや多額である。
8	設立目的と運営の実態は合致しているか。	Δ	委員会を構成していることから、委員会の機能を十分に発 揮させることが望ましい。
9	愛媛県及び他自治体からの財政支出に依存していないか。	0	参加費及び協賛金で事業が行われている。県費はゼロ。
10	支出に占める管理費比率は適正か。	0	安全協会及び県が負担しているため、管理費はほとんど発 生しない。
13	県職員が収益事業・会費・寄付の徴収などに関 与していないか。	Δ	協賛金は県職員が関与している。
15	目標・計画は存在するか。内容は適切か。	Δ	交通安全意識の高揚と交通事故の減少。具体的な数値目標 はない。
16	適正な個人情報保護の体制がとれているか。	Δ	個人情報の分掌についての文書化と運用状況の確認が必要である。

17	本来は県の保有情報として情報公開の対象とするべきものはないか。	Δ	団体固有の規程を設けることが望ましい。
18	再委託の割合が高くなっていないか。再委託の 際に競争性を確保しているか。	_	県からの委託業務はないため該当事項はない。
19	事業内容において例えば、介護事故や利用者からの金銭や重要書類の預かりなどの法的リスクのあるものが含まれていないか。	0	申込者の個人情報流出のリスクはあるが、その他の事業リ スクはない。
21	契約事務は適正か。	Δ	委員会と愛媛県交通安全協会との契約又は規程整備が望ま しい。
22	出納は適正か。	Δ	県でも出納のチェックは行っているが証跡を残すことが望 ましい。
23	文書管理,事務処理管理は適正か。	Δ	文書管理、事務処理について明確に規定することが望ましい。
34	県の関与を停止するべき団体はないか。	0	県事業の実施である。

 $[\]bigcirc$ …問題なし、 \triangle …問題となる可能性がある、又は不十分である、 \times …問題がある、-…該当なし

(5)愛媛県消防救急デジタル無線基本設計推進協議会

平成21年度収支計算書(自平成21年7月23日至平成22年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)			
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額	
分担金	18, 996	18, 996	委託料	16, 000	0	
雑入	1	8	旅費	1, 597	129	
			負担金	1, 200	241	
			役務費	50	2	
			需用費	90	0	
			使用料	10	0	
			備品購入費	50	2	
			繰越金	_	18, 630	
合計	18, 997	19, 004	合計	18, 997	19, 004	

保有資産(平成22年3月31日)

項目	残高(千円)
次期繰越金	18, 630, 774
預金	18, 630, 774
合計	18, 630, 774

※このほか、未検収の契約残高ものとして、4,998,000円の支払いが次年度に発生する。

1)設立・目的・現状

①目的

消防救急無線のデジタル化を円滑に推進するため、県内市町(一部事務組合含む)による消防救急 無線の基本設計を共同で行う。

②経緯

法改正により、消防無線をデジタル化することが求められるが、このための基本設計は、都道府 県単位が適当であるとされた。これを受けて県内市町等の共同事業を行う団体として設立された。

③会員

県内市町及び消防事業を行う一部事務組合の消防長が会員となる。

④事業の内容

デジタル化基本設計の発注業務である。

基本設計の見積額と必要経費の合計を会員市町等が負担金として拠出し、事業を行う。県に事務局を置くが、業務は市町職員によっても実施される。

⑤全国組織

全国組織はないが、デジタル化は全国的に、平成28年5月31日までの導入が求められる。消防を所管する消防庁からは、費用節減の観点などから都道府県ごとの基本計画が望ましい旨の事務連絡が来た経緯もある。実施方法については、このような団体とすることを指示されたものではない。

⑥分類

A 小規模団体

独立した事務所を置くほどの規模ではなく、また、内部での相互牽制が不可能である規模であるなどにより、県の政策に合致することから、県に事務局を置く団体

課題:独立したガバナンスの構築は不可能であるが、県職員が事業内容まで決定してしまうと、団体とする意味がなく、独立した運営機関は必要である。団体の独立性と県職員の関与の方法が検討されなければならない。また、県が関与する必然性(県政策との関連)が検討される必要がある。

B 県民等の参加により運営される団体

活動内容に県民や他団体等との協働が必要である団体。

課題:県民との協働は、自治体に要請される課題でもあるが、実施方法として団体の形態をとることが妥当かの検討が必要である。団体が自立した規定に沿って意思決定を行えないなら、団体とするべきではない。

また、寄付や会費を募る会では、県の政策実施に対する寄付を求める実態とならないという意味でも、団体の自主的な運営が重要となる。

当団体は、県内自治体により構成されている。

2)県の関与

- ①県職員年間作業時間概算 330 時間
- ②事務局

実施する事務の内容は、設計業務委託事務、総会等開催事務、連絡調整、収支の承認など。 職務専念義務の免除を受けている。

③県事務との関連

本来は市町の業務であるが、無線の広域化、共同化が求められており、県全域での調整作業が必要であること、市町事務である消防・救急業務の重要性の高さなどから、県が関与し、とりまとめている。

④会費・負担金

会員からの負担金で運営されている。負担金は、予測総費用のうち事業費は規模別に、管理費は 均等割りで按分し、徴収している。

各市に対しては、予算の承認のほか、計算根拠を示して確認をとっているとのことである。

規模別の計算根拠は次のとおりであり、整理段階での各機関が単独で整備した場合の整備費(見込額)で按分することが合意され、それに基づき計算のうえ、各会員の承認のもとで徴収されている。

	消防本部(局)	率(%)	費用負担(千円)		
	(日内) 本中(山)	1 (/0)	事業費	事務費	合計
1	四国中央市	4. 87452	780	214	994
2	新居浜市	4. 87452	780	214	994
3	西条市	4. 87452	780	214	994
4	今治市	10. 66266	1, 706	214	1, 920

5	上島市	2. 71771	435	214	649
6	松山市	12. 27593	1, 964	214	2, 178
7	東温市	2. 71771	435	214	649
8	伊予消防等(事)	6. 87522	1, 100	214	1, 314
9	久万高原町	6. 87522	1, 100	214	1, 314
10	大洲地区広域消防(事)	15. 75113	2, 520	214	2, 734
11	八幡浜地区施設(事)	8. 87591	1, 420	214	1, 634
12	西予市	6. 87522	1, 100	214	1, 314
13	宇和島地区広域(事)	6. 87522	1, 100	214	1, 314
14	愛南町	4. 87452	780	214	994
合	計	100.00000	16, 000	2, 996	18, 996

3) 運営状況

①規則

会則のほかには事務局規程、作業員派遣要請要領があるほか、会計、経理など定めのない事項は 県に準じて処理される。

②管理状況

県民環境部作成の要綱に従って管理されている。

③収支計算書

委託事業の完成引き渡しが後年になったため、繰越金が多額に発生している。このために、事業 費の予算決算差額も多額になっている。(意見4、5)

④ 意思決定機関

総会を開催し、必要事項を決議しているが、書面決議によっているため、議事録は作成されていない。

⑤ 監査

監事による監査が実施されている。2 自治体の消防長が監事のため、資料等を持参し、監査を受けている。チェックリストは作成していない。(意見7)

⑥個人情報·情報公開

県の職務と区分して考えられているため、団体文書は県文書ではないとの扱いとなる。このため、 県の個人情報保護条例、情報公開条例の対象とはならない。

ただし、当団体の取り扱う個人情報は限定されており、対策はとられている。情報公開請求などに対しては、協議会規程に基づき、各役員に諮り、対応することになる。(意見 11, 12)

⑦団体職員

団体に職員はいないが、構成市町から技術員を要請できる。技術員の作業に応じて、内規により 計算された人件費相当額を技術員の所属する市町に支払っている。

この内規は、期末手当や退職金相当額などを含むものではなく、フルコストを負担しているわけではないが、拠出市町を含む会員の同意のもとで決められており、著しく不当な水準というわけで

はない、一定の合理性の認められるものである。

計算は、内規に従って行われて、昇給等についても根拠資料が保管されている。

⑧契約事務

県に準じて、競争入札によっている。手続に問題と思われる点はないが、当初予定価格決定のために見積もりを入手した業者が、当初見積もりよりも相当低い額(40%)で落札している。入札には5者が参加し、入札額にはばらつきがあった。

県の規程に準じても、請負工事のような低価格入札の調査制度がないため、委託業務の実現可能 性について検証する制度はない。

しかし、担当部署では、個別のヒアリングにより、低価格で入札した理由と、工事の実施可能性について確認しているが、企業の内部情報であるとして積算の内訳は入手出来なかったとのことである。もし、低価格受注で業務の実施ができず、再度の委託が必要となるようなことがあった場合、県の責任が問われる可能性もあるが、工事実績などのために、民間業者は赤字でも実施する場合もあり、条例等に基づく調査ではないので、これ以上の調査は無理であったと思われる。また、報告書提出時点では、業務は問題なく進行している。

また、市町の当初負担金も当初の見積もりをもとに決められているため、余剰金が発生する見込みであるが、この余剰金は市町に負担に応じ精算される。

4)課題等

デジタル無線整備については、消防庁より、無線の広域化、共同化が条件とされていることから、 全県レベルの調整が必要であり、市町の要請に基づき、県が調整役を引き受けている。

消防救急無線のデジタル化事業自体は市町業務であるが、消防は安全安心な県民生活の中で重要な位置を占め、県消防防災安全課においても、市町消防に関しての業務を行っているところである。

市町からの負担金を取り扱い、事業を実施するため、協議会を設立しており、市町の負担金を扱う協議会の業務を県の日常業務と区別するために、職員の職務に専念する義務の免除を取得しているが、協議会業務自体は、職員の勤務時間内に実施される。

協議会の運営→県の業務と関連する事務であり、県費をもって実施される合理性はある 協議会の事務局業務→市町の負担による事業を行う団体であり、県の通常業務と区分するために 職務専念義務免除を受けている

という整理になる。

当団体は、短期間で終了するプロジェクト実施型の団体であり、目的が終了すると解散される。

5)監査人が検討する事項35項目

番号	区分	評定	備考
			会の趣旨からいって、市町の代表が就任するべきであ
1	会長など、責任者の選定方法は適切か。	\triangle	ろうが、市町等の要望に基づき、規約で県防災局長と
			されている。
			市町事業であるプロジェクト遂行団体であるが、市町
2	運営責任の所在は明確か。	Δ	等の要望に基づき、全体の進行は県が実施している。
			何らかの事故があった場合、県の責任も問われる可能

			性がある。
3	- 県の関与に合理性はあるか。	0	市町事業のとりまとめであり、要望に基づき県が行っ
			ているという点では合理性がある。
4	県職員の関与方法は適切か。		上記の役割を果たしている。県業務外との認識から、
			職務選任義務免除の申請を出している。
	県資産の使用は適切か。	-	県庁の職員が通常の業務と同様に行っていることか
5			ら、広い意味では県資産を業務外に使用していること
			になる。
			市町職員から3名を作業員としている。時間に応じて
6	人事・給与制度は適正か。不必要な手当はないか。	_	負担金を支払っている。給与部分の単価精算であり、
			実費ではないが、合理的な範囲内と思われる。
	収支状況・留保金の水準は適正か。		当初の設計見積額に基づき、必要経費などを足して負
7		0	担金を徴収している。このため、事業が終了するまで
			余剰金が残ることになるが、会の設立目的から見て合
			理的である。
9	愛媛県及び他自治体からの財政支出に依存してい	0	構成員からの支出に依存しているが、会の目的に沿っ
J	ないか。		たものである。
10	支出に占める管理費比率は適正か。	0	県職員が事務を行うため、管理費はほとんど発生しな
10	AHCI V V B Z A Z Z Z T R ME Z Z V		<i>۷</i> ۰°
14	団体会員に対する会費徴収は適切か。県事業への 寄付となっていないか。		9と同じ。
14			J C IN Co
15	目標・計画は存在するか。内容は適切か。	0	具体的なプロジェクト遂行団体であり、明確である。
16	適正な個人情報保護の体制がとれているか。	0	委託業務につき、個人情報保護の体制をとっている。
17	本来は県の保有情報として情報公開の対象とする		県に準じて保管されているが、独自の規程等は設けて
1'	べきものはないか。	Δ	いない。
	監査制度は設けられているか。実効性はあるか。	0	チェックリストは設けていない。持ち回りの監事2名
20			に対し、出向いて説明証拠書類を提示して押印しても
			6 5.
	契約事務は適正か。		県の事務に沿っている。ただし、当初予定価格を定め
21		0	るために徴収した見積もりと比べ、落札額が著しく低
			い。落札業者が見積業者であり、やや不自然。
25	固定資産、備品の管理は適正か。	-	基本設計は資産であるが、各構成市町に配布される。
26	法人格の取得の検討が必要ではないか。	0	目的事業が終了すると解散する。
27	設立目的自体が不合理な団体はないか。	0	目的は明確かつ合理的。
28	設立目的を達成した団体及び事業開始時の目的を 達成した事業はないか。	0	達成すると解散される。
	└──問題か〉		

 \bigcirc …問題なし、 \triangle …問題となる可能性がある、又は不十分である、 \times …問題がある、-…該当なし

(6)愛媛県精神保健福祉協会

平成21年度一般会計収支計算書(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

収入の部(千円)		支出の部(千円)			
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
病院負担金	4,009	4, 009	事務費	5, 448	4, 859
会員費	4, 500	4, 085	事業費	5, 537	3, 983
委託料	300	300	予備費	491	0
広告料	160	160			
寄附金		57			
預金利子		1			
雑収入	434	495			
繰越金	2,073	2,073	繰越金		2, 338
合計	11, 476	11, 180	合計	11, 476	11, 180

預金内訳

項目	残高(円)
一般会計	2, 337, 996
退職引当預金	1, 352, 409

一般会計繰越金のほか、退職金支払いのための積立金口座がある。

1)設立・目的・現状

①目的

精神保健福祉に関する一般の理解を深め、心の健康を増進し、あわせて精神障害の発生予防並びに精神障害者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進に努力する。

②経緯

国の施策により、各都道府県に設立された。

③会員

会の目的に賛同した個人並びに団体を持って組織する、とされ、具体的には普通会員として個人、 特別会員として精神科病院、団体会員として市町、企業、団体と規定している。

そのほか、賛助会員の定めもある。

④事業の内容

精神保健福祉大会及び各種会議の開催、機関誌の発行、研修会の実施、精神障害者のスポーツ大会等に対する補助金の交付など。

⑤全国組織

全国組織として、全国精神保健福祉連絡協議会がある。

⑥分類

A 小規模団体

独立した事務所を置くほどの規模ではなく、また、内部での相互牽制が不可能な規模であることなどにより、県の政策に合致することから、県に事務局を置く団体

課題:独立したガバナンスの構築は不可能であるが、県職員が事業内容まで決定してしまうと、団

体とする意味がなく、独立した運営機関は必要である。団体の独立性と県職員の関与の方法が検討されなければならない。また、県が関与する必然性(県政策との関連)が検討される必要がある。

B 県民等の参加により運営される団体

活動内容に県民や他団体等との協働が必要である団体。

課題:県民との協働は、自治体に要請される課題でもあるが、実施方法として団体の形態をとることが妥当かの検討が必要である。団体が自立した規定に沿って意思決定を行えないなら、団体とするべきではない。

また、寄付や会費を募る会では、県の政策実施に対する寄付を求める実態とならないという意味でも、団体の自主的な運営が重要となる。

C 法律・国の施策による団体

国の施策に関連して設立された団体であり、上位団体がある場合も多い。法律等により設立が求められるものもあり、県が構成員として想定されている場合もある。

課題:設立されることが必須のものもあり、任意であっても、設立されると国の施策に関連する県 部署が担当することになるが、関与方法が妥当であるかの検討は必要である。

2)県の関与

- ①県職員年間作業時間概算 52 時間
- ②事務局

会則により県担当課内に置かれ、団体の専任の事務局員が従事している。

③県事務との関連

県業務そのものではないが、県の施策に深く関連する事業であり、県施策の一環として、当団体 の運営に関する指導助言を行っている。職務専念義務免除のうえ、県職員が事務局職員に就任して いる。

④県資産の使用

団体職員の使用スペースにつき、目的外使用許可により、使用されており、使用料を支払っている。

⑤県からの支出

県費の支出は委託料30万円と多額ではない。

3)運営状況

①規則

会則のほか、専門委員会等施行細則、愛媛県精神保健福祉協会職員の給与等に関する規程が定められており、定めのない事項については県に準じて処理されている。

②管理状況

規則等に沿って実施されている。

③収支計算書

当団体は、退職積立金として一般会計繰越金以外の預金資産を有している。(意見4、5)

④ 意思決定機関

理事会、常任理事会、専門委員会の定めがある。議事録は作成されている。(意見6)

⑤監査

監事による監査が実施されている。

現在のところ、残高及び収支等を領収書等と照合しているとのことであり、監事監査の証跡としては、監査報告書を入手している。(意見7)

⑥個人情報·情報公開

県の職務と区分して考えられているため、団体文書は県文書ではないとの扱いとなる。このため、 県の個人情報保護条例、情報公開条例の対象とはならない。(意見 11, 12)

⑦債権の管理

会費が納入されると、当年度の会員となるため、未収入金は発生しない。

⑧団体職員

1名が常駐し、団体事務を行っている。

職務の内容は、事業実施のための連絡、書類作成、会計事務等であり、手当等に不適当と思われるものはなかった。

給与は、県の技能労務職員に準じて定められた規程に基づき計算されている。(意見2)

4)課題等

当会は、専従職員がいることから、県の職員の関与時間も少なく、また精神科病院からなる専門委員会も活発に議論されている。

県の政策に関連する団体であり、またもともと国の施策により設置された団体であり、複数によるチェック体制などをとることが困難な規模であることから、県がガバナンスの補完を行っている。

現況から見ると、このような体制による運営が合理的であると思われる。

5)監査人が検討する事項35項目

番号	区分	評定	備考
1	会長など、責任者の選定方法は適切か。	0	理事会で互選 理事も理事会で選任
2	運営責任の所在は明確か。	0	理事会で決定されている
3	県の関与に合理性はあるか。	0	精神保健福祉政策に関連している
4	県職員の関与方法は適切か。	0	職務専念義務免除をとっている
5	県資産の使用は適切か。	0	使用許可を取り、使用料を徴収している。
10	支出に占める管理費比率は適正か。	Δ	会費が減少傾向にある。支出に占める管理費の割合は 55%と
			比較的高い水準である。
11	11 補助金は適正か。		受入補助金はなし。支出補助は理事会で決定される。(予算の
11	- 川田-67 元で 4 字 Yim エーソ 。		承認という形)
10	県職員が収益事業・会費・寄付の徴収など		国仕職品が伝えていて
13	に関与していないか。	0	団体職員が行っている
1.4	団体会員に対する会費徴収は適切か。県事	(会費で事業が行われているが、県事業とはあまり重複してい
14	業への寄付となっていないか。	0	ない。

15	目標・計画は存在するか。内容は適切か。	_	具体的な数値目標はない。
16	適正な個人情報保護の体制がとれている	\wedge	名簿については公開の可否を聞いたうえ処理している。県に
10	か。	Δ	準じているが、規程は定められていない。
17	本来は県の保有情報として情報公開の対象	\wedge	団体固有の規程は設けていない。
11	とするべきものはないか。	Δ	回体回行の死在は成り ていない。
	監査制度は設けられているか。実効性はあ	0	全件照合しているとのこと。監事2名が県庁に来て監査する
20	るか。		とのこと。
21	契約事務は適正か。	0	見積もり合わせを行っている。
22	出納は適正か。	0	複数チェックしている。
25	固定資産、備品の管理は適正か。	0	備品台帳あり。ただし固定資産はない。
26	法人格の取得の検討が必要ではないか。	0	広島県などでは法人格を取得しているとのことであるが、規
20	(四八代の取侍の便司が必安 (はないが。		模が大きい団体とはいえない。

 $[\]bigcirc$ …問題なし、 \triangle …問題となる可能性がある、又は不十分である、 \times …問題がある、-…該当なし

(7)愛媛県手をつなぐ育成会

平成21年度一般会計収支計算書(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
分担金	520	520	事業費	4, 384	4, 553
事業収入	1,851	1, 401	事務費	320	235
助成金	777	916	会議費	30	22
広告収入	200	170	給与費	1, 940	1, 906
小規模作業所緊急支援事業補助金	3, 300	3, 300	分担金	540	531
委託費	214	221	諸費	86	52
雑収入	1	98			
繰越金	137	137	繰越金		14
積立金戻入	300	550			
合計	7, 300	7, 313	合計	7, 300	7, 313

繰越金内訳

項目	残高(円)
繰越金	13, 783
預金	140, 140
未払金	△ 373, 502
未収金	247, 145

預金内訳

項目	残高(円)
合計	2, 030, 137
一般会計	140, 140
定期積立金	1, 264, 734
退職積立金	625, 263

1)設立・目的・現状

①目的

知的障害児(者)の擁護と福祉向上を図る。

②経緯

知的障害児の保護者相互の情報交換、情報提供などのために、政策的に各自治体に手をつなぐ親の会が組成され、都道府県単位でそれらの上位団体が組成された。

③会員

手をつなぐ親の会及び趣旨に賛同する団体又は個人。

愛媛県内で23区域の親の会があり、平成21年度では、合計1,539人の会員となっている。

④事業の内容

機関紙の発行、各種会議の開催、研修会の開催、心のとも運動(小中高等学校への鉛筆等の頒布) の推進、小規模事業所への補助など。

⑤全国組織

上位団体として全国手をつなぐ会があり、全国の都道府県の同団体全国大会は毎年開催されている。

⑥分類

A 小規模団体

独立した事務所を置くほどの規模ではなく、また、内部での相互牽制が不可能である規模であるなどにより、県の政策に合致することから、県に事務局を置く団体

課題:独立したガバナンスの構築は不可能であるが、県職員が事業内容まで決定してしまうと、団体とする意味がなく、独立した運営機関は必要である。団体の独立性と県職員の関与の方法が検討されなければならない。また、県が関与する必然性(県政策との関連)が検討される必要がある。

B 県民等の参加により運営される団体

活動内容に県民や他団体等との協働が必要である団体。

課題:県民との協働は、自治体に要請される課題でもあるが、実施方法として団体の形態をとることが妥当かの検討が必要である。団体が自立した規定に沿って意思決定を行えないなら、団体とするべきではない。

また、寄付や会費を募る会では、県の政策実施に対する寄付を求める実態とならないという意味 でも、団体の自主的な運営が重要となる。

C 法律・国の施策による団体

国の施策に関連して設立された団体であり、上位団体がある場合も多い。法律等により設立が求められるものもあり、県が構成員として想定されている場合もある。

課題:設立は必須であり、国の施策に関連する県部署が担当することになるが、関与方法が妥当であるかの検討は必要である。

2)県の関与

- ①県職員年間作業時間概算 115 時間
- ②事務局

会則により県担当課内に置かれ、専任の事務局員が従事している。

③県事務との関連

県業務そのものではないが、県の施策に深く関連する事業であり、県施策の一環として、当団体の運営に関する指導助言を行っている。職務専念義務免除のうえ、県職員が事務局長に就任している。

なお、団体経費により県職員が出張するケースがあるが、職務外の出張と解されている。(意見 1)

④県資産の使用

団体職員の使用スペースにつき、目的外使用許可により、使用されており、使用料は減免されている。

⑤県からの支出

県費の支出は補助金40万円と多額ではない。

3) 運営状況

①規則

会則のほか、細則はないが、保健福祉課で定められた要綱及び県規則に準じて処理されている。 ②管理状況

(意見)

年度末の定期預金残高は、監事により照合されるが、利息を乗せて証書を書き換えるために、後日の検証が不可能である。残高証明を入手するか、書き換え前の定期証書のコピーを取り、利息の計算書とともに保管するなどの手続きの追加が望まれる。

③収支計算書

(意見)

予算の承認によって、積立及び取り崩しが承認されているが、定期積立金について、用途が要綱などによって明確にされていない。要綱などでの規程化が望ましい。

当団体は、基金として一般会計繰越金以外の預金資産を有している。(意見4,5)

④ 意思決定機関

理事会、評議員会、親の会連絡会の定めがある。(意見6)

⑤監査

監事による監査が実施されている。

現在のところ、残高及び収支等を領収書等と照合しているとのことであるが、監査を行った証跡 は、必ずしも残されず、監事監査の証跡としては、監査報告書の入手で終わっている。

また、監事監査が行われた時の意見などは残されていない。(意見7)

⑥個人情報·情報公開

県の職務と区分して考えられているため、団体文書は県文書ではないとの扱いとなる。このため、 県の個人情報保護条例、情報公開条例の対象とはならない。

実際には、個人情報については、県の規程に準じて取り扱われ、また情報公開についても請求が あれば対応を検討する、とのことである。(意見 11, 12)

⑦債権の管理

収入のうち、会費等は各親の会から支払われるため、未収入金はない。

鉛筆等の頒布は、直接実施するのではなく、全国的に同事業を実施する業者が直接取り扱い、売り上げの一部が収入として計上されるので、債権の管理は不要である。しかし、手数料の金額が妥当なのかについての検証は不可能である。

⑧団体職員

1 名が常駐し、団体事務を行っているが、別項愛媛県肢体不自由児協会と兼任しており、業務量も同等であることから、人件費の半分ずつを負担している。

職務の内容は、事業実施のための連絡、書類作成、会計事務等であり、手当等に不適当と思われるものはなかった。

県の臨時職員に準じて計算されているが、独自の規定はない。

(意見)

給与規程の作成が望まれる。

4)課題等

当会は、専従職員がいることから、県の職員の関与時間も少なく、また県費からの支出も少額であるが、会として独自のガバナンスを持つ規模ではなく、理事会・評議員会の資料の作成等も県職員が指導している。

また、市町親の会が主体的に参加している研修大会等の事業は、知的障害者の自立等に関する県の施策の一環でもあり、県の関与は妥当と思われる。

なお、当団体は各都道府県で県単位の団体を組成しており、愛媛県だけがこれを解散することも困難と推測される。

5)監査人が検討する事項35項目

番号	区分	評定	備考
1	会長など、責任者の選定方法は適切か。	0	会規により、互選されている。
2	運営責任の所在は明確か。	Δ	会規に沿って運営されているが、事業など、会単独での実 施は難しく、県職員が指導している。
3	県の関与に合理性はあるか。	0	県の施策に関連する団体である。
4	県職員の関与方法は適切か。	0	職務専念義務免除をとっている。
5	県資産の使用は適切か。	0	3.3 平米 使用申請に対し、許可・減免されている。
6	人事・給与制度は適正か。不必要な手当はない か。	Δ	臨時職員に準じている。退職金規定もないが、1年定額(4 万円)で計算している。規程の作成が望まれる。
7	収支状況・留保金の水準は適正か。	0	一般会計の留保金は少額であるが、別途使途を特定しない 積立金も積みたてられている。
10	支出に占める管理費比率は適正か。	Δ	管理費の率は約30%であり、高いとも言えないが、低い水 準ではない。
11	補助金は適正か。	0	国からの補助金を、そのまま小規模作業所に支払っている。国の補助要綱に従う。
15	目標・計画は存在するか。内容は適切か。	Δ	具体的な目標はない。
16	適正な個人情報保護の体制がとれているか。	Δ	県に準じて管理されているが、団体固有の規程は設けてい ない。
17	本来は県の保有情報として情報公開の対象とす るべきものはないか。	Δ	団体固有の規程は設けていない。
18	再委託の割合が高くなっていないか。 再委託の 際に競争性を確保しているか。	_	受託事業がない。
24	労務管理は適正か。	Δ	規程はない。
25	固定資産、備品の管理は適正か。	Δ	管理台帳の作成が望ましい。

○…問題なし、△…問題となる可能性がある、又は不十分である、×…問題がある、—…該当なし

(8)愛媛県肢体不自由児協会

平成 21 年度一般会計収支計算書(自平成 21 年 4 月 1 日至平成 22 年 3 月 31 日)

収入の部(千円)		支出の部(千円)			
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
繰入金	2, 344	2, 308	事業費	2, 647	2, 417
助成金	1,830	1,630	事務費	40	8
雑収入	220	210	会議費	10	1
			給与費	1, 950	1, 914
			分担金	26	26
繰越金	603	603	諸費	594	49
積立金戻入	270	270	繰越金	0	605
合計	5, 267	5, 020	合計	5, 267	5, 020

繰越金内訳

項目	残高(円)
繰越金	605, 476
預金	619, 393
未払金	△ 13, 917

平成21年度特別会計収支計算書(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

収入の部(千円)		支出の部(千円)			
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
寄付金	4, 406	4, 359	分担金	2, 033	2, 013
雑収入	1		事務費	30	38
			繰出金	2, 344	2, 308
合計	4, 407	4, 359	合計	4, 407	4, 359

小中学校での葉書、クリアファイルの売上による寄付の特別会計であり、収支差額を全て一般会計に繰り出し、事業に使用するため、年度末の残高はない。

預金内訳

項目	残高(円)
合計	3, 539, 334
一般会計	619, 393
定期積立金	861, 269
退職積立金	625, 263
三木前副会長寄付金積立金	1, 433, 409

1)設立・目的・現状

①目的

肢体不自由児の療育を助長し、その福祉増進を図る。

②経緯

上記目的を達成するために、都道府県ごとに団体が組成された。

③会員

肢体不自由児とその保護者であるが、会規に明確に規定されていない。

④事業の内容

各種会議の開催、寄付金募集活動(小中高等学校への文具の頒布)の推進、レクリエーション、相談会の実施、就学奨励金の支払など。

⑤全国組織

上位団体として社会福祉法人日本肢体不自由児協会があり、全国の都道府県の同団体全国大会は 毎年開催されている。

⑥分類

A 小規模団体

独立した事務所を置くほどの規模ではなく、また、内部での相互牽制が不可能な規模であることなどにより、県の政策に合致することから、県に事務局を置く団体

課題:独立したガバナンスの構築は不可能であるが、県職員が事業内容まで決定してしまうと、団体とする意味がなく、独立した運営機関は必要である。団体の独立性と県職員の関与の方法が検討されなければならない。また、県が関与する必然性(県政策との関連)が検討される必要がある。

B 県民等の参加により運営される団体

活動内容に県民や他団体等との協働が必要である団体。

課題:県民との協働は、自治体に要請される課題でもあるが、実施方法として団体の形態をとることが妥当かの検討が必要である。団体が自立した規定に沿って意思決定を行えないなら、団体とするべきではない。

また、寄付や会費を募る会では、県の政策実施に対する寄付を求める実態とならないという意味でも、団体の自主的な運営が重要となる。

C 法律・国の施策による団体

国の施策に関連して設立された団体であり、上位団体がある場合も多い。法律等により設立が求められるものもあり、県が構成員として想定されている場合もある。

課題:設立は必須であり、国の施策に関連する県部署が担当することになるが、関与方法が妥当であるかの検討は必要である。

2)県の関与

- ①県職員年間作業時間概算 110 時間
- ②事務局

会則により県担当課内に置かれ、専任の事務局員が従事している。

③県事務との関連

県業務そのものではないが、県の施策に深く関連する事業であり、県施策の一環として、当団体 の運営に関する指導助言を行っている。職務専念義務免除のうえ、県職員が事務局長に就任してい る。

なお、団体経費により、県職員が出張するケースがあるが、職務外の出張と解されている。(意見1)

④県資産の使用

団体職員の使用スペースにつき、目的外使用許可により、使用されており、使用料は減免されている。

⑤県からの支出

県費の支出は補助金20万円と多額ではない。

3) 運営状況

①規則

会則のほか、細則はないが、保健福祉課で定められた要綱及び県規則に準じて処理されている。

②管理状況

備品等はない、とのことであるが、1 年を超えて使用するものはあることから、台帳の作成が望まれる。(意見8)

③収支計算書

(意見)

定期積立金、三木前副会長寄付金積立金について、予算の承認によって、積立及び取り崩しが承認されているが、用途が要綱などによって明確にされていない。要綱などでの規程化が望ましい。

当団体は、基金として一般会計繰越金以外の預金資産を有している。(意見4,5)

④ 意思決定機関

理事会の定めがあるが、議事録等が作成されていない。(意見6)

⑤監査

監事による監査が実施されている。

現在のところ、残高及び収支等を領収書等と照合しているとのことであるが、監査を行った証跡 は、必ずしも残されず、監事監査の証跡としては、監査報告書の入手で終わっている。

また、監事監査が行われた時の意見などは残されていない。(意見7)

⑥個人情報·情報公開

県の職務と区分して考えられているため、団体文書は県文書ではないとの扱いとなる。このため、 県の個人情報保護条例、情報公開条例の対象とはならない。

実際には、個人情報については、県の規程に準じて取り扱われ、また情報公開についても請求が あれば対応を検討する、とのことである。(意見 11, 12)

⑦債権の管理

一般会計の収入は、助成金であり、未収入金はない。

文具の頒布は、直接実施するのではなく、全国的に同事業を実施する業者が直接取り扱い、手数料が支払われる。売り上げと原価分を収入、支出として計上しているが、債権の管理は不要である。 しかし、売り上げの金額が妥当なのか、についての検証は不可能である。

⑧団体職員

1 名が常駐し、団体事務を行っているが、別項愛媛県手をつなぐ育成会と兼任しており、業務量も同等であることから、人件費の半分ずつを負担している。

職務の内容は、事業実施のための連絡、書類作成、会計事務等であり、手当等に不適当と思われるものはなかった。

県の臨時職員に準じて計算されているが、独自の規定はない。

(意見)

給与規程の作成が望まれる。

4)課題等

当会は、専従職員がいることから、県の職員の関与時間も少なく、また県費からの支出も少額であるが、会として独自のガバナンスを持つ規模ではなく、理事会・評議員会の資料の作成等も県職員が指導している。

また、愛媛大会・研修会の開催なども肢体不自由児の福祉の向上に関する県施策の一環であり、 県の関与は妥当であると思われる。

当団体は、これ以上のガバナンスを求めることも難しく、県の直接の事業とする検討も必要と思われるが、各都道府県で県単位の団体を組成しており、愛媛県だけがこれを解散することも難しいことと推測される。

5)監査人が検討する事項 35 項目

番号	区分	評定	備考
1	会長など、責任者の選定方法は適切か。	0	会規により、互選されている。
2	運営責任の所在は明確か。	^	会規に沿って運営されているが、事業など、会単独での実施は難
2	連沓貝(エッカ)(在はり)(唯か。	\triangle	しく、県職員が指導している。
3	県の関与に合理性はあるか。	0	県の施策に関連する団体である。
4	県職員の関与方法は適切か。	0	職務専念義務免除をとっている。
5	県資産の使用は適切か。	0	3.3 平米 使用申請に対し、許可・減免されている。
6	人事・給与制度は適正か。不必要な手	\triangleright	臨時職員に準じている。退職金規定もないが、1年定額(4万円)で
0	当はないか。	\triangle	計算している。規程の作成が望まれる。
7			一般会計の留保金は少額であるが、別途使途を特定しない積立金
(収支状況・留保金の水準は適正か。	0	も積みたてられている。
10	支出に占める管理費比率は適正か。	\triangle	支出に対する管理費率は約45%であり、比較的高い水準である。
12	委託は適正か。必要がないのに随意契	0	県に準じて処理されている。
12	約となっていないか。)	来に早して危煙で40でいる。
15	目標・計画は存在するか。内容は適切	\wedge	具体的な目標はない。
10	か。		ストナリックロ (水(な)なく。
16	適正な個人情報保護の体制がとれてい	Δ	県に準じて管理されているが、団体固有の規程は設けていない。
10	るか。		「京に早して自注で40℃、30°、30°では内の流性は取りです。
17	本来は県の保有情報として情報公開の	Δ	団体固有の規程は設けていない。
1,	対象とするべきものはないか。		回枠回行の発在は飲むですない。
24	労務管理は適正か。	Δ	規程はない。
25	固定資産, 備品の管理は適正か。	Δ	管理台帳の作成が望ましい。
35	解散又は統廃合するべき団体はない	\triangleright	独立した運営を目指すことも難しく、県事業との区分を考える必
50	か。	\triangle	要がある。

○…問題なし、△…問題となる可能性がある、又は不十分である、×…問題がある、—…該当なし

(9)松山港利用促進協議会

平成21年度収支計算書(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

収入の部(千円)		支出の部(千円)			
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
負担金収入	1, 506	1, 506	事業費	10, 300	2, 987
会費収入	2,600	2,650	事務費	1,000	180
補助金収入	1, 330	0	予備費	1, 371	0
雑収入	1	3			
繰越金	7, 234	7, 234	繰越金		8, 226
合計	12, 671	11, 393	合計	12, 671	11, 393

項目	残高(千円)
繰越金	8, 226
預金	8, 271
未払金	△ 95
未収入金	50

1)設立・目的・現状

①目的

松山港における定期貨物航路の拡充及び松山港の振興を積極的に推進し、もって松山港を四国及 び瀬戸内経済圏の貿易拠点として機能強化を図る。

②経緯

国の FAZ 構想に基づき設立された。構想は廃止されたが、港湾の利用振興は県施策でもあり、会は継続されている。

③会員

協議会の目的に賛同する団体、企業その他の者をもって組織され、1 ロ 5 万円の年会費を納入する。

平成21年度総会資料によると、会員の区分は次の通り。

分類	合計	行政	民間団体等	物流事業者	製造業者	企業・その他
会員数	54	2	13	22	10	7
理事	13	2	9	0	2	0
監事	2	0	1	1	0	0

④事業の内容

国内・海外ポートセールス、ポートセミナー、各種調査を行っている。航路拡大のための補助事業の規程はあるが、21 年度の実績はなかった。

⑤全国組織等

上位団体はない。

⑥分類

B 県民等の参加により運営される団体

活動内容に県民や他団体等との協働が必要である団体。

課題:県民との協働は、自治体に要請される課題でもあるが、実施方法として団体の形態をとることが妥当かの検討が必要である。団体が自立した規定に沿って意思決定を行えないなら、団体とするべきではない。

また、寄付や会費を募る会では、県の政策実施に対する寄付を求める実態とならないという意味でも、団体の自主的な運営が重要となる。

2) 県の関与

- ①県職員年間作業時間概算 2,288時間
- ②事務局

会規により、県職員が事務局長に就任する。

- ・出張 団体の経費で、県職員が出張するケースも散見される。
- ③県事務との関連

会の事業は、県の政策を反映しており、松山港が松山市に位置し、最も影響を受けることから松山市に対して負担を求めている。民間については、港に関連する事業を営む民間事業者等を対象としているが、会費は5万円であり、これにより、ポートセールス(企業等訪問)が行われている。

(意見)

事業内容に、県自体が行うべきところ、予算の自由度がないことから当会で実施されている可能 性のあるものが含まれている。

3) 運営状況

①規則

会則のほか、規程等はないが、県に準じて処理されている。

②管理状況

上記諸規程に基づき処理されている。

③収支計算書

当会は、繰越金以外に資産を有していない。

予算を繰り越された剰余金を予備費に含めた支出計画としているため、実際の支出実績が毎年予算と大きく異なる結果になる。(意見 4、5)

(意見)

活動に比べ、繰越金の水準は高くなっている。設立初年度の剰余金がそのまま残っているとのことであるが、余剰となっており、使用計画の策定が望まれる。

④ 意思決定機関

総会、理事会の定めがあり、それぞれ開催されている。

しかし、議案、シナリオ等も事務局(県職員)により作成されており、県の施策を反映したものとなっている。(意見6)

⑤監査

監事による監査が実施されている。

現在のところ、残高及び収支等を領収書等と照合しているとのことであるが、監査を行った証跡 は、監事が持ち帰っている。団体は、監査の結果を記載した監査報告書を入手しているが、監事監 査が行われた時の意見などは残されていない。(意見7)

⑥個人情報·情報公開

県の職務と区分して考えられているため、団体文書は県文書ではないとの扱いとなる。(意見 11、 12)

⑦団体職員 該当なし。

⑧債権

会費が未収の場合、会員資格を失うため、未収金は発生しない。

4)課題等

団体が実施する事業は、県が率先して実施する性質の活動ではない。

しかし、団体の財源のうち、県負担金のウエイトも高く、県で直接実施するべき部分はないか、団体予算が県施策の第2予算化していないことの検討は必要である。

5)監査人が検討する事項35項目

番号	区分	評定	備考
2	運営責任の所在は明確か。	Δ	県主導の運営となっており、団体独自の責任により運営
			されている実態にはない。
7	収支状況・留保金の水準は適正か。	×	活動費に比べ、留保金が多額であり、具体的な事業計画
·	NOTE THE PARTY OF		等もない。初年度の余剰資金が残ったものである。
8	設立目的と運営の実態は合致しているか。	\wedge	設立の契機となった FAZ 構想はなくなったが、港湾の利
	成立自由と連合の大陸は自身しているが。		用促進という目的のための活動は行っている。
9	愛媛県及び他自治体からの財政支出に依存し	\triangle	県・松山市からの負担金も一定割合をもつ。
9	ていないか。		京、位山山からの真理並も た割占をもう。
10	支出に占める管理費比率は適正か。	0	団体職員はおらず、県職員が事務を行うため、団体とし
10			て支出する管理費は少額。管理費率は 5.7%
13	県職員が収益事業・会費・寄付の徴収などに関	\wedge	県職員が会員企業に会費を請求する。
15	与していないか。	Δ	
	団体会員に対する会費徴収は適切か。県事業へ		年額5万円。団体収支は、圧倒的に県・市負担金が高く、
14	回体云貝に対する云貝は収は過 <i>切が。米事未</i> へ の寄付となっていないか。	Δ	民間への参加を呼び掛けるための会員と思われるが、自
	り可りとなっているいが。		主的に参加している企業ばかりか疑問である。
15	目標・計画は存在するか。内容は適切か。	0	港湾利用数・航路数が目安となっているが、具体的な目
10	日1示 * 日四『よけ1工 り るい*。 *1 台『よ - 回 りりい*。		標は航路の維持である。
16	適正な個人情報保護の体制がとれているか。	_	県職員が職務上作成したと考えられている。
	+ 東京は日の伊子は知し、アは知り日の七年		
17	本来は県の保有情報として情報公開の対象と	-	同上。
	するべきものはないか。		
20	監査制度は設けられているか。実効性はある	\triangle	監事監査を受けている。監査を受けた証跡等を残すこと
		l .	

	か。		が望まれる。
21	契約事務は適正か。	0	県に準じている。
22	出納は適正か。	0	県に準じている。
23	文書管理,事務処理管理は適正か。	0	県に準じている。
25	固定資産、備品の管理は適正か。	-	繰越金預金以外の資産はない。
34	- 県の関与を停止するべき団体はないか。	\wedge	県が直接行うべき事務と団体事務との区分の再検討は
34	衆の関子を停止する*****。 	\triangle	必要と思われる。
35	解散又は統廃合するべき団体はないか。	^	上記検討後、団体としての活動の今後を検討する必要が
30		\triangle	ある。

^{○…}問題なし、△…問題となる可能性がある、又は不十分である、×…問題がある、—…該当なし

(10)愛媛国際見本市·愛媛県地域貿易振興協議会

平成21年度収支計算書(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
負担金収入	0	0	販路開拓支援経費	800	123
会費	0	0	見本市参画経費	400	400
雑収入	1	94	会議開催経費	5	0
			事務局費	20	1
			予備費	2, 810	131
繰越金	4, 034	4, 033	繰越金	_	3, 472
合計	4, 035	4, 127	合計	4, 035	4, 127

1)設立・目的・現状

①目的

東アジアをはじめとする世界との貿易を振興し、県内産業の国際化を促進するため、県内企業等による国際取引の強化に向けた取り組みを官民共同で支援するとともに、食品を中心とする愛媛県産品を自律的、安定的に輸出できる民間主導の態勢構築に努め、松山港等の活用による産品輸出を通した県内産業の活性化並びに愛媛の認知度向上とブランドイメージづくりに資する。

②経緯

もともと、愛媛国際見本市協議会として、愛媛 FAZ 構想に基づき設立されたが、FAZ 法の廃止とともに活動は休止状態であった。

平成22年に愛媛県地域貿易振興協議会として再スタートされたところである。

③会員

目的に賛同する団体等で構成される。

会費の定めもあり、当初5万円、その後3万5千円とされていたが、活動が休止されていたことから、事業計画に応じて徴収するとし、徴収もしていなかった。繰越金約347万円は、過去の会費等の残余資産である。

平成 22 年度会員数は 49 であり、これには当監査の対象となった他の団体、えひめ愛フード推進機構、松山港利用促進協議会も含まれる。

④事業の内容

商談機会の提供として、説明会、海外でのフェアなどを実施している。

県職員がジェトロと県等が共同運営しているジェトロ・愛媛産業国際化センター内の相談室に常 駐し、相談を受けたり、フェアの用意など事業自体を含め、団体事務を行っていたりしている。

⑤全国組織·類似組織

上位団体とは言えないが、ジェトロと県等が共同運営しているジェトロ・愛媛産業国際化センター内に活動拠点を持っている。

類似団体として、松山港利用促進協議会が考えられるが、当会は貿易商社等の育成なども目的と しており、活動目的を果たした場合、港湾の利用促進にもつながるが、直接港湾利用促進を目的と するものではない。

⑥分類

A 小規模団体

独立した事務所を置くほどの規模ではなく、内部者による牽制が不可能である規模であるなどに より、県の政策に合致することから、県に事務局を置く団体

課題:独立したガバナンスの構築は不可能であるが、県職員が事業内容まで決定してしまうと、団体とする意味がなく、独立した運営機関は必要である。団体の独立性と県職員の関与の方法が検討されなければならない。また、県が関与する必然性(県政策との関連)が検討される必要がある。

2)県の関与

①県職員年間作業時間概算 1,196 時間 県事務と考えられており、職務専念義務の免除はとっていない。

②事務局

職員が事務局を務めている。

・出張

団体の経費で、県職員が出張するケースも散見される。(意見1)

③県事務との関連

会の事業は、県の政策そのものであり、会員に対して会費の定めはない。民間に広く事業に参加 してもらう、という意味で勧誘していると思われる。

3) 運営状況

①規則

会則のほか、処務規程が定められており、規定されていない事項は、県に準じて処理されている。

②管理状況

上記諸規定に基づき処理されている。

当会は、繰越金以外、備品はパソコンのみであり、備品台帳が備えられていない。(意見8) 平成22年度の契約について検討したところ、随意契約によるものがあるが、その理由等記載されていた。

③収支計算書

(意見 4, 5, 8)

④意思決定機関

総会、理事会の定めがあるが、従来は開催されていなかった。活動再開にあたり、開催されたが、 議案、シナリオ等も事務局(県職員)により作成されており、県の施策を反映したものとなってい る。

(意見6)

⑤監査

監事による監査が実施されている。

職員が監事のもとに全ての資料を持参してチェックを受けている。残高及び収支等を領収書等と 照合しているとのことであるが、監査を行った証跡は、必ずしも残されず、監事監査の証跡として は、監査報告書の入手で終わっている。 また、監事監査が行われた時の意見などは残されていない。

ただし、平成 21 年度までの事業は、極めて規模が小さく、活動はほぼ休止状態であった。(意見7)

⑥個人情報·情報公開

職務専念義務の免除を受けていないことから、団体文書であっても、県の職員が、職務として作成した文書であり、職員が組織的に用いるものとして保管されているもの、また県が団体から取得した文書は県の公文書ということになり、県の個人情報保護条例、情報公開条例の対象となる。

⑦団体職員

該当なし。

⑧債権

該当なし。

4)課題等

長期間休止状況であった団体を、現況に合わせて規程を変え、活動を再開したところである。 見方によっては、繰越金について、本来県の歳入とするべきところであったようにも思われるが、 変更された会規、新しい事業目的は無理に作った事業というものではなく、県の事業として不自然 なところはない。

(意見)

事業の立ち上げの時期であることから、現状では、県で施策や予算に合わせて計画した事業を、 県職員により実施されている状況にある。

活動が軌道に乗るにつれ、会の運営状況も変化し、会員主導による活動になっていくと思われるが、活動が軌道に乗らないなど、今後の経過が予測と異なる場合、県の関与方法等につき、検討が必要と思われる。

5)監査人が検討する事項35項目

番号	区分	評定	備考
1	会長など、責任者の選定方法は適切か。	0	会長は知事である。互選によっている。
2	運営責任の所在は明確か。	Δ	県事業との区分が困難な面もある。
4	県職員の関与方法は適切か。	Δ	事業の立案、事務等 職免は出していない。
7	収支状況・留保金の水準は適正か。	Δ	過去の会費から留保金が生じ、事業を行っていなかったため 残っていたが、22 年度から新規事業計画を策定。
8	設立目的と運営の実態は合致しているか。	0	新しい会則には沿った運営を開始したところ。
9	愛媛県及び他自治体からの財政支出に依存していないか。	0	会費のみ。ただし県職員が従事している。
10	支出に占める管理費比率は適正か。	0	管理費はほとんど発生していない。
12	委託は適正か。必要がないのに随意契約となっていないか。	0	県に準じている。
13	県職員が収益事業・会費・寄付の徴収などに	Δ	会員の増強は県からも声をかけている。ただし自治体(市町)

	関与していないか。		がほとんど。
14	団体会員に対する会費徴収は適切か。 県事業 への寄付となっていないか。	Δ	会費により運営されているが、現在は徴収されていない。県 業務との区分が不明確という点からは、過去の会費で県業務 を行っているともとれなくもない。
15	目標・計画は存在するか。内容は適切か。	Δ	貿易の振興ではあるが、具体的な目標はない。
20	監査制度は設けられているか。実効性はあるか。	0	銀行頭取2名が監事、持ち回りで自分でチェックしているとのこと。ボリュームも少ない。
21	契約事務は適正か。	0	県に準じている。
22	出納は適正か。	0	県に準じている。
23	文書管理,事務処理管理は適正か。	0	県に準じている。
25	固定資産、備品の管理は適正か。	Δ	固定資産がないことから、規程、台帳など作られていない。
32	事業の実体が乏しい小規模外郭団体となっ ていないか。	Δ	当期から活動を再開しており、今後の課題である。
34	県の関与を停止するべき団体はないか。	Δ	県が直接行うべき事務と団体事務との区分の再検討は必要 と思われる。
35	解散又は統廃合するべき団体はないか。	0	ただし、会員による自主運営をめざしている。何らかの目標 等を掲げるべきではないか?

^{○…}問題なし、△…問題となる可能性がある、又は不十分である、×…問題がある、一…該当なし

(11) えひめ先進環境ビジネス研究会

平成 21 年度収支計算書(自平成 21 年 4 月 1 日至平成 22 年 3 月 31 日) 収支はゼロである。 保有資産(平成 22 年 3 月 31 日) なし。

1)設立・目的・現状

①目的

環境付加価値を積極的にビジネスに取り入れる取組を活発化させ、もって本県経済の活性化を図ること。

②経緯

低炭素社会の実現に向け、関連企業による研究会の組織化により、県政策の実施を図ったもの。

③会員

法人、団体、個人が対象であり、平成22年12月現在120団体20個人。

④事業の内容

設立初年度(平成 21 年度)は、総会・セミナーを通じた会員への環境ビジネス関連情報の提供の み実施していたが、平成 22 年度からは、研究会の事務局である(財)えひめ産業振興財団が、県からの委託事業として、総会・セミナーを通じた情報提供に加え、研究会の PT 活動に対する支援(専門家招へいに要する費用の補助)を新たに行っている。

- ⑤全国組織 なし
- ⑥分類
- B 県民等の参加により運営される団体

活動内容に県民や他団体等との協働が必要である団体。

課題:県民との協働は、自治体に要請される課題でもあるが、実施方法として団体の形態をとることが妥当かの検討が必要である。団体が自立した規定に沿って意思決定を行えないなら、団体とするべきではない。

また、寄付や会費を募る会では、県の政策実施に対する寄付を求める実態とならないという意味で も、団体の自主的な運営が重要となる。

2) 県の関与

- ①県職員年間作業時間概算 775 時間
- ②事務局

事務局は、県及び財団法人えひめ産業振興財団。

実施する事務の内容は、総会・セミナーの開催を通じた情報提供、専門人材による相談対応・支援。PT活動の専門家招へい費用の補助など。

③県事務との関連

収支を伴わない政策対象の名簿だけの団体であり、県事務そのものである政策実現のための手段 と考えられている。

3) 運営状況

①規則

会則及び細則のみ。

②管理状況

要綱に従って管理されている。

③収支計算書

収支はゼロである。平成 22 年度からは、事務局である(財)えひめ産業振興財団が、県からの委託事業として2)②に記載した事務を行っている。

④意思決定機関

総会を開催しているが、会の性質が通常団体と異なるため、決議機関ではなく、講演会・研究会に近い。

⑤ 監査

現状では、会の独自の活動はない。全て県の業務として行われており、監査の定めはない。

⑥個人情報·情報公開

職務専念義務の免除を受けていないことから、団体文書であっても、県の職員が、職務として作成した文書であり、職員が組織的に用いるものとして保管されているもの、また県が団体から取得した文書は県の公文書ということになり、県の個人情報保護条例、情報公開条例の対象となる。

4)課題等

設立目的及び現状は、県の施策実現のためのツールであるが、将来的には自主的な運営を期待しているとのことである。

(意見)

環境ビジネスに関しては、国内だけではなく、世界的に議論されている地球温暖化対策に大きく 影響され、目まぐるしく変化している状況であり、現時点で自主運営が可能となるシナリオを描く ことは非常に困難とのことであるが、担当者の異動などにより、関与方針が明確でなくなる可能性 もあり、自主運営に切り替える判断基準を設けることが望ましい。

5)監査人が検討する事項 35 項目

番号	区分	評定	備考
1	1 人民人的 电优基点限点上冲冲冲流上		会規に定められている。会長:愛媛県経済労働部産業支援
1	会長など、責任者の選定方法は適切か。	0	局長 副会長:財団法人えひめ産業振興財団産業振興部長
2	運営責任の所在は明確か。	0	県事業として実施されている。
2	3 県の関与に合理性はあるか。	0	県の業務実施のために設立され、関連企業の名簿を兼ねて
J			いる。
1	4 県職員の関与方法は適切か。		県業務と捉えているため、職務専念義務の免除は受けてい
4			ない。
8	設立目的と運営の実態は合致しているか。	Δ	将来的には、自主的な活動を目指している。
9	愛媛県及び他自治体からの財政支出に依存し	_	県の施策の一環として運営されているが、会から見ると県
9	ていないか。	Δ	の全面的な援助のもとで成り立っている。

10	支出に占める管理費比率は適正か。	_	支出はない。
14	団体会員に対する会費徴収は適切か。県事業へ		該当事項なし。会費はゼロである。
14	の寄付となっていないか。	_	該ヨ事項なし。云貫はヒロじめる。
15	目標・計画は存在するか。内容は適切か。	Δ	明確なものはない。
	監査制度は設けられているか。実効性はある		収支を伴わず、県業務であるため監査制度は設けていな
20	か。	_	い。将来的には必要となる可能性もある。
21	契約事務は適正か。	_	該当事項なし。研修会の設定なども、県業務として行って
21	ズパフ 尹 クカ「は.岬.エル 。		いる。
23	 文書管理,事務処理管理は適正か。	_	該当事項なし。研修会の設定なども、県業務として行って
23	又盲目柱,事伤处柱目柱(b圆止//*。		いる。
32	事業の実体が乏しい小規模外郭団体となって	\wedge	実態は乏しいが、県の事業という実態にあるため。
32	いないか。		大窓はたしいが、ボジザ末という大窓にめるため。

^{○…}問題なし、△…問題となる可能性がある、又は不十分である、×…問題がある、一…該当なし

(12)愛媛・韓国経済観光交流推進協議会

平成21年度収支計算書(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)			
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額	
会費収入	1,000	1,000	韓国人旅行者誘致事業	13, 595	10, 799	
負担金収入	8, 693	8, 693	アウトバウンド事業	200	100	
雑収入	10	3	事務費	80	49	
繰越金	4, 172	4, 173	繰越金		2, 921	
合計	13, 875	13, 869	合計	13, 875	13, 869	

このほか、平成 21 年度は、国の特別景気対策補助により、特別事業として韓国インバウンド強 化対策事業を予算 4,143 千円、決算 4,073 千円で実施している。

繰越金の内訳

項目	残高(円)
繰越金	2, 920, 803
預金	2, 920, 803

1)設立・目的・現状

①目的

松山・ソウル定期航空路線の安定的な運航を確保し、これを活用した県内産業の振興を図るため、 韓国からの旅行者誘致、県産品の輸出その他の経済・観光交流を一体的かつ具体的に推進する。

②経緯

松山-ソウル線の就航に伴い、平成9年に設立された。

負担金については、県3に対し松山市が1の割合を負担している。ただし、韓国旅行者無料送迎バス運行事業については、直接に松山市の宿泊者が増えることから、松山市のメリットが大きいとの判断のもとに、県1対松山市1の負担としている。

③会員

会規に賛同する団体等で構成される。

平成21年度会員の区分は次の通り。

分類	合計	行政	民間団体等	企業・旅行業者	企業・その他の主要企業
会員数	21	2	3	14	2
理事	11	2	0	7	2
監事	2	0	2	0	0

④事業の内容

韓国人旅行者を対象としたモニターツアー、韓国マスコミ、旅行者招聘事業、韓国語版ガイドブックの作成等を行うほか、平成 21 年度には、特別事業として韓国人旅行者専用の無料送迎バスの運行、松山市観光施設無料利用券の配布などを行っている。

⑤全国組織等

上位団体はない。

類似団体として、松山空港利用促進協議会があるが、同会が国内からの空港利用(アウトバウンド)を事業内容とすることに対し、当会は韓国からの利用者増(インバウンド)を目的とし、業務はすみ分けられている。なお、業務は県の組織と対応して区分されている。

⑥分類

B 県民等の参加により運営される団体

活動内容に県民や他団体等との協働が必要である団体。

課題:県民との協働は、自治体に要請される課題でもあるが、実施方法として団体の形態をとることが妥当かの検討が必要である。団体が自立した規定に沿って意思決定を行えないなら、団体とするべきではない。

また、寄付や会費を募る会では、県の政策実施に対する寄付を求める実態とならないという意味でも、団体の自主的な運営が重要となる。

2)県の関与

- ①県職員年間作業時間概算 1,753時間
- ②事務局

職員が事務局を務めている。

職員が職務として事務を行っているため、職務専念義務の免除は受けていない

団体の経費で、県職員が出張するケースも散見される。県の職務でもあり、団体の職務でもある ため、出張命令は、双方から受けている。

③県事務との関連

会の事業は、県の政策そのものであるが、松山市が最もメリットを受けることから松山市に対して負担を求め、意見を反映する場としても機能させている。民間については、関連する事業を営む民間事業者等を対象としている。会費は5万円であるが、全体の運営に対するウエイトは高いとはいえない。むしろ、民間に広く事業に参加してもらう、という意味で勧誘していると思われる。

3)運営状況

①規則

会則のほか、規程等はないが、県に準じて処理されている。

②管理状況

上記諸規程に基づき処理されている。

当会は、繰越金以外、備品などは有していない。

備品台帳についても備えられていない。

平成 21 年度には、韓国インバウンド強化対策事業として、松山市観光施設の無料利用券を配布 している。連番管理はされていないものの、発行時が分かるコードを付し、回収数と照合してい る。

契約事務も県に準じて処理されている。

金額の多額になる委託事業である、無料バスの運行は、社団法人愛媛県バス協会との随意契約となっているが、バス業者が全て所属する団体であり、入札としても、個別のバス業者は応札しないとのことである。委託金額の妥当性等は検討されている。

③収支計算書

(意見4,5)

④ 意思決定機関

総会、理事会の定めがあり、総会は年に1度、理事会は必要に応じて開催される。

⑤ 監査

監事による監査が実施されている。

職員が監事のもとに全ての資料を持参してチェックを受けている。残高及び収支等を領収書等と 照合しているとのことであり、監査を行った証跡のある資料は、監事が保管するため、団体には監 査報告書が残る。

また、監事監査が行われた時に特に意見がないとのことである。(意見7)

⑥個人情報·情報公開

職務専念義務の免除を受けていないことから、団体文書であっても、県の職員が、職務として作成した文書であり、職員が組織的に用いるものとして保管されているもの、また県が団体から取得した文書は県の公文書ということになり、県の個人情報保護条例、情報公開条例の対象となる。

⑦団体職員

該当なし。

⑧債権

会費が未収の場合、会員資格を失うため、未収金は発生しない。

4)課題等

会費、市からの収入も財源とされているが、県負担金のウエイトも高く、県で直接実施するべき部分はないか、団体予算が県施策の第2予算化していないことの検討は必要である。

現在は、松山-ソウル便のインバウンド活性化による経済波及効果の民間に対する影響を考えると、関連企業等には負担を求め、積極的に意見を求めることで、重要度・優先順位を踏まえた効果的な事業実施が可能になると考えられているが、状況が変化した場合には、実施方法を検討する必要がある。

5)監査人が検討する事項 35 項目

番号	区分	評定	備考
1	会長など、責任者の選定方法は適切か。	0	互選 総会で選任
2	運営責任の所在は明確か。	\triangle	事業に何らかの問題があった場合、県の責任もゼロとは言えな
2	連沓貝団V/別任は切権が。	Δ	٧٠°
4	県職員の関与方法は適切か。	0	県の業務と考えられている。
	収支状況・留保金の水準は適正か。	0	実績に合わせて支出するものもあり、予算に比べ支出が少ない
7			ことがある。4~7月まで旅行者が少ない時期で対策が必要で
			あるため、資金繰りのために年度末はやや多くなる。
9	愛媛県及び他自治体からの財政支出に依		愛媛県、松山市の負担金割合は高い。
9	存していないか。	×	多級尔、仏田中V/只温亚部口は同V
10	支出に占める管理費比率は適正か。	0	団体職員はおらず、県が事務を行うため、管理費率は低い。平

			成 21 年度で、支出に占める比率はほぼゼロ。	
12	委託は適正か。必要がないのに随意契約	0	県に準じている。	
	となっていないか。			
13	県職員が収益事業・会費・寄付の徴収な	\triangle	県職員が会員企業に会費請求事務を実施している。	
10	どに関与していないか。		NIMAN AREACARMATMENTED CO.	
14	団体会員に対する会費徴収は適切か。県	0	年額5万円と高額ではなく、ウエイトも低い。	
14	事業への寄付となっていないか。		一十娘もカロと同僚(はなく、ケーイトも似く。	
15	目標・計画は存在するか。内容は適切か。	0	松山⇔ソウル便の安定継続運航(利用者数・搭乗率が目安)	
20	監査制度は設けられているか。実効性は	C	持参してチェックしてもらっている。	
20	あるか。	0		
21	契約事務は適正か。	0	県に準じている。	
22	出納は適正か。	0	複数によるチェックが行われている。	
23	文書管理,事務処理管理は適正か。	0	県に準じている。	
31	設立目的及び事業が他の団体と類似して	0	インバウンド主体であり、空港利用促進協議会はアウトバウン	
91	いる団体、事業はないか。		ドを目的としている。	
34	県の関与を停止するべき団体はないか。	Δ	県が直接行うべき事務と団体事務との区分の再検討は必要と	
34	県の関与を停止するへき回体はないか。 		思われる。	

 $[\]bigcirc$ …問題なし、 \triangle …問題となる可能性がある、又は不十分である、 \times …問題がある、-…該当なし

(13)愛媛県グリーン・ツーリズム推進協議会

平成21年度収支計算書(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)			
科目	予算額	決算額	科目 予算		決算額	
会費	1, 100	1, 100	組織運営・研修事業	80	12	
委託費	900	877	情報発信事業	1, 116	1,085	
雑入	1		人材育成・普及啓発事業	900	877	
			予備費	1	0	
繰越金	96	96	繰越金		99. 1	
合計	2, 097	2, 073	合計	2, 097	2,073	

繰越金内訳(平成22年3月31日)

項目	残高(円)
繰越金	99, 133
預金	129, 552
未収金	237, 436
未払金	△267, 855

1)設立・目的・現状

①目的

県内の里・山・海にある地域資源を活かした愛媛型グリーン・ツーリズムを積極的に推進するため、普及・啓発、情報発信等の活動を関係機関・団体等が一体となって実施し、もって都市と農山漁村の交流等による県民の快適な生活の向上、子供たちの体験学習の充実及び農山漁村の活性化を図る。

なお、グリーン・ツーリズムについては、農林水産省のホームページでは、次のように説明されている。

日帰りから長期的又は定期的・反復的な場合まで様々な形態による、農山漁村地域における自然、 文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動です。

②経緯

グリーン・ツーリズムは、農林水産省の施策として展開されてきた。愛媛県では、平成 18 年 3 月の愛媛県グリーン・ツーリズム推進会議の答申を受け、当会が組織された。

③会員

会規に定める県、市町、関係団体のほか、目的に賛同する個人、団体を会員とすることができる、とされており、平成22年4月時点で、県内の大多数の市町(19)、関連団体(9)に愛媛県を加えた29が会規に定めた会員となっている。

グリーン・ツーリズムの実際の受け入れ者等は、会員ではなく、登録制となっており県事業として実施されている。

④事業の内容

グリーン・ツーリズムについての企画、情報の収集・発信、実践者の育成及び資質向上等。 具体的には、えひめグリーン・ツーリズムナビ(ホームページ)の運営、サポーターの育成、県から の受託によるフェアの開催などを行っている。

⑤全国組織等

上部組織とはいえないが、全国組織として財団法人都市農山漁村交流活性化機構があり、国から の補助金を財源に、グリーン・ツーリズム推進事業を行ったりしている。

⑥分類

B 県民等の参加により運営される団体

活動内容に県民や他団体等との協働が必要である団体。

課題:県民との協働は、自治体に要請される課題でもあるが、実施方法として団体の形態をとることが妥当かの検討が必要である。団体が自立した規定に沿って意思決定を行えないなら、団体とするべきではない。

また、寄付や会費を募る会では、県の政策実施に対する寄付を求める実態とならないという意味でも、団体の自主的な運営が重要となる。

C 法律・国の施策による団体

国の施策に関連して設立された団体であり、上位団体がある場合も多い。法律等により設立が求められるものもあり、県が構成員として想定されている場合もある。

課題:設立されることが必須のものもあり、任意であっても、設立されると国の施策に関連する県部署が担当することになるが、関与方法が妥当であるかの検討は必要である。

2)県の関与

- ①県職員年間作業時間概算 2,000 時間
- ②事務局

会則により、事務局は愛媛県農林水産部管理局農政課内におく、とされている。

県事務と考えているため、職務専念義務の免除申請は出していない。

③県事務との関連

グリーン・ツーリズムの振興は県の施策でもあり、協議会の運営、事務全般を行っている。

④県資産の使用

該当事項はない。

3) 運営状況

①規則

会則(規約)のほか、細則はないが、県の事務に準じて運営されている。

②管理状況

上記規則および県に準じて運営されている。

③収支計算書

(意見 4,5)

④ 意思決定機関

総会、及び幹事会の定めがある。

幹事会議事録は作成されており、活発に議論されているが、県が主導で決定した事業に対する意見 及び要望を述べている感がある。(意見 6)

⑤ 監査

監事による監査が実施されている。会員のうちから選出されるため、各団体に資料を持参し、監査を受けている。

現在のところ、残高及び収支等を領収書等と照合しているとのことであるが、監査を行った証跡 は必ずしも残されず、監事監査の証跡としては、監査報告書の入手で終わっている。

また、監事監査が行われた時の意見などは残されていない。(意見7)

⑥個人情報·情報公開

職務専念義務の免除を受けていないことから、団体文書であっても、県の職員が、職務として作成した文書であり、職員が組織的に用いるものとして保管されているもの、また県が団体から取得した文書は県の公文書ということになり、県の個人情報保護条例、情報公開条例の対象となる。

⑦債権の管理

公的な団体からの会費、補助金が収入源であるため、請求等に基づき入金されている。

⑧団体職員

該当なし。

4)課題等

県政策に深く関連する団体であり、県の関与は妥当であるが、県事務としてグリーン・ツーリズム関連事業の一部を実施している。

県内市町や、関連団体からの会費により運営されているが、県からの委託費事業(平成21年度では877千円)については、職員が職務として実施している。県全体から見ると少額の委託ではあるが、県からの委託を県職員が実施している状況となっており、不適当である。

施策自体の課題でもあるが、主として商業目的で営業する場合も想定され、観光との差別化が困難であるとともに、会からホームページなどを通じて紹介する場合、紹介責任が生じる可能性があるが、かといって絞り込むとグリーン・ツーリズムの振興という目的に合致しなくなる。

グリーン・ツーリズム自体、本来の諸外国の条件と非常に異なる日本でのあり方を模索している 状況にもある。

このような中で、当会は、県内市町を含めて拡大を図る団体であるが、県が直接に行えない事業 は限定されているようにも思われる。

現状を前提にすると、独立して運営が可能な規模ではない。ホームページなどは直接委託事業として実施し、協議会を縮小するか、逆に活動を拡大し、独立性を高めるか、などにつき、委員会の設立により現会員の意見を聴取し、今後の在り方について検討が必要と思われる。

5)監査人が検討する事項 35 項目

番号	区分		備考
1	1 人民為19 東伏老の現代十年は英国は		農林水産部長が就任している。会規により、互選とされて
	1 会長など、責任者の選定方法は適切か。	0	いる。
			県事業と当会で実施する事業は区分されているものの、分
2	2 運営責任の所在は明確か。		業により、全体としてグリーン・ツーリズム事業が運営さ
			れている。
3	県の関与に合理性はあるか。	0	県の施策である事業の一部を実施している。

4	県職員の関与方法は適切か。	0	県の事務と考えて会の事務全般を職員が実施している。
9	愛媛県及び他自治体からの財政支出に依存していないか。	×	県の委託、他自治体からの会費で運営されている。
10	支出に占める管理費比率は適正か。	0	県職員が事務を行うため管理費はほとんど発生しない。平成 21 年度管理費率は 1%未満である。
13	県職員が収益事業・会費・寄付の徴収などに 関与していないか。	Δ	職員が会費を徴収するが、会員は県内自治体、及び団体である。
14	団体会員に対する会費徴収は適切か。県事業 への寄付となっていないか。	Δ	自治体は加入の意思がなければ加入しない。団体については、農林水産関連団体であり、県の意向に沿っている可能性はある。団体会費は10万円である。
15	目標・計画は存在するか。内容は適切か。	Δ	具体的な目標値はない。実績については集計されている。
18	再委託の割合が高くなっていないか。再委託 の際に競争性を確保しているか。	-	フェアについて、会で手配して実施しているが、そもそも 職員が職務として実施している。
19	事業内容において例えば、介護事故や利用者 からの金銭や重要書類の預かりなどの法的リ スクのあるものが含まれていないか。	Δ	HP などで紹介しているグリーン・ツーリズム事業の参加者からのクレーム・事故等に対する責任がなしとは言えない。
20	監査制度は設けられているか。実効性はあるか。	0	持参して監査を受けている。
21	契約事務は適正か。	0	県に準じて実施されている。
22	出納は適正か。	0	県に準じて実施されている。
25	固定資産、備品の管理は適正か。	0	備品台帳が備えられ、管理されている。
30	事業が民間事業と類似又は民間企業でも実施 可能な団体はないか。	Δ	観光との区分が難しい事業もある。
32	事業の実体が乏しい小規模外郭団体となって いないか。	Δ	県事業として直接実施するべき部分がないか、運営方法の 検討が必要である。
35	解散又は統廃合するべき団体はないか。	Δ	県事業への吸収の検討、又は業容拡大による独立化の検討 が必要と思われる。

 $[\]bigcirc$ …問題なし、 \triangle …問題となる可能性がある、又は不十分である、 \times …問題がある、-…該当なし

(14) えひめ愛フード推進機構

平成21年度収支計算書(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目 予算額 🤌		決算額
県負担金	11, 046	11,046	機構の運営	982	703
負担金	10, 646	10, 646	事業	37, 469	29, 930
市町賛助金	400	400	ブランド化	5, 781	2, 098
国庫補助金(ブランド化)	5,000	3, 977	ブランド化(国庫補助)	5,000	6, 356
国庫補助金(輸出促進)	5, 190	3, 573	販路開拓	9,800	8, 909
その他	1	186	輸出促進	1, 480	330
			輸出促進(国庫補助)	5, 190	5, 025
			地産地消	4, 250	3, 279
			総合的な PR	5, 968	3, 933
			関連事業との連携・協力	400	115
繰越金	6, 568	6, 568	繰越金	0	5, 648
合計	38, 851	36, 396	合計	38, 851	36, 396

繰越金内訳(平成22年3月31日)

項目	残高(円)
繰越金	5, 647, 524
預金	9, 920, 293
未収金	7, 553, 598
未払金	△11, 826, 367

1)設立・目的・現状

①目的

農林水産、経済、保健及び教育の関係団体、消費者団体、行政等の一体的な取組により、愛媛県産農林水産物の販売拡大及び地産地消の活動等を積極的に推進するために必要な事業を行う。

②経緯

生産者だけでなく、流通、販売、消費等あらゆる分野により組織的な県産品の全国発信を行うことを目的として、平成17年に組織された。

③会員

前記の経緯により、会規に定める県及び農林水産関係団体、経済関係団体、その他関係団体を会員とする。その他関連団体には、消費者団体、保健衛生団体、教育団体、報道機関が含まれ、平成22年5月時点の会員数は40である。

また、会規により、目的に賛同し、援助する団体を賛助会員とすることができる、とされており、 県内 20 市町が賛助会員となっている。

会費の定めはなく、経費については、会員による補助金及び負担金その他の収入をもってあてる とされている。

会員の負担金の額は、ゼロから全国農業組合連合会愛媛県本部の8,906千円(平成21年度)まで非

常にばらつきがある。

会員の中でも、活動に関する関係の深さ、メリットなどから負担金を決めているとのことであり、 予算として提示することで、負担金の内訳についても、会員の承認を得ている。

④事業の内容

上記①の目的を達成するため、県産農林水産物及び加工品のブランド化及び販路開拓、地産地消等に関する事業を行っている。

具体的には、特に優れた県産農林水産物を「愛」あるブランドとして認定するとともに、会長(知事)によるトップセールスや各種商談会への出展等による県外(特に大都市圏)での販路開拓、東アジアを対象としたかんきつ等の輸出促進、スイーツコンテストや料理コンクール、地元百貨店でのフェア開催などによる地産池消推進等に関する取組みを展開している。

⑤全国組織等

該当なし。類似活動を行う団体として、愛媛県産品の輸出振興を行う愛媛県地域貿易振興協議会があり、当機構は貿易振興協議会の賛助会員となり、協力して活動している。

⑥分類

B 県民等の参加により運営される団体

活動内容に県民や他団体等との協働が必要である団体。

課題:県民との協働は、自治体に要請される課題でもあるが、実施方法として団体の形態をとることが妥当かの検討が必要である。団体が自立した規定に沿って意思決定を行えないなら、団体とするべきではない。

また、寄付や会費を募る会では、県の政策実施に対する寄付を求める実態とならないという意味でも、団体の自主的な運営が重要となる。

2)県の関与

- ①県職員年間作業時間概算 13,520 時間
- ②事務局

処務規程により、事務総長以下愛媛県農林水産部管理局ブランド戦略課の職員が就任することと されている。

県事務と考えているため、職務専念義務の免除申請は出していない。

団体の経費で、県職員が出張する場合もあるが、県からの出張命令も出されている。

③県事務との関連

県産品の拡販は県の重要施策でもあり、会の運営、事務全般を職員が行っている。

④県資産の使用

該当なし。

3) 運営状況

①規則

会則(規約)のほか、処務規程、会計規程、旅費規程など、必要な規程が定められている。

②管理状況

上記規則および県に準じて運営されている。

委託について、随意契約によるものもあるが、その理由については、明確に記載され、手続は妥

当である。

このうち、全国農業組合連合会愛媛県本部に対する委託業務として、県産オリジナル農産物の紹介・PR活動 270万円(予算)が契約されている。

(意見)

全国農業組合連合会愛媛県本部は、当会の構成員であり、負担金も最も多額に負担している。これは、当会の活動に最も深い関連を持つためであり、委託内容は、会の目的に沿って実施されるものであるが、会員に対する随意契約による契約は、本来会員が実施するべき事業ではないか、についても検討され、それについて記載されることが望まれる。

販売促進用の消耗品を大量に保管している。担当者により、出し入れ簿が作成されており、毎月 照合されているが、ルール化されていないので、担当者の異動に伴い、実施されなくなる可能性が ある。上長の承認を含め管理方法を規程化するか、共通の認識とすることにより、常時同様の管理 状況にする必要がある。

③収支計算書

当会は、繰越金以外、販売促進用の消耗品などを有している。(意見4、5)

県産品の販売などを行う場合の売上金は、当会に所属しないことから会の収支に計上されていないが、本来は、管理責任が生じる現金の収支については、収支計算書に預かり金収入、預かり金支出として両建計上することが望ましいが、年度の事業の状況により、金額の増減が大きく、予算化が難しいことから、現在は注記により対応されている。現状から見ると、特に大きな問題はない。

(意見)

欄外への預り金収支の注記は任意で行われているため、継続して記載されるよう、団体を経過する金員につき、収支計算計上を原則としつつも、預り金については注記によることができる、などの規定化が望まれる。

④ 意思決定機関

総会、及び幹事会の定めがあり、議事録も作成されている。

⑤監査

監事による監査が実施されている。会員のうちから選出されるため、各団体に資料を持参し、監 査を受けている。

現在のところ、残高及び収支等を領収書等と照合しているとのことであるが、監査を行った証跡 は必ずしも残されていないが、監査報告書に署名押印されている。(意見7)

⑥個人情報·情報公開

職務専念義務の免除を受けていないことから、団体文書であっても、県の職員が、職務として作成した文書であり、職員が組織的に用いるものとして保管されているもの、また県が団体から取得した文書は県の公文書ということになり、県の個人情報保護条例、情報公開条例の対象となる。

⑦債権の管理

公的な団体からの会費、補助金が収入源であるため、請求等に基づき入金される。

⑧団体職員

該当なし。

4)課題等

県政策に深く関連する団体であり、県の関与は妥当であるが、県自体の事業と混然と実施されて

おり、また会員団体の利益にも貢献する事業を行っている。

現況の運営は妥当な範囲内にあると思われるが、いつまで、またどのように県が関与することが 妥当なのか、事業内容についても、常時検討しつつ事業を推進し、政策や状況の変化に対応できる チェック体制の構築が望まれる。

5)監査人が検討する事項 35 項目

番号	区分	評定	備考
1	会長など、責任者の選定方法は適切か。	0	愛媛県知事が就任しているが、会規により互選となってい
1	AKなC、具正日の歴化のIAIA週900。		る。
2	運営責任の所在は明確か。	\wedge	県事業の一部として、各種団体の協力により実施されてい
2	是百具[[1/2/]]][[1][1][1][1][1][1][1][1][1][1][1][1]		る。
3	県の関与に合理性はあるか。	0	県の施策である事業の一部を実施している。
4	県職員の関与方法は適切か。	0	県の事務と考えて会の事務全般を職員が実施している。
9	愛媛県及び他自治体からの財政支出に依存し	\triangle	県負担金の割合は事業費の 4 分の 1 程度。
9	ていないか。		宗兵担並の削口は事未真の 4 万の 1 任 反。
10	支出に占める管理費比率は適正か。	0	県職員が事務を行うため管理費はほとんど発生しない。平
10			成 21 年度管理費率は 1%未満である。
13	県職員が収益事業・会費・寄付の徴収などに	\wedge	職員が会費を徴収するが、会員は県内自治体、及び団体で
13	関与していないか。		ある。
	団体会員に対する会費徴収は適切か。県事業		団体ごとの負担額が著しく異なるが、事業の内容に合わせ
14	回体会員に対する会質徴収は適切が。 原事業 への寄付となっていないか。		て負担についても、幹事会で決められており、議事録も残
			されている。
15	目標・計画は存在するか。内容は適切か。	\wedge	具体的な目標値はないが、政策の性格から目標値設定は困
10	口伝・ 四は付仕りのパ。円付は週別パ。		難。事業の実績については集計されている。
	再委託の割合が高くなっていないか。再委託		会員企業への随意契約による委託につき、可否の検討と文
18	の際に競争性を確保しているか。		書記載が望まれる。
18		Δ	

^{○…}問題なし、△…問題となる可能性がある、又は不十分である、×…問題がある、一…該当なし

(15)愛媛県 PTA 連合会

平成21年度一般会計収支計算書(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	当初予算額	決算額	科目	当初予算額	決算額
会費	7, 019	7, 095	会議費	1, 380	929
助成金	500	500	事務局費	840	671
事業収入	280	280	事業費	5, 940	5, 107
雑収入	1, 453	1, 509	積立金	1,000	1,000
			分担金	1, 150	1, 185
			予備費	762	0
繰越金	1,820	1,820	繰越金		2, 312
合計	11,072	11, 204	合計	11,072	11, 204

平成 21 年度 PTA 連合会親子安全互助会一般会計収支計算書

(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	当初予算額	決算額	科目	当初予算額	決算額
分担金	20, 400	20, 771	会議費	1, 230	139
雑収入	20	5	事務局費	2, 700	1, 631
			事業費	7, 070	4, 093
			積立金	1,000	1,000
			保険料	12,004	11, 958
			予備費	5, 828	0
繰越金	9, 412	9, 412	繰越金		11, 367
合計	29, 832	30, 188	合計	29, 832	30, 188

預金内訳(平成22年3月31日)

項目	残高(千円)	基金内訳	残高(千円)
一般会計繰越金	2, 312		
	9 041	退職手当積立金	3, 045
一般会計積立金	8, 941	四国ブロック大会準備金	2, 279
		運営積立金	3, 617
互助会一般会繰越金	11, 367		
互助会一般会計積立金	139, 171	親子安全互助会危険度資金積立金	120, 632
五 明 云 一 限 云 司 積 立 並		通常積立金	18, 539
合計	161, 791		

なお、互助会積立金は多額であるが、ペイオフ対策として 1,000 万円に小分けして預金されている。保険の計算基準に従って積み立てられているとのことであり、貸借対照表を作成した場合、同額の負債(責任準備金等)が発生している。なお、監査にあたり、計算根拠に従っているかの検算は行わなかった。

その他資産 備品

1)設立・目的・現状

①目的

PTA の活動を推進し、児童・生徒の健全な成長をはかる。

②経緯

県内 PTA のとりまとめ組織として組成された。全国的に同じ形態になっている。

③会員

県内 PTA の会員が、郡市 PTA を通じて会員となる。

郡市 PTA が構成員となる。

会費は、郡市 PTA から徴収される。また、親子安全互助会費は学校を通じて徴収される。

④事業の内容

印刷物の作成、各種大会等の開催、広報コンクールの実施などのほか、別途互助会会計で児童保険事業を行っている。

⑤全国組織

上位団体として社団法人日本 PTA 全国協議会がある。

⑥分類

B 県民等の参加により運営される団体

活動内容に県民や他団体等との協働が必要である団体。

課題:県民との協働は、自治体に要請される課題でもあるが、実施方法として団体の形態をとることが妥当かの検討が必要である。団体が自立した規定に沿って意思決定を行えないなら、団体とするべきではない。

また、寄付や会費を募る会では、県の政策実施に対する寄付を求める実態とならないという意味でも、団体の自主的な運営が重要となる。

C 法律・国の施策による団体

国の施策に関連して設立された団体であり、上位団体がある場合も多い。法律等により設立が求められるものもあり、県が構成員として想定されている場合もある。

課題:設立は必須であり、国の施策に関連する県部署が担当することになるが、関与方法が妥当であるかの検討は必要である。

各都道府県及び政令指定都市のうち13市に各1団体が置かれている。他都道府県でも県が関与 しているとのことである。

2)県の関与

- ①県職員年間作業時間概算 380 時間
- ②事務局

県施設内に置かれているが、担当部署ではなく、愛媛県生涯学習センター内の同種団体が複数入 居する部屋に置かれ、専任の事務局員が従事している。

③県事務との関連

直接の愛媛県教育委員会業務ではないが、PTA 活動は、教育と深い関係を持つ。県施策の一環として、当団体の運営に関する指導助言を行っている。職務専念義務免除のうえ、事務局長に就任している。

なお、団体経費により、県職員が出張するケースがあるが、職務外の出張と解されている。(意見、1)

④県資産の使用

団体職員の使用スペースにつき、目的外使用許可により、使用されており、使用料も支払っている。なお、使用料は面積割で各団体に割り振られている。

⑤県からの支出

委託料として年間 50 万円を受けているが、事業費として、12 万円を加え、各都市 PTA に再委託 している。いわゆる丸投げ、の状態ではあるが、当会の性格から見て、県からの委託事業を各構成 員に割り当てる実施方法は不適当とまでは言えない。

3) 運営状況

①規則

会則のほか、運営のための諸規程、事務処理のための処務細則が定められている。

②管理状況

教育委員会が要綱を定めた時点で、すでに処務細則を持っていたため、要綱ではなく、処務細則により管理されている。

(意見)

教育委員会の要綱により補完するべきところは取り入れることが望ましい。

③収支計算書

(意見)

一般会計、互助会に積立金が複数設けられているが、運営積立金など、必ずしも、用途が要綱などによって明確にされていない。

予算を繰り越された剰余金を含めた支出計画としているため、実際の支出実績が毎年予算と大き く異なる項目がある。(意見 4,5)

(意見)

人件費などの管理費について、3つの会計間の区分計算の根拠が明確ではない。 従事時間など、合理的と思われる基準で按分することが望まれる。

④ 意思決定機関

総会、及び理事会の定めがある。

理事会議事録は作成されており、活発に議論されているが、作成された議事録の署名が、貼付によるものであった。これは、それぞれの署名人に議事録を送付の上、署名して回収したものを、署名部分を張り付けていたものであり、報告書作成時点では、直接署名に改められていた。

⑤監査

監事による監査が実施されている。

現在のところ、残高及び収支等を領収書等と照合しているとのことであるが、監査を行った証跡 は、必ずしも残されず、監事監査の証跡としては、監査報告書の入手で終わっている。

また、監事監査が行われた時の意見などは残されていない。(意見7)

⑥個人情報·情報公開

県の職務と区分して考えられているため、団体文書は県文書ではないとの扱いとなる。このため、 県の個人情報保護条例、情報公開条例の対象とはならない。 実際には、個人情報については、県の規程に準じて取り扱われ、また情報公開についても請求が あれば対応を検討する、とのことである。

(意見11,12)

⑦債権の管理

収入のうち、特別会計の保険料収入については、入金されなければ保険契約が成立しないため、 未収入金(債権)は発生しない。

⑧団体職員

1名が常駐し、団体事務を行っている。

職務の内容は、事業実施のための連絡、書類作成、会計事務等であり、手当等に不適当と思われるものはなかった。退職金の規程はある。定年の規程はない。(意見2)

4)課題等

県政策に関連して団体事務に関与しているが、 団体の活動は一定の規模をもち、また事業も行っており、保険の準備金として積み立てた金額も多額になっている。

管理の充実と責任所在の明確化が望まれる。そのためにも、法人格の取得について、団体として 検討することと、またその場合の県の関与をどの程度にするのが適当か、について県での検討が必 要と思われる。

5) 監査人が検討する事項 35 項目

番号	区分	評定	備考	
1	会長など、責任者の選定方法は適切か。	0	規程に沿って選任されている。	
			預金残高が多額になっている。責任の所在は規程上明	
2	運営責任の所在は明確か。	\triangle	確であるが、何らかの問題が発生した場合、県の管理	
			責任も問われる可能性が高い。	
6	人事・給与制度は適正か。不必要な手当はないか。	\triangle	規程に沿って管理されている。定年等の規程がない。	
7	収支状況・留保金の水準は適正か。	Δ	一般会計の運転資金は多すぎる水準ではないが、目的	
,	- (大人が)ル・田 (本立 V) 小平は 地上 が。		が明確ではない積立金もある。	
10	支出に占める管理費比率は適正か。	0	管理費水準は、22.6%。高いという水準ではない。	
12	委託は適正か。必要がないのに随意契約となってい	0	周の相和に準じている	
12	ないか。	0	県の規程に準じている。 	
13	県職員が収益事業・会費・寄付の徴収などに関与し	\wedge	会費の一部は各校で徴収される。	
13	ていないか。		云真り 即は竹以(財収される。	
15	目標・計画は存在するか。内容は適切か。	0	毎年目標を定めている。	
16	適正な個人情報保護の体制がとれているか。	\geq	県に準じて管理されているが、団体固有の規程は設け	
10	過上は四八月秋休夜ヶ岸間が、これで、1.37%。		ていない。	
17	本来は県の保有情報として情報公開の対象とする	\geq	団体固有の規程は設けていない。	
11	べきものはないか。	\triangle	口下凹でつかな生は以びしているい。	
18	再委託の割合が高くなっていないか。再委託の際に	>	構成員に再委託している。	
10	競争性を確保しているか。	\triangle		

21	契約事務は適正か。	0	県に準じている。
22	出納は適正か。	0	やや統制は弱いが、複数チェックを原則としている。
23	文書管理,事務処理管理は適正か。	0	県に準じている。
24	労務管理は適正か。	0	規程に沿って管理されている。定年等の規程がない。
25	固定資産,備品の管理は適正か。	0	
26	法人格の取得の検討が必要ではないか。	Δ	一定規模にあり、必要と思われる。
27	設立目的自体が不合理な団体はないか。	0	全国組織と県内組織の中間的な役割を持っている。そ の構造は全国的に同じものであり、それを是とすれば 問題はない。
31	設立目的及び事業が他の団体と類似している団体、 事業はないか。	Δ	例えば、高等学校 PTA 連合会は別途組成されている。 全国的に同様の組織区分にあることによる。
34	県の関与を停止するべき団体はないか。	Δ	県事業と密接な関連を持つが、一方で保険事業も行っており、県の関与の範囲について、再検討は必要と思われる。

 $[\]bigcirc$ …問題なし、 \triangle …問題となる可能性がある、又は不十分である、 \times …問題がある、-…該当なし

(16)日本ボーイスカウト愛媛県連盟

平成21年度一般会計収支計算書(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
負担金	8, 400	6, 735	会議費	2, 682	1, 685
助成金	7, 170	7, 209	事務局費	4, 158	3, 621
繰入金	2, 700	2, 700	事業費	5, 570	4, 340
雑収入	142	626	野営場管理費	412	316
			分担金	4, 300	3, 829
			共済制度掛金	1,000	928
			積立金	1,800	1,800
			予備費	304	102
繰越金	1, 813	1, 813	繰越金	0	2, 463
合計	20, 225	19, 083	合計	20, 225	19, 083

預金内訳(平成22年3月31日)

項目	残高(千円)	基金内訳	残高(千円)
一般会計繰越金	2, 463	基金	11, 195
需品会計繰越金	1, 289	野営場維持積立金	299
基金	11, 195	関定賞積立金	2, 955
合計	14, 947	財団配当積立金	510
		特別積立金	3, 661
		ジャンボリー積立金	1, 119
		退職積立金	2, 651

その他資産 需品(棚卸資産) 備品

1)設立・目的・現状

①目的

日本連盟の目的、基本及び所規約に従うとされているが、青少年の健全育成を基本目的とする。

②経緯

ボーイスカウトのもともとの発生は、英国とのことであり、伝統に基づき運営され、世界本部は スイスにおかれている。

日本でも組織的に運営され、当団体も平成22年度で60周年を迎える歴史を有する。

③会員

愛媛県内の、ボーイスカウト日本連盟の加盟登録の承認を受けた団で構成され、平成22年4月現在の加盟団体は43である。

④事業の内容

総務、指導者養成、野営行事など5つの委員会が設けられ、各種のボーイスカウト行事、活動を

行っている。

当団体は、これら一般会計に計上される事業のほか需品会計を持ち、エンブレムや書籍などを本 部から購入して会員に販売する業務を行っている。

⑤全国組織

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟

⑥分類

B 県民等の参加により運営される団体

活動内容に県民や他団体等との協働が必要である団体。

課題:県民との協働は、自治体に要請される課題でもあるが、実施方法として団体の形態をとることが妥当かの検討が必要である。団体が自立した規定に沿って意思決定を行えないなら、団体とするべきではない。

また、寄付や会費を募る会では、県の政策実施に対する寄付を求める実態とならないという意味でも、団体の自主的な運営が重要となる。

C 法律・国の施策による団体

国の施策に関連して設立された団体であり、上位団体がある場合も多い。法律等により設立が求められるものもあり、県が構成員として想定されている場合もある。

課題:設立は必須であり、国の施策に関連する県部署が担当することになるが、関与方法が妥当であるかの検討は必要である。

2)県の関与

①県職員年間作業時間概算 250 時間

②事務局

県施設内に置かれているが、担当部署ではなく、愛媛県生涯学習センター内の同種団体が複数入 居する部屋に置かれ、専任の事務局員が従事している。

目的外使用許可により、使用されており、使用料も支払っている。なお、使用料は面積割で各団体に割り振られている。

③県事務との関連

直接の愛媛県教育委員会業務ではないが、青少年の健全育成という団体設置目的は県政策と一致 している。県施策の一環として、当団体の運営に関する指導助言を行っている。職務専念義務免除 のうえ、事務局長に就任している。

なお、団体経費により、県職員が出張するケースがあるが、職務外の出張と解されている。(意 見1)

④県資産の使用

団体職員の使用スペースにつき、毎年目的外使用許可をとったうえ、使用料を支払っている。

3) 運営状況

①規則

会則のほか、運営のための諸規程、事務処理のための処務細則が定められている。

②管理状況

教育委員会が要綱を定めた時点で、すでに処務細則を持っていたため、要綱ではなく、処務細則

により管理されている。

(意見)

教育委員会の要綱により補完するべきところは取り入れることが望ましい。

• 支払手続

請求書に基づき、支払手続が行われ、事務局長の承認後に支払われているが、請求書は照合後廃棄され、領収書だけが証拠書類として添付されている。このため、発注業務に基づく請求が行われ、照合のうえ支払われた、という証跡が残されていない。

要綱に従って管理される他の団体に比べ、事務局員が広範な処理を行い、承認を行う事務局長が、通帳印も管理しているなど、統制は手薄になっている。

• 備品台帳

備品台帳は備えられているが、記載対象が明確ではない。現在は、概ね1年を超えて使用するものを記載しているとのことである。

金額基準を設けるのか、使用年数だけとするのか、について定め、処務細則又は備品台帳用紙に記載することが望まれる。

台帳の記載内容も、物品名と数量だけが記載されているが、取得年月、取得価格等についても記載し、可能であれば番号を付し、備品の現物と照合することが望まれる。

• 雲品

書籍・エンブレム・ベレー帽などは、まとめて購入し、加入者に販売している。

これらについて、出入りが管理されていない。管理台帳を作成のうえ、一定期間ごとに現物と照合すること、ことが望まれる。

また、これらは需品会計という特別会計で処理されているが、需品会計と需品の出入りが容易に 照合出来る処理方法をとることも必要である。

• 領収書

市販のものを使用しており、複写にはなっているが、連番管理までは行っていない。(意見 10) ③収支計算書

(指摘事項)

仮受金会計という口座に、翌年度の会費等を入金し、年度初めに一般会計に入金している。期間帰属ごとに管理するために実施したものと思われるが、この口座が長年帳簿外になっており平成21年度末残高は3,646千円であった。

過去からの利息や手数料など、本来は発生年度に一般会計等の収入とするべきであったものが帳 簿外の口座にたまることになる。

また、会員から会費を徴収する口座が帳簿外になることも不適当である。

緑化募金も、この勘定で集金・納付されるため、当団体の公式な帳票には全く計上されない。

なお、監査報告書提出時点では、21 年度末の口座内容の分析を行っており、過去からの不一致 分は約 67 千円と少額である。平成 22 年度から、仮受金会計を廃止し、一般会計に取り込む処理を 行うとのことである。

(意見)

基金が複数設けられているが、必ずしも、用途が要綱などによって明確にされていない。

また、運用に関しても、1基金、百万円だけが定期とされているが、他の基金は普通預金とされている。基金の運用については、理事会の承認を受け執行しているが、要綱を作成し用途を明確に

することが望まれる。

当団体は、需品である商品、備品など、現金預金以外の資産も有している。(意見 4,5)

④ 意思決定機関

総会、及び理事会の定めがある。(意見6)

⑤ 監査

監事による監査が実施されている。

現在のところ、残高及び収支等を領収書等と照合しているとのことであるが、監査を行った証跡 は、必ずしも残されず、監事監査の証跡としては、監査報告書の入手で終わっている。

また、監事監査が行われた時の意見などは残されていない。(意見7)

⑥個人情報·情報公開

県の職務と区分して考えられているため、団体文書は県文書ではないとの扱いとなる。このため、 県の個人情報保護条例、情報公開条例の対象とはならない。

実際には、個人情報については、県の規程に準じて取り扱われ、また情報公開についても請求が あれば対応を検討する、とのことである。(意見 11, 12)

⑦債権の管理

収入のうち、最も多額である登録料会費については、入金されなければ登録されないため、未収 入金(債権)は発生しない。

需品会計については、前記のように、物品管理が行われていないため、入金と需品の照合を含め、現物管理までつながる管理方法への移行が必要であり、当報告書作成時点ではすでに検討されている。

⑧団体職員

1名が常駐し、団体事務を行っている。

職務の内容は、事業実施のための連絡、書類作成、会計事務等であり、手当等に不適当と思われるものはなかった。退職金の規定はある。定年の規程はない。(意見2)

4)課題等

県政策に関連して団体事務に関与しているが、ガールスカウトなど、類似する活動を行う団体に 比べ、県が当団体にだけ関与する理由は、やや不明確である。

団体の活動は一定の規模をもち、また伝統のある団体である。公益法人など、法人格の取得を行ってもおかしくない規模にはある。法人格の取得について、団体として検討することと、またその場合の県の関与をどの程度にするのが適当か、について県での検討が必要と思われる。

5)監査人が検討する事項 35 項目

番号	区分	評定	備考
1	会長など、責任者の選定方法は適切か。	\triangle	70 くらいで次の方という慣行
2	運営責任の所在は明確か。		理事会は3カ月ごとに開かれており、運営も自主的に行われて
2	2 連呂貝任の別任は明確か。		いる。
			青少年の健全育成を目的とする歴史のある団体であり、登録会
3	県の関与に合理性はあるか。	\triangle	員は県内小中学生等であり、数も多い。課外学習等の重要性が
			言われる中、県の関与も必要と考えている。他府県でも同様で

			あること。
5	県資産の使用は適切か。	0	使用許可、机の数で按分している。
6	人事・給与制度は適正か。不必要な手当は ないか。	0	独自の規程
7	収支状況・留保金の水準は適正か。	Δ	理事会承認により運用されているが、基金の積み立て目的など が文書化されず、やや不明確である。
8	設立目的と運営の実態は合致しているか。	0	世界的な組織であり、基本理念・共通規約に基づき運営される。
10	支出に占める管理費比率は適正か。	0	平成 21 年度で、支出に占める比率は約 26%。
12	委託は適正か。必要がないのに随意契約と なっていないか。	0	県に準じている。
13	県職員が収益事業・会費・寄付の徴収など に関与していないか。	0	団体職員が行う。
14	団体会員に対する会費徴収は適切か。県事業への寄付となっていないか。	0	会費は事業に使用されている。
15	目標・計画は存在するか。内容は適切か。	0	毎年事業計画が策定されている。
16	適正な個人情報保護の体制がとれている か。	Δ	会員情報など、管理はされているが、独自の規程を持ち、それ に従って管理されることが望まれる。
17	本来は県の保有情報として情報公開の対 象とするべきものはないか。	Δ	団体固有の規程は設けていない。
20	監査制度は設けられているか。実効性はあるか。	Δ	監事監査を受けている。監査を受けた証跡等を残すことが望ま れる。
21	契約事務は適正か。	0	県に準じている。
22	出納は適正か。	Δ	手続に改善が必要。
23	文書管理,事務処理管理は適正か。	Δ	手続に改善が必要。
24	労務管理は適正か。	Δ	定年等の定めがない。
25	固定資産、備品の管理は適正か。	Δ	備品台帳の整備が望まれる。
26	法人格の取得の検討が必要ではないか。	Δ	規模から見て法人格の取得も検討の余地がある。
31	設立目的及び事業が他の団体と類似している団体、事業はないか。	0	ガールスカウトなど、類似団体はあるが、それぞれの全国組織 も持っている。
34	県の関与を停止するべき団体はないか。	Δ	他の同種団体に比べ、当団体だけへの関与の根拠がやや説明困難。

 $[\]bigcirc$ …問題なし、 \triangle …問題となる可能性がある、又は不十分である、 \times …問題がある、-…該当なし

(17)愛媛県高等学校文化連盟

平成 21 年度収支計算書(自平成 21 年 4 月 1 日至平成 22 年 3 月 31 日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)			
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額	
会費	17, 202	17, 297	事業費	13, 770	10, 066	
補助金	350	350	事務費	3, 510	3, 194	
雑収入	7	2	文化活動振興助成費	1, 100	558	
			予備費	1, 496	0	
繰越金	2, 317	2, 317	繰越金		6, 147	
合計	19, 876	19, 966	合計	19, 876	19, 966	

1)設立・目的・現状

①目的

愛媛県内の高等学校等における文化活動の健全な育成発展と芸術発展の振興を図る。

②経緯

上記の目的を達成するために、昭和62年4月22日に設立された。

③会員

愛媛県内の高等学校等であって、連盟趣旨に賛同するものをもって組織する。

④事業の内容

愛媛県の高等学校等の芸術文化部活動に関する研修会、講習会及び競技会等を実施する。 また、愛媛県高等学校総合文化祭を実施し、全国高等学校総合文化祭への派遣を行う。

⑤全国組織

社団法人全国高等学校文化連盟

⑥分類

B 県民等の参加により運営される団体

活動内容に県民や他団体等との協働が必要である団体。

課題:県民との協働は、自治体に要請される課題でもあるが、実施方法として団体の形態をとることが妥当かの検討が必要である。団体が自立した規定に沿って意思決定を行えないなら、団体とするべきではない。

また、寄付や会費を募る会では、県の政策実施に対する寄付を求める実態とならないという意味でも、団体の自主的な運営が重要となる。

C 法律・国の施策による団体

国の施策に関連して設立された団体であり、上位団体がある場合も多い。法律等により設立が求められるものもあり、県が構成員として想定されている場合もある。

課題:設立されることが必須のものもあり、任意であっても、設立されると国の施策に関連する県部署が担当することになるが、関与方法が妥当であるかの検討は必要である。

2)県の関与

- ①県職員年間作業時間概算 学校に勤務する職員以外の作業時間はない。
- ②事務局

県高等学校内におかれ、学校教職員が事務局となっている。

③県事務との関連

県から高校文化祭などを委託しているが、団体では会費収入を加えて受託事業を実施している。 県では、委託事業に関する事務、監査等を行っている。

④県資産の使用

各学校で使用許可をとっているとのことである。

3) 運営状況

①規則

会則のほか、運営のための諸規定が定められている。これらに定めのない事項は、高校教育課で 定めた要領に従って処理される。

②管理状況

同上の要綱に従って管理されている。

③収支計算書

(意見4,5)

(意見)

県からの委託事業(平成21年度では2事業960万円)に関する収入及び支出が収支計算書の注記による記載となっている。支出明細も添付されているが、受託費、それに関する支出を合わせて収支計算書を作成するべきである。

④ 意思決定機関

会則(愛媛県高等学校文化連盟規約)によると、評議員会、及び理事会の定めがある。

⑤監査

同規約によると、監事による会計監査の定めがある。

⑥個人情報·情報公開

管理状況につき、県は把握していない。

4)課題等

事務局職員は、職務外で団体事務を行っている。高校教育課では、この団体も会計事務の適正化のための要綱の対象としており、任意ではあるが、県職員によるチェックを受けている。

委託料に加え、会員(生徒・職員)から徴収した会費を原資に県事業である愛媛県高等学校総合文化祭等を実施している。これらを県では、補助的委託と呼んでおり、県事業を会費により運営している状態となっている。(意見3)

5)監査人が検討する事項 35 項目

番号 区分		評	備考
		定	עיי מוע
1	会長など、責任者の選定方法は適切か。	_	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外である。
9	海岸書作の記力は明確な、	Δ	県の関連諸団体と考えられていないが、何らかの問題があった
2	2 運営責任の所在は明確か。		場合、県の責任もなしとは言えない。
3	県の関与に合理性はあるか。	0	学校で事務を行っており、関与自体は学校活動に深い関連を持

			⊘ ₀
4	県職員の関与方法は適切か。	_	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外である。
5	県資産の使用は適切か。	_	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外である。
7	収支状況・留保金の水準は適正か。	Δ	県からの委託事業が収支計算書に計上されていない。県関与を
1	収入仏代・留休並の小平は適正が。		限定して考えられており、内容の検証は行っていない。
			県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外である。
8	設立目的と運営の実態は合致しているか。	_	ただし、資料を閲覧する限り、目的に合致した活動が行われて
			いる。
9	愛媛県及び他自治体からの財政支出に依存	Δ	県からの委託費のウエイトは平成 21 年度で約 47%と比較的高
	していないか。		い。
10	支出に占める管理費比率は適正か。	0	23%と中程度である。
11	補助金は適正か。	_	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外である。
12	委託は適正か。必要がないのに随意契約とな	_	 県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外である。
	っていないか。		
13	県職員が収益事業・会費・寄付の徴収などに	\triangle	会員は、全ての高等学校の生徒及び職員であり、強制ではない
	関与していないか。		とのことであるが、学校教職員が徴収している。
14	団体会員に対する会費徴収は適切か。県事業	\triangle	 会費を加えて県からの委託事業が実施されている。
	への寄付となっていないか。		
15	目標・計画は存在するか。内容は適切か。	_	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外である。
16	適正な個人情報保護の体制がとれているか。	_	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外である。
17	本来は県の保有情報として情報公開の対象	_	 県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外である。
	とするべきものはないか。		
18	再委託の割合が高くなっていないか。再委託	_	 県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外である。
	の際に競争性を確保しているか。		
	事業内容において例えば,介護事故や利用者		
19	からの金銭や重要書類の預かりなどの法的	_	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外である。
	リスクのあるものが含まれていないか。		
20	監査制度は設けられているか。実効性はある	_	 県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外である。
	か。 		
21	契約事務は適正か。	-	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外である。
22	出納は適正か。	-	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外である。
23	文書管理,事務処理管理は適正か。	-	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外である。
24	労務管理は適正か。	-	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外である。
25	固定資産、備品の管理は適正か。	-	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外である。
26	法人格の取得の検討が必要ではないか。	_	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外である。

 \bigcirc …問題なし、 \triangle …問題となる可能性がある、又は不十分である、 \times …問題がある、-…該当なし

(18)愛媛県美術館友の会

平成21年度収支計算書(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

収入の部(千円))		支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会費収入	5, 675	5, 562	会議費	19	9
財産収入	20	17	事務費	3, 633	3, 522
事業収入	6, 264	6, 277	事業費	8, 697	9, 828
諸収入	800	633	美術鑑賞費	3, 790	2, 654
			美術教室費	3, 211	3, 198
			美術展費	742	674
			その他	954	3, 302
			引当金	410	0
			予備費	10, 120	0
繰越金	10, 120	10, 120	繰越金	0	9, 250
合計	22, 879	22, 609	合計	22, 879	22, 609

繰越金内訳(平成22年3月31日)

項目	残高(円)
現金	164, 239
普通預金	6, 647, 783
定期預金	6, 431, 791
未払金	△2, 903, 095
前受金	△1, 202, 000
未収金	111, 963
合計	9, 250, 681

1)設立・目的・現状

①目的

美術など広く芸術に親しむ機会を提供することなどを通して会員相互の親睦を深めるほか、「愛媛県美術館」の活動及び運営を支援し、協力する。

②経緯

美術館の開館に伴い、旧館の組織が移行された。他自治体でも、美術館、博物館等に、同様の組織が作られている例は多い。

③会員

普通会員及び運営会員に区分され、会長の承認と会費の支払により、誰でも入会できる。 会員のメリットは、普通会員では年額3,000円の会費に対し、特別展については各1回を、常設展は常時無料で鑑賞できることである。

運営会員は、別途運営会員用に作成した特別展鑑賞チケット(普通会員3名分、法人会員6名分) を利用できる。

	単位	H20	H21
普通会員数		1, 515	1, 526
特別展観覧者数	,	217, 559	102, 167
うち、友の会の対象外である県展を除く観覧者数	人	196, 626	83, 526
上記に関する会員観覧者数		6, 248	5, 434
比率	%	3. 2	6. 5
美術教室受講者数	人	6, 117	6, 071

④事業の内容

上記鑑賞事業のほか、美術教室、会員研修旅行、会員の作品を展示する美術展の開催、友の会ニュースの発行、美術館発行の美術館便り発送等を行っている。

⑤全国組織等

上部組織はない。

⑥分類

B 県民等の参加により運営される団体

活動内容に県民や他団体等との協働が必要である団体。

課題:県民との協働は、自治体に要請される課題でもあるが、実施方法として団体の形態をとることが妥当かの検討が必要である。団体が自立した規定に沿って意思決定を行えないなら、団体とするべきではない。

また、寄付や会費を募る会では、県の政策実施に対する寄付を求める実態とならないという意味でも、団体の自主的な運営が重要となる。

2)県の関与

①県職員年間作業時間概算 100 時間

②事務局

会則により、事務局は美術館学芸課職員と専従職員で構成する、とされており、学芸課職員が会 長の指名により、事務局長・次長に就任している。

団体の経費で、県職員が出張するケースも散見される。当団体では、県からの出張命令により対応されている。

③県事務との関連

美術館の利用者団体であり、美術館の運営にも深く関連することから、県職員が事務局を務めている。

④県資産の使用

美術館内の事務職員使用スペースについては、毎年目的外使用許可をとったうえ、使用料も支払っている。

そのほか、美術館の貸館収入に該当するものにつき、事業として行う美術展は使用料を支払うが、 美術教室については支払っていない。

美術教室は、県の減免基準に従い、「美術館の利用促進につながるものと認めた場合」に該当することから、減免手続をとっている。

3) 運営状況

①規則

会則のほか、就業規則が定められている。

②管理状況

教育委員会も要綱を定めているが、補助金・委託料等の県費の支出のない団体であり、要綱の対象外と考えられている。

(意見)

収支の関係を見ると、会員の支払う会費に対し、本来県の収入となるべき常設展の閲覧料、特別 展の閲覧料の一部を、実質的に当会に対して補助している状態にあるとも言える。

当会の活動は、深く美術館の利用に関係すること、また同種の団体は他の自治体でも組織されているが、管理状況や運営状況について、県の責任がないとは言えない団体であり、要綱の対象とするべきであろう。

• 支払手続

預金に関しては、事務職員の請求に従い、証憑を照合の上、事務局長が保管する銀行印で出金される。

しかし、当会の特徴として、現金による収入支出が多いことがあげられ、現金による支出についても承認されるものの、後述のように管理状況としては課題がある。

• 備品台帳

備品はないとのことであるが、他団体では、1 年を超えて使用するものを備品として管理している。報告書作成時点では、現況を精査し、備品台帳を備えている。(意見8)

• 商品

書籍・葉書等を購入・制作し、美術館のショップ等で販売している。

(指摘事項)

美術館内ショップからの在庫報告は入手しているが、当会で保管している商品の入出庫表が作成されていない。現在の在庫を確定するとともに、入出庫表を作成し、帳簿上の在庫と現物とを、事務局長等立会いのもとで定期的に照合する必要がある。

また、ショップでのロスを把握するために、ショップからの入金証憑である売り上げ明細入手の 都度、在庫表と照合する必要がある。なお、報告書作成時点では、照合が実施されている。

特に、平成21年度末には、当会事業として約250万円をかけて愛媛県美術館の図録を作成している。開館当初は県事業として作成されていたが、予算がとれないことなどから、当会で制作・販売している。(売価は1,600円)これについては、可能な限り遡及して出庫内訳を作成することが望まれる。

金券

会員証は、金券として管理するべきものと考えられる。(意見9)

会員証については、入出庫表を作成し、書き損じ券も保管したうえで、入金金額及び会員数と残数 を照合可能な状況にする必要がある。報告書作成時点では、台帳が作成され、照合されている。

なお、法人会員及び運営会員に対しては、特別展の鑑賞券を発行する。通し番号などによる管理 までは行われていないが、発行枚数と回収枚数を管理しており、発行枚数が 200 枚程度と多数では ないことから、管理方法としては妥当である。

③収支計算書

(指摘事項)

収支計算書の作成基礎である、収支記録は、預金と現金を合わせて作成され、また収支の差額だけが記録されていることから、現金及び預金の残高と照合できない。預金―現金間の振替等を反映しないこと、入出金取引も比較的多い現金口座の残高を適宜照合出来ないこと、の2点につき問題があると思われる。

これは、県の出納閉鎖に準じた処理方法をとったことによると思われるが、当会のような小規模団体では、県のような統制が望めないため、適宜照合可能な方法に改めるべきである。

具体的には、現金出納簿を別途作成し、毎日残高を照合すること、現金から預金への振替など、 全ての金員の異動を帳票に記録することが必要である。

また、別途記載する入金の管理も合わせて行う必要がある。なお、これらの点につき、報告書作 成時点では、改められている。

当団体は、商品など、現金預金以外の資産も有している。(意見4,5)

④意思決定機関

運営員総会、及び理事会の定めがある。

平成 21 年度の運営会員数は法人 41 口、個人 48 名であり、この中から理事 12 名、監事 2 名が選出されている。

理事会議事録は作成されており、活発に議論されているが、作成された議事録の理事による確認 及び議事録署名などによる承認の手続きの追加が望まれる。運営総会についても、同様である。 (意見 6)

⑤監査

監事による監査が実施されている。

現在のところ、残高及び収支等を領収書等と照合しているとのことであるが、監査を行った証跡 は、必ずしも残されず、監事監査の証跡としては、監査報告書の入手で終わっている。

また、監事監査が行われた時の意見は、記録されている。(意見7)

⑥個人情報·情報公開

団体文書は県文書ではないとの扱いとなり、県の個人情報保護条例、情報公開条例の対象とはならない。

共通部分に記載の指摘事項に加え、当団体は会員住所という個人情報を有するため、特に留意が 必要である。(意見 11, 12)

⑦債権の管理

会費については、入金されなければ登録されないため、未収入金(債権)は発生しない。

需品会計については、前記のように、物品管理が行われていないため、入金と需品の照合を含め、現物管理までつながる管理方法への移行が必要であり、当報告書作成時点ではすでに検討されている。

⑧団体職員

1名が常駐し、団体事務を行っている。

職務の内容は、事業実施のための連絡、書類作成、会計事務等であり、手当等に不適当と思われるものはなかった。退職金の規程がある。

4)課題等

県政策に深く関連する団体であり、県の関与は妥当と思われる。

民間の運営委員による美術館事業への関与や、会費・事業による収入があることなどから、別団体とされているが、管理状況には課題があり、事業も、県として実施することも可能なものが多い。

収入源のうち会費収入が大きなウエイトを占めるが、県の入館料収入は減少する。県から見ると、 会員により、入館者が確保できるというメリットがあるため、結果的には収入を確保している可能 性もあり、そのような視点から組成された団体でもある。

美術教室は収入に比べ事業費が少なく、活動費をねん出する事業となっているが、その差額は、 人件費と美術館施設の利用料免除であり、県施設由来の収入を、美術館便りの発送など、県事業に 使っている状態とも言えるが、美術館と当団体の関連は深く、区分が困難である。

今後の事業につき、県事業との区分を再検討するとともに、団体の在り方についても再考が必要である。

5)監査人が検討する事項35項目

番号	区分	評定	備考
1	会長など、責任者の選定方法は適切か。	Δ	会長は運営員が選任する。普通会員と運営委員は、入会者自 身の選択による。会費とメリットが違い。
2	運営責任の所在は明確か。	Δ	理事会等の議論は活発である。県の施策との区分が難しい。
3	県の関与に合理性はあるか。	0	友の会は、美術館の運営の一部と考えられる。
4	県職員の関与方法は適切か。	0	職務の一環との考え方から職務専念義務免除の申請は行っていない。
5	県資産の使用は適切か。	0	職員執務スペース、教室使用許可はとっている。
7	収支状況・留保金の水準は適正か。	Δ	留保金はやや多いが、特別な事業で使われる。
9	愛媛県及び他自治体からの財政支出に依存していないか。	0	会費により運営されているが、入会により鑑賞料が減免される。また、美術教室使用料も減免される。実質的に県の負担 で運営されているともいえる。
10	支出に占める管理費比率は適正か。	Δ	26.4%。常勤者がいるため、一定の管理費はかかる。
12	委託は適正か。必要がないのに随意契約となっていないか。	-	美術教室を自主事業として実施している。
13	県職員が収益事業・会費・寄付の徴収などに 関与していないか。	Δ	入会の勧誘業務もゼロではない。
14	団体会員に対する会費徴収は適切か。県事業 への寄付となっていないか。	Δ	会費に対する給付もあるが、利用しない会員の会費が会の剰 余金のもととなっており、これにより会の目的の一部である 美術館業務を行うと、県の事業の肩代わりとなる。
15	目標・計画は存在するか。内容は適切か。	Δ	会員増加による美術館利用者数の増加等の目標はあるよう だが、特に数値化されていない。
16	適正な個人情報保護の体制がとれているか。	Δ	会員情報を含め、県に準じて管理されているが、団体固有の 規程は設けていない。

17	本来は県の保有情報として情報公開の対象とするべきものはないか。	Δ	団体固有の規程は設けていない。
18	再委託の割合が高くなっていないか。再委託 の際に競争性を確保しているか。	_	該当事項なし。また、委託費自体多額のものはない。
20	監査制度は設けられているか。実効性はある か。	Δ	監事監査が実施されているが、照合の証跡は十分に残されて いない。
21	契約事務は適正か。	-	県との取引以外重要なものはない。
22	出納は適正か。	Δ	管理方法に課題があり、照合等の実施が望まれる。
23	文書管理,事務処理管理は適正か。	0	県に準じている。
24	労務管理は適正か。	0	職員は1名であるが、規程等は作成されている。
25	固定資産、備品の管理は適正か。	×	備品台帳の作成が必要。また、商品在庫の管理が出来ていない。
26	法人格の取得の検討が必要ではないか。	0	収支規模は大きいが、会員が毎年入れ替わることなどから、 継続して独立した運営をすることは難しい。
30	事業が民間事業と類似又は民間企業でも実 施可能な団体はないか。	Δ	美術教室は、民間でも実施されている。
35	解散又は統廃合するべき団体はないか。	Δ	県事業との区分の再検討が必要。

^{○…}問題なし、△…問題となる可能性がある、又は不十分である、×…問題がある、一…該当なし

(19)愛媛県高等学校体育連盟

平成 21 年度収支計算書(自平成 21 年 4 月 1 日至平成 22 年 3 月 31 日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会費	27, 970	28, 379	事務費	4, 700	4, 441
利息	11	5	会議費	88	71
県委託金・補助金	29, 713	29, 713	旅費	3,600	2, 193
参加料	5, 639	5, 846	分担金	1,850	1,850
その他	869	875	部費	8, 948	8, 953
			事業費	46, 334	44, 461
			表彰費	160	175
			傷病見舞積立金	100	100
			60 周年事業積立金	150	150
			退職給与引当金	300	300
			事業拡大積立金	500	500
			雑費	100	90
			予備費	4, 790	153
繰越金	7, 448	7, 448	繰越金	0	8, 827
合計	71,650	72, 265	合計	71, 620	72, 265

(※)平成21年度の県補助金は、国民体育大会関連の約26百万円が含まれ、他年度よりも多額になっている。この金額は、支出では事業費に含まれているため、事業費も他年度に比べ多額である。

預金内訳(平成22年3月31日)

項目	残高(円)
繰越金	8, 827, 475
基金	9, 182, 856
傷病見舞積立金	59, 655
60 周年記念事業積立金	1, 140, 295
退職金積立金	3, 497, 961
事業拡大積立金	4, 484, 945

1)設立・目的・現状

①目的

愛媛県内の高等学校等における体育活動の健全な発展を図る。

②経緯

都道府県単位で組織されている。

③会員

愛媛県内の高等学校等の生徒及び教職員(強制ではない)。

④事業の内容

愛媛県の高等学校等の運動部を対象とした強化活動の補助、愛媛県高校体育大会を実施する。

⑤全国組織

上部組織として、都道府県体育連盟の連合会である、財団法人全国高等学校体育連盟がある。

2)県の関与

- ①県職員年間作業時間概算 学校に勤務する職員以外の作業時間は 1000 時間。
- ②事務局

県高等学校内におかれ、団体職員も1名雇用しており、学校教職員が事務局となっている。

③県事務との関連

県から、高校体育大会などを委託しているが、団体では会費収入を加えて受託事業を実施している。県では、通常は委託事業に関する事務、監査等を行っている。

④県資産の使用

各学校で使用許可をとっているとのことである。

3) 運営状況

①規則

会則以外に運営のための諸規定が定められている。これらに定めのない事項は、保健スポーツ課で定めた要領に従って処理される。

②管理状況

同上の要綱に従って管理される。

③収支計算書

(意見 4,5)

④ 意思決定機関

会則(愛媛県高等学校体育連盟規約)によると、評議員会、及び理事会の定めがある。

⑤監査

同規約によると、監事による会計監査の定めがある。

⑥個人情報·情報公開

管理状況につき、県は把握していない。

4)課題等

県では、当団体を県が事務を担当する団体とは考えておらず、通常の委託業務のチェックだけを 行っている。しかし、運営しているのも学校職員であり、また、課外活動も学校教育の一環と考え られ、学校の教職にある職員が顧問等を務めている。何らかの事故があった場合、県の責任がなし、 とも言えない状況である。

委託料に加え、会員(生徒・職員)から徴収した会費を原資に県事業である高校体育大会等を実施している。これらを県では、補助的委託と呼んでおり、県事業を会費により運営している状態となっている。平成21年度では、県委託費279.5万円に対し、事業費は10,011千円であり、会による補てん割合の方が多額になっている。(意見3)

5)監査人が検討する事項 35 項目

番号	区分	評定	備考
1	会長など、責任者の選定方法は適切か。	-	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外 である。
2	運営責任の所在は明確か。	Δ	県の関連諸団体と考えられていないが、何らかの問題 があった場合、県の責任もなしとは言えない。
3	県の関与に合理性はあるか。	0	学校で事務を行っており、関与自体は学校活動に深い 関連を持つ。
4	県職員の関与方法は適切か。	-	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外 である。
5	県資産の使用は適切か。	-	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外 である。
6	人事・給与制度は適正か。不必要な手当はないか。	-	職員はいる。団体で処遇を決定している。退職積立金 は計上されている。県関与を限定して考えられてお り、今回の検討対象外である。
7	収支状況・留保金の水準は適正か。	_	県関与を限定して考えられており、内容は検証していない。
8	設立目的と運営の実態は合致しているか。	-	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外 である。ただし、資料を閲覧する限り、目的に合致し た活動が行われている。
9	愛媛県及び他自治体からの財政支出に依存して いないか。	Δ	県からの委託費のウエイトは平成 21 年度で約 47%と 比較的高い。
10	支出に占める管理費比率は適正か。	0	団体職員はいるものの、全体の規模が大きいため、約7%と多額ではない。
11	補助金は適正か。	_	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外 である。
12	委託は適正か。必要がないのに随意契約となっ ていないか。	_	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外 である。
13	県職員が収益事業・会費・寄付の徴収などに関 与していないか。	Δ	会員は、全ての高等学校の生徒及び職員であり、強制 ではないとのことであるが、学校教職員が徴収してい る。
14	団体会員に対する会費徴収は適切か。 県事業への寄付となっていないか。	Δ	会費を加えて県からの委託事業が実施されている。
15	目標・計画は存在するか。内容は適切か。	_	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外 である。
16	適正な個人情報保護の体制がとれているか。	_	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外 である。
17	本来は県の保有情報として情報公開の対象とするべきものはないか。	_	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外 である。

18	再委託の割合が高くなっていないか。再委託の 際に競争性を確保しているか。	_	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外 である。
19	事業内容において例えば、介護事故や利用者からの金銭や重要書類の預かりなどの法的リスク のあるものが含まれていないか。	-	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外 である。
20	監査制度は設けられているか。実効性はあるか。	_	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外 である。
21	契約事務は適正か。	_	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外 である。
22	出納は適正か。	-	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外 である。
23	文書管理,事務処理管理は適正か。	_	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外 である。
24	労務管理は適正か。	-	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外 である。
25	固定資産、備品の管理は適正か。	_	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外 である。
26	法人格の取得の検討が必要ではないか。	_	県関与を限定して考えられており、今回の検討対象外 である。

 $[\]bigcirc$ …問題なし、 \triangle …問題となる可能性がある、又は不十分である、 \times …問題がある、-…該当なし

(20)愛媛県高等学校野球連盟

平成 21 年度収支計算書(自平成 21 年 4 月 1 日至平成 22 年 3 月 31 日)

収入の部(千円)		支出の部(千円)	
科目	金額	科目	金額
加盟金収入	910	春季大会費	3, 635
助成金収入	481	選手権大会費	14, 182
雑収入	72	秋季大会費	4, 017
春季大会収入	4, 666	四国大会費	2,872
選手権大会収入	18, 425	新人大会費	2,870
秋季大会収入	6, 973	日米野球大会費	1, 117
四国大会収入	5, 258	その他事業費	9, 667
新人大会収入	3, 368	事業費合計	38, 359
日米野球大会収入	420	管理費	7, 754
期首正味財産	33, 733	期末正味財産	28, 191
合計	74, 304	合計	74, 304

※当団体は、公益法人の会計基準に準じた正味財産増減計算書を作成しているが、他団体に合わせるため、収支の形で簡便に組み替えて表示している。

1)設立・目的・現状

①目的

高等学校野球の健全なる発展を図る。

②経緯

上記の目的を達成するために、昭和22年3月31日に設立された。

③会員等

愛媛県内の高等学校であって、連盟の趣旨に賛同するものをもって組織する。

④事業の内容

高等学校野球の各種大会の実施など。

⑤全国組織等

財団法人日本高等学校野球連盟

2)県の関与

- ①県職員年間作業時間概算 1,500時間
- ②事務局

松山商業高校におかれている。

③県事務との関連

高校野球は課外活動であることから、高校野球連盟の事務局業務も県職員が手伝っているが、職員は野球部監督等課外活動に直接関係のある職員ではなく、業務外時間を団体活動に充てていると考えられている。

④県資産の使用

県資産の使用許可をとっている。

3) 運営状況

補助金、委託金など、県費の支出が行われていない団体であり、監査対象外と考えられている。 県教育委員会の担当部署でも、総会資料を入手しているのみであるため、総会資料、会規の閲覧と 担当部署のヒアリングだけを行った。

当会は、専従職員もおり、規模も大きく、独立した運営が行われているものと思われる。計算書類については、公益法人の会計基準に準じて作成されており、他の調査対象の団体よりも充実した開示が行われている。

4)課題等

県費としての支出が行われておらず、相当の規模にもあるため、独自のガバナンスを有している と判断されている。

(意見3)

※当団体は、県が保有する総会資料、担当部署へのヒアリングだけを行ったため、35 項目のチェックは実施していない。

(21)愛媛県競技力向上対策本部

平成21年度収支計算書(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)			
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額	
県負担金	177, 099	156, 404	総務費	2, 849	2, 683	
			事業費	174, 250	153, 721	
			指導者資質向上事業費		2, 386	
			運動部活動強化・育成指定校事業費		29, 596	
			中高生競技力向上対策事業費		35, 946	
			競技力向上対策事業費補助金		59, 363	
			愛媛国体小中学生優秀選手発掘・			
			育成事業費		26, 430	
繰越金	0	0	繰越金	0	0	
合計	177, 099	156, 404	승計	177, 099	156, 404	

1)設立・目的・現状

①目的

積極的かつ効果的に本県手づくり選手の育成強化を図るとともに、本県スポーツのより一層の普及振興を目指し、「スポーツ立県えひめ」の実現と本県スポーツの飛躍的な発展を期する。

②経緯

2017 年に愛媛県で実施される国民体育大会に向け、県内のスポーツ関係者が連携・協力して県内選手を育成し、競技力の向上を図るために設立された。

③会員等

対策本部は、本部長、監事のほか、学校教育関係団体関係者、県体育協会関係者、経済・企業団体関係者、学識経験を有する者、県関係者、その他競技力向上に関係のある者のうちから本部長が委嘱する委員とあわせ、15名以上25名以内をもって組織する。

平成21年では、本部長のほか、12名の委員、2名の監事で構成されている。

④事業の内容

- ・競技力向上対策基本計画を踏まえた具体的な競技力向上対策の検討。
- ・競技力向上対策基本計画の進捗状況等の分析・評価及びその結果を踏まえた同計画の見直し。
- ・競技団体の活動状況の把握、個別計画の分析・評価及び活動に対する指導・助言。
- ・競技力向上対策関係補助金の競技団体等への配分及び執行。
- ・その他対策本部の目的達成に必要な事業。

⑤全国組織等

なし。

⑥分類

C 法律・国の施策による団体

国の施策に関連して設立された団体であり、上位団体がある場合も多い。法律等により設立が求められるものもあり、県が構成員として想定されている場合もある。

課題:設立されることが必須のものもあり、任意であっても、設立されると国の施策に関連する県

部署が担当することになるが、関与方法が妥当であるかの検討は必要である。

愛媛県競技力向上対策基本計画に基づき、愛媛県の競技力向上対策を計画的かつ着実に推進する ための団体とされているが、事業自体は県事業と認識されている。

2)県の関与

- ①県職員年間作業時間概算 17,680 時間 国体準備室の職員の勤務時間とほぼ等しい。
- ②事務局

県職員が団体の事務局職員を兼ねている。

③県事務との関連

県の事業と認識されている。なお、県から団体に対する負担金の一部には、民間企業・団体及び 一般県民からの募金(ひめっこ募金)による基金が充てられており、愛媛国体に向けた競技力向上対 策事業に活用されている。

④県資産の使用

上記により、県資産の使用許可は取っていない。

3) 運営状況

①規則

会則をはじめ、諸規則が定められている。

②管理状況

補助金要綱等に基づき、補助金の支給事務を行っており、資産は預金のみである。事務等は、県の基準に準じて行われている。

③収支計算書

団体の収入は、全て県からの負担金であり、剰余金は全て県へ返納されるため、繰越金はない。

④ 意思決定機関

会規により、教育長を本部長とする本部委員会が招集され、本部事業について審議し、決定している。

⑤監査

監事に会計課長及び公認会計士が就任し、会計課による監査も実施されている。

⑥個人情報·情報公開

団体固有の個人情報保護規程及び情報公開規程が定められている。

⑦団体職員

該当なし。

⑧債権

該当なし。

4)課題等

県の事業と認識されている。県が直接事務を行わず、団体を設立して行う理由は、各競技団体等の活動状況などを適切に把握し、必要に応じて事業の見直しや助言を行うとともに、効果的で迅速かつ柔軟な事業の実施を行う必要があるから、とのことである。

(意見)

県の事業として行わない理由としては弱いのではないか。団体とする意義を制度に付加するか、 直接の事業とするかにつき、検討が必要と思われる。

5)監査人が検討する事項35項目

番号	区分		備考
1	会長など、責任者の選定方法は適切か。	0	会規により教育長が就任する。
2	運営責任の所在は明確か。	0	県業務と考えられており、県に運営責任がある。
3	県の関与に合理性はあるか。	0	同上。
4	県職員の関与方法は適切か。	0	県業務として実施しており、過去の判例等を参考に、 職務専念義務の免除も不要と判断している。
5	県資産の使用は適切か。	0	県業務という認識であり、使用許可はとっていない。 使用許可の要否は検討されている。
10	支出に占める管理費比率は適正か。	0	県職員が事務を行うため、団体管理費として支出され る額はない。
11	補助金は適正か。	0	県からは負担金として支出され、その全額を補助金と して支出している。補助金の精算部分は精算される。
16	適正な個人情報保護の体制がとれているか。	0	県事務として実施されているが、規程も独自に定めて いる。
17	本来は県の保有情報として情報公開の対象とするべきものはないか。	0	県事務として実施されているが、規程も独自に定めて いる。
20	監査制度は設けられているか。実効性はあるか。	0	会計課長及び公認会計士が監事になっており、会計課 も監査している。
21	契約事務は適正か。	0	補助金の支給以外の契約はほとんどない。
22	出納は適正か。	0	県に準じている。
23	文書管理,事務処理管理は適正か。	0	県に準じている。
29	今後,存在意義が希薄化することが予想される団 体及び事業はないか。	0	ただし、国体後は解散される可能性もある。
32	事業の実体が乏しい小規模外郭団体となってい ないか。	Δ	県の事業として実施するべきではないか、検討が必 要である。

 \bigcirc …問題なし、 \triangle …問題となる可能性がある、又は不十分である、 \times …問題がある、 \bigcirc …該当なし

(22) 第72回国民体育大会愛媛県準備委員会

平成21年度収支計算書(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1	又入の部(千円)	支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
負担金	4, 202	3, 355	総務費	5, 139	2, 908
			事業費	1,886	1, 038
			予備費	1	0
繰越金	2, 824	2, 824	繰越金	0	2, 233
合計	7, 026	6, 179	合計	7, 026	6, 179

繰越金の内訳

項目	残高(円)
繰越金	2, 232, 582
預金	4, 202, 359
未払金	△ 1, 972, 177
未収入金	2, 400

1)設立・目的・現状

①目的

第72回国民体育大会の開催に必要な準備を行う。

②経緯

スポーツ振興法及び国民体育大会開催基準要項により、国民体育大会の主催は財団法人日本体育協会、文部科学省及び開催地都道府県とされており、過去の開催にあたっても、このような委員会を組成して準備されてきたことから、過去の開催のタイムスケジュールにならい、平成 17 年に組成された。

③会員等

会則により、自治体の代表又は職員、自治体議会議員、競技団体等の関係機関・団体の代表又は 役職員、学識経験を有する者、その他大会の開催準備に関係ある者から会長が委嘱する委員で構成 される。

平成22年5月時点で、会長1名、副会長7名、常任委員48名、委員90名、監事3名、顧問9名、参与19名で構成されている。

④事業の内容

国民体育大会の準備であるが、会議を主とする調整機能を果たしている。

⑤全国組織等

なし。県担当者は、開催が近い都道府県と定期的に意見交換の場を持っているとのことである。 ⑥分類

C 法律・国の施策による団体

国の施策に関連して設立された団体であり、上位団体がある場合も多い。法律等により設立が求められるものもあり、県が構成員として想定されている場合もある。

課題:設立されることが必須のものもあり、任意であっても、設立されると国の施策に関連する県

部署が担当することになるが、関与方法が妥当であるかの検討は必要である。

財団法人日本体育大会の要項等に基づき組成されたものであるが、事業については県事業と認識されている。

2)県の関与

- ①県職員年間作業時間概算 17,680 時間 国体準備室の職員の勤務時間とほぼ等しい。
- ②事務局

会則により、事務局は教育委員会におかれる。

③県事務との関連 県の事業と認識されている。

④県資産の使用

上記により、県資産の使用許可は取っていない。

3) 運営状況

①規則

会則をはじめ、諸規則が定められている。

②管理状況

上記規則に従い管理されている。

委員会費のうち、総務費は諸会議開催に伴うものであり、旅費が平成21年度で2,108千円と多額である。会議参加のためのもので、旅費規程は県に準じている。それぞれは少額であるが、件数が多く、支払手続が煩雑になっている。

事業費の全額は、国体募金活動推進事業費であり、随意契約により、任意の団体(2017・愛媛国体競技力強化支援募金委員会)に委託されている。

国体募金は、県一般会計に収納された後、基金に積み立てられる。使途は県で決められる。

(指摘事項)

愛媛国体競技力強化支援募金委員会は、当準備委員会副会長でもある県体育協会長が会長となっている。

随意契約による理由も記載されておらず、県体育協会への委託や、自主事業としない理由が不明 瞭である。

なお、平成21年度の募金20万円に対し、委託料は当初予算145万円、支払額103.8万円と多額であるが、募金活動ではなく、募金活動を普及啓発するために発行されている「ひめっこだより」の作成及び送付が委託事業の内容であることによる。

平成 17 年度から平成 21 年度までの募金総額は 1,081 件、953 百万円である。

③収支計算書

予算を繰り越された剰余金を委員会費に含めた支出計画としているため、実際の支出実績が毎年 予算と大きく異なる結果になる。(意見5)

(意見)

活動に比べ、繰越金の水準は高いとも言えないが、本来が県事業であると考えると、余剰金があ

ること自体予算を繰り越していることになる。

④ 意思決定機関

会則に従い愛媛県知事が会長に就任する。

総会のほか、常任委員会、専門委員会の定めがあり、議事録によると、各委員会は活発に討議している。

⑤監査

監事に会計管理者及び市町長が就任し、会計課による監査も実施されている。

⑥個人情報·情報公開

団体独自の個人情報保護規程及び情報公開規程が定められている。

⑦団体職員

該当なし。

⑧債権

該当なし。

4)課題等

従来の国体開催の例により、委員会を組成しているが、事業自体は県の事業と考えられている。

(意見)

契約事務、繰越金などの指摘事項・意見について、団体であることにより、県事業より統制が甘くなっている状況にはある。委員会独自の予算が必要なのか、委員会は県の各種審査会等の位置付けとし、県予算をそのまま執行する形はとれないのか、について検討が望まれる。

5)監査人が検討する事項35項目

番号	区分	評定	備考
1	会長など、責任者の選定方法は適切か。	0	会則により知事が就任する。
2	運営責任の所在は明確か。	0	県事業と考えられている。
3	県の関与に合理性はあるか。	0	同上
4	県職員の関与方法は適切か。	0	県業務として実施しており、過去の判例等を参考に、職務 専念義務の免除も不要と判断している。
5	県資産の使用は適切か。	0	県業務という認識であり、使用許可はとっていない。使用 許可の要否は検討されている。
7	収支状況・留保金の水準は適正か。	Δ	事業量に比べると、繰越金は多額である。
8	設立目的と運営の実態は合致しているか。	0	
10	支出に占める管理費比率は適正か。	0	県職員が事務を行うため、団体管理費として支出される額 はない。
13	県職員が収益事業・会費・寄付の徴収などに 関与していないか。	-	該当事項なし。
14	団体会員に対する会費徴収は適切か。 県事業 への寄付となっていないか。	-	該当事項なし。

16	適正な個人情報保護の体制がとれているか。	0	独自の管理規定が定められている。
17	本来は県の保有情報として情報公開の対象と	0	独自の管理規定が定められている。
	するべきものはないか。		
18	再委託の割合が高くなっていないか。再委託	ı	該当事項なし。
	の際に競争性を確保しているか。		
20	監査制度は設けられているか。実効性はある	0	会計管理者、市町長であるが、各職員により内容もチェッ
	か。		クされている 。
21	契約事務は適正か。	Δ	随意契約となっている。必要性はあると判断される内容で
			あったが、それについて記載されていない。
22	出納は適正か。	0	県に準じている。
23	文書管理,事務処理管理は適正か。	0	県に準じている。
32	事業の実体が乏しい小規模外郭団体となって	Δ	県の事業として実施するべきではないか、検討が必要であ
	いないか。		る。
35	解散又は統廃合するべき団体はないか。	0	ただし、国体後は解散される可能性もある。

^{○…}問題なし、△…問題となる可能性がある、又は不十分である、×…問題がある、—…該当なし

(資料1) アンケート用紙 県が事務を担当する団体に係る調査

平成22年度包括外部監査の実施にあたり、外郭団体に類似する団体の有無、及びその現況の把握をしたいと思います。このため、県が事務を担当する団体につき、アンケートによる調査票記入をお願いしています。大変お手数ですが、下記に留意のうえ調査票へご記入ください。

調査対象団体:県が恒常的に事務局を担っている県内所在の任意団体

なお、データは電子データと紙ベースでお願いいたします。

また、直近の総会資料の写し等(下記3)についても提出をお願いいたします。

(調査票への記入)※3の添付文書についてもよろしくお願いいたします。

調査票に記入済の次の内容(黄色の網掛け部分: H20 調査回答内容)を確認のうえ、H22.4.1 現在の内容に置き換えてください。

【留意点】

今回の調査対象は上述のとおり「県が恒常的に事務局を担っている県内所在の任意団体」です。したがって、H20調査で回答いただいた団体であっても次に該当する団体は対象外となりますので、削除してください。

- ①財団法人や、社団法人、中間法人など特別法に依拠した法人
- ②国や他県との政策協議を経て県域を超えて設立されている団体
- H22.4.1 現在で廃止している団体は削除してください。
- ・ H20以降新たに事務を担当する団体が生じている場合は追加してください。
- (1)団体名
- (2)部局名
- (3)所管課
- (4)団体の業務内容
- (5)事務局職員数
 - ア 合計人数

イ アのうち、県職員の人数

- (6)収支報告書の有無
- 2 次の内容をご記入ください。

※取得が困難な情報は空欄にしていただいて結構ですので、わかる範囲でお答えください。

- (1)回答者名、内線、E-mail
- (2)設立年月日(詳細不明であれば概ねの年度で結構です。)
- (3)代表者氏名、代表者の勤務先・役職

「代表者の勤務先・役職」は、代表者が通常勤務している職場と当該職場での役職をご記入くだ

さい。(例:愛媛県○○部長 等)

代表者の勤務が団体のみの場合は当該団体名のみをご記入ください。

- (4)法人所在地
- (5)類型

類型は次の分類により、該当するものに「〇」をご記入ください。複数に該当する場合は、それぞれ「〇」をご記入ください。

【分類】

A: 県(教育委員会、公安委員会を含む。)に事務局がある。

B: 県職員が職務として事務を担当

C: 県職員が役員に就任している

(6)事務局職員数

ア 県職員以外

- (ア)人数(※計算式:合計人数-県職員人数を入力済です。)
- (イ)業務内容
- (ウ)雇用形態

常勤、非常勤等の別に人数をご記入ください。

(例:常勤△名、非常勤(週△h)△名)

(エ)21人件費

21年度決算に計上された人件費をご記入ください。

- イ 県職員
- (ア)業務内容
- (イ)年間延べ従事時間数

県職員が団体業務に従事する延べ時間数(概数可)をご記入ください。

(例) 職員 2名で1名が週8時間、1名が週4時間勤務している場合

8h×52週+4h×52週=624h

(7)21決算の状況

21年度決算から次の状況をご記入ください。なお、未作成の場合は「未作成」とご記入ください。

- ア 収入総額
- イ 繰越金額
- ウ資産
- エ 負債
- 才 正味財産等
- (8) 通帳・印鑑の保管
 - ア通帳
 - (ア)役職

通帳を保管されている者の当該団体での役職名をご記入ください。

(イ)勤務先・役職

保管者が通常勤務している職場と当該職場での役職をご記入ください。

- イ 印鑑
- (ア)役職

通帳を保管されている者の当該団体での役職名をご記入ください。

(イ)勤務先・役職

保管者が通常勤務している職場と当該職場での役職をご記入ください。

(9)県財産の使用

県の財産(執務室、備品等)の使用の有無について、該当する方に「○」をご記入ください。また、使 用がある場合は、次の有無についてもお答えください。

ア 使用許可

イ 使用料減免

(10)団体設立後の状況変化による見直しの必要性

団体を設立してから、状況が変わったことなどによる見直しの必要性の有無につき、次の①から③の 区分に該当する場合は「〇」を、④に該当する場合はその内容をご記入ください。

【区分】

- ①設立当初と状況は変わらない。
- ②設立当初から目的・情勢は変化しているが、団体は必要である。
- ③組織の在り方につき、見直しが必要である。
- ④その他

(11)規則

団体の規則について、どのようなものがあるかご記入ください。

(12) 県補助又は県委託の状況

県から団体への補助金・委託料があればご記入ください。記入欄(列)が不足する場合は適宜増やしてください。

ア 補助金・委託事業名

県補助金、県委託事業の事業名をご記入ください。

イ 21 事業費

当該補助・委託事業の21年度の全体事業費をご記入ください。

- ウ 21 補助等金額
 - 21年度の県補助・委託金額をご記入ください。
- エ 22 補助等見込
 - 22年度の県補助・委託金額の予定をご記入ください。

3 添付文書

- (1)直近の総会資料(21年又は20年度)の写し
 - ①収支報告書等決算資料を含む。
 - ②財産目録又は繰越金の内訳明細:預金口座、証券、等資産の明細
- (2)定款に相当する規則の写し

※定款に相当する規則

目的、組織、活動、構成員、業務執行などについての基本規則